

平成27年版

# 滋賀県の労働条件

(平成27年 労働条件実態調査結果報告書)

滋賀県商工観光労働部  
労働雇用政策課

## 目 次

### I. 平成27年 労働条件実態調査の説明

1 調査目的 .....	1
2 調査時点および実施期間 .....	1
3 調査対象 .....	1
4 調査方法 .....	2
5 調査項目 .....	2
6 調査結果の利用上の注意 .....	2
7 用語の説明 .....	2

### II. 調査結果

#### 労働者、管理職者の男女の割合

(1) 正規社員の男女の割合 .....	6
(2) 非正規社員および派遣労働者の男女の割合 .....	7
(3) 管理職者の男女の割合 .....	8

#### 労働組合

(4) 労働組合の有無 .....	9
(5) 労働組合への非正規社員の加入状況 .....	9

#### 休日・休暇制度

(6) 週休制の形態 .....	10
(7) 年間休日総数 .....	11
(8) 年次有給休暇の付与および取得の状況 .....	12
(9) 年次有給休暇の取得単位 .....	14
(10) 年次有給休暇以外の有給休暇制度 .....	15

#### 労働時間

(11) 労働時間短縮のための取組み .....	16
(12) 年次有給休暇の取得促進の取組み .....	17
(13) 変形労働時間制の内容 .....	17
(14) 労使間の話し合いの機会の有無 .....	18

#### 育児・介護休業制度

(15) 過去2年間の出産における育児休業取得率 .....	19
(16) 育児休業制度の有無 .....	21
(17) 育児のために就業規則等で定めている制度 .....	22
(18) 育児のための短時間勤務制度等の最長取得期間 .....	24
(19) 子の看護休暇制度の有無 .....	25
(20) 子の看護休暇制度の年間利用可能日数 .....	26
(21) 介護休業制度の有無 .....	27
(22) 過去2年間における介護休業制度の利用実績 .....	28
(23) 介護のために就業規則等で定めている制度 .....	29
(24) 妊娠・出産・育児または介護を理由として退職した者に対する 再雇用制度 .....	30

女性が活躍するための取組み（ポジティブ・アクション）	
(25) 女性従業員の配置方針	31
(26) 女性が活躍するための取組み	32
(27) 女性が活躍するための取組みの効果	34
(28) 女性が活躍するための取組みをしていない理由	34
(29) 女性の管理職登用の状況	35
(30) 女性の管理職登用が進まない理由	36
多様な働き方	
(31) 雇用形態の転換制度	36
(32) 「多様な正規社員」制度	38
(33) 「多様な正規社員」制度の導入理由	39
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）経営	
(34) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する取組み	40
(35) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する取組みの効果	42
(36) 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」登録制度の認知	43
メンタルヘルスケア（心の健康対策）	
(37) メンタルヘルスケア（心の健康対策）の実施の有無	44
(38) メンタルヘルスケア（心の健康対策）の実施方法	45

### III. 参考表・図

参考表1 産業別民営事業所数及び従業上の地位別従業者数、 他からの派遣従業者数	46
参考表2 事業所規模、産業、就業形態別常用労働者一人あたり平均月間出勤 日数、総実労働時間数、所定内労働時間数及び所定外労働時間数	47
参考図1 年間総実労働時間の推移	48
参考表3 新規学卒者の初任給額	49
参考表4 短時間労働者の1時間あたりの所定内給与額及び年間賞与 その他特別給与額	49
参考表5 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞 与その他特別給与額	50
参考図2 高年齢者雇用確保措置の実施状況	58
参考図3 希望者全員が65歳以上まで働く企業の状況	58
参考表6-1 県内の労働組合数・組合員数	59
参考表6-2 上部組織への加盟状況	59
参考表6-3 産業別労働組合数・組合員数の状況	60
参考図4 春季賃上げ率の推移	60
参考図5 夏季一時金妥結額の推移	61
参考図6 年末一時金妥結額の推移	61

### IV. 資料（調査票）

(質問用紙)	62
(回答用紙)	70

## I . 平成 27 年労働条件実態調査の説明

## 1 調査目的

この調査は、県内の民営事業所に雇用されている労働者の労働条件の実態を明らかにし、労務管理改善等の基礎資料として提供するほか、労働関係諸機関の参考資料とすることを目的として、統計法（平成19年法律第53号）に基づく届出統計として実施した。

## 2 調査時点および実施期間

調査時点は平成27年（2015年）6月30日現在とし、調査実施期間は7月1日から7月31日とした。

## 3 調査対象

○地域：県内全域

○産業：①建設業②製造業③運輸業・通信業④卸売・小売業⑤金融・保険業

⑥飲食店、宿泊業⑦医療、福祉⑧教育、学習支援業⑨サービス業の9産業

○規模：常用労働者10人以上の民営事業所

（平成24年「経済センサス-活動調査（総務省）」の事業所名簿による）

○標本抽出法・標本数：上記名簿から無作為抽出により1,000事業所を抽出

### 有効回答事業所の状況：有効回答事業所数 522 回答率52.2%

#### 企業規模別

計	30人以上	10人未満 (注)	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300～999人	1,000人以上
522	360	12	150	48	74	95	64	79

#### 事業所別

計	30人以上	10人未満 (注)	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
522	182	38	302	66	75	34	7

#### 産業別

計	建設業	製造業	運輸業・ 通信業	卸売・ 小売業	金融・ 保険業	飲食店、 宿泊業	医療、 福祉	教育、 学習支援業	サービス業
522	37	112	33	112	31	30	70	20	77

#### 労働組合の有無別

計	労働組合 あり	労働組合 なし	無回答 (注)
522	136	383	3

（注）回答時点で10人未満となった事業所については、合計、産業別および労働組合の有無別集計では含めて集計しているが規模別集計表には含めていない。また、労働組合の有無について無回答であった事業所については、合計、規模別および産業別に含めて集計した。

### （参考）滋賀県の産業および常用雇用者事業所規模別（10人以上）の民営事業所数

#### 従業員規模別・産業別事業所内訳

産業	常用労働者規模					
	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上	合計
建設業	402	55	24	4	0	485
製造業	1,077	293	294	241	75	1,980
運輸業・通信業	504	109	74	33	7	727
卸売業・小売業	1,828	249	133	80	9	2,299
金融・保険業	298	58	23	2	4	385
飲食店、宿泊業	913	166	69	19	3	1,170
医療、福祉	746	169	115	57	13	1,100
教育、学習支援業	201	47	15	5	5	273
サービス業	957	179	129	85	14	1,364
合計	6,926	1,325	876	526	130	9,783

※ 標本抽出元データ：平成24年「経済センサス-活動調査（総務省）」

## 4 調査方法

郵送による通信調査で、記入は自計申告方式である。

## 5 調査項目

- 労働者、管理職者の男女の割合
- 労働組合
- 休日・休暇制度
- 労働時間
- 育児・介護休業制度
- 女性が活躍するための取組み（ポジティブ・アクション）
- 多様な働き方
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）経営
- メンタルヘルスケア（心の健康対策）

## 6 調査結果の利用上の注意

- (1) 本調査は、無作為に抽出した事業所からの任意報告に基づいており、前年の調査と同一性が確保されているわけではない。
- (2) 各表の計は100.0%としているが各表・各図における本調査結果集計の構成比(%)は小数点以下第2位を四捨五入して算出してあるため、内訳の合計が必ずしも100.0%とならない場合がある。
- (3) 一部図内のNは、有効回答事業所数を表す。
- (4) 各設問について無回答であった事業所は、有効回答数に含まれない。
- (5) サンプルが少ないものについては誤差が大きいので利用にあたっては注意を要する。
- (6) 設問36および設問37は、県が実施する事業についての参考設問であるため調査結果からは省いています。

## 7 用語の説明

### (1) 非正規社員

「**非正規社員**」とは、「パートタイマー」「アルバイト」「契約社員」「臨時社員」などの正規社員以外の労働者をいう。

### (2) 派遣労働者

「**派遣労働者**」とは、労働者派遣法に基づく派遣事業者から派遣され、派遣先事業所の指揮命令下で従事する労働者をいう。請負により行われる事業であって、労働者と事業所との間に指揮命令関係がないものは含まない。

### (3) 事務職

「**事務職**」とは、課長相当職以上の職務にある人の監督を受けて行う、庶務・文書・人事・調査・企画・会計等の仕事や、他の業務に付随する事務の仕事をいう。

#### (4)週休制

- ・「完全週休2日制」とは、毎週週休2日制を行っているものをいう。
- ・「その他の週休2日制」とは、週休2日制を月3回、隔週、月2回、月1回のいずれかで行っているものをいう。
- ・「その他」とは、月1回以上週休3日制や3勤3休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

#### (5)休暇制度

- ・「リフレッシュ休暇」とは、職業生活の節目に労働者のリフレッシュを目的として勤続年数など一定の要件に合致する場合に付与する有給の連続休暇をいう。
- ・「ボランティア休暇」とは、各種の社会貢献活動を行う労働者に付与する有給の休暇をいう。
- ・「メモリアル休暇」とは、本人の誕生日や結婚記念日など記念になる日に付与する有給の休暇をいう。
- ・「夏季休暇」とは、一般的に7～9月の夏季に付与する有給の休暇をいう。
- ・「教育訓練休暇」とは、職業人としての資質の向上、その他職業に関する教育訓練を受ける場合に付与する有給の休暇をいう。
- ・「学校等行事休暇」とは、学校等が実施する行事（入学式など）に出席する場合に付与する有給の休暇をいう。
- ・「慶弔休暇（冠婚葬祭休暇）」とは、結婚、忌引きなどの理由により付与する有給の休暇をいう。

#### (6)年次有給休暇の計画的付与制度（労働基準法第39条第6項）

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、毎年の年次有給休暇のうち5日を超える部分を労使協定により、年次有給休暇を与える時期を計画的に定めて付与する制度をいう。

#### (7)変形労働時間制

- ・「1週間単位の非定型的変形労働時間制」とは日ごとの業務に著しい繁閑の差が生ずることが多く、その業務の繁閑が非定型的である、あらかじめ就業規則等で各日の労働時間を特定することが困難な、労働者が30人未満の特定事業所（小売業、旅館、料理店、飲食店）では、労使協定により1週間の労働時間が40時間を超えない範囲で1日の法定労働時間を超えて労働させることができる制度をいう（労働基準法第32条の5）。
- ・「1か月単位の変形労働時間制」とは、就業規則や労使協定により、1か月以内の一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が法定労働時間を超えない定めをした場合、当該変形期間内において1日および1週の法定労働時間を超えて労働させることができる制度をいう（労働基準法第32条の2）。
- ・「1年単位の変形労働時間制」とは、労使協定により1年以内の一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が40時間を超えない定めをした場合、当該変形期間内において、1日および1週の法定労働時間を超えて労働させることができる

制度をいう（労働基準法第32条の4）。

- ・「フレックスタイム制」とは、就業規則および労使協定で、清算期間（1か月以内）を平均し、1週間当たりの労働時間が法定労働時間を超えない定めをした場合、労働者にその範囲内で始業および終業の時刻を自由に選択させ、1日おおよび1週の所定労働時間を超えて労働させることができる制度をいう（労働基準法第32条の3）。

(8) 育児のための短時間勤務等の措置（育児・介護休業法第23条第1項）

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者であつて育児休業をしていないものについて、労働者の申出に基づく短時間勤務の措置を講じなければならない。

(9) 所定外労働の免除（育児・介護休業法第16条の8）

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者が請求した場合は、所定労働時間を超えて労働させてはならない。

(10) 子の看護休暇（育児・介護休業法第16条の2）

「子の看護休暇」とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対して、負傷や疾病にかかった子どもの看護をするために与えられる休暇をいう。

(11) 介護のための短時間勤務制度等（育児・介護休業法第23条第3項）

事業主は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度等の措置として以下のいずれかの措置を講じなければならない。

- ・短時間勤務制度
- ・フレックスタイム制度
- ・始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ
- ・介護サービスを利用する場合、労働者が負担する費用を助成する制度、その他これに準ずる制度

(12) 介護のための休暇制度（育児・介護休業法第16条の5、第16条の6）

「介護のための休暇制度」とは、要介護状態にある対象家族の介護を行うため、労働者からの申出により与えられる休暇をいう。

(13) 妊娠、出産もしくは育児または介護を理由として退職した者に対する再雇用制度（育児・介護休業法第27条）

「再雇用制度」とは、退職の際に、将来その就業が可能になったときに退職前の事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出をしていた者について、事業主が労働者の募集または採用にあたって特別の配慮をする制度をいう。

(14) 多様な正規社員制度

- ・「勤務地限定の正規社員」とは、転勤するエリアが限定されている、転居を伴う

転勤がない、あるいは転勤が一切ない正規社員をいう。

- ・「**職務限定の正規社員**」とは、担当する職務内容や仕事の範囲が他の業務と明確に区別され、限定されている正規社員のことをいう。
- ・「**勤務時間限定の正規社員**」とは、所定労働時間が従来の正規社員と比べて短い、あるいは残業が免除されている正規社員のことをいう（ただし、育児・介護休業法で定められている範囲内の制度はこれに該当しない）。

(15) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法第12条)

「**一般事業主行動計画**」とは、次世代育成支援対策推進法に基づいて、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、計画期間、目標、目標達成のための対策およびその時期を定めたものをいう。

(16) 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」登録制度

「**滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業**」登録制度とは、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に取り組まれている企業を「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録し、ホームページ等で広く紹介する県の制度。ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の情報を発信することにより、多くの企業に取り組んでいただくことで働く人の職場環境が良くなることを目的としている。対象は県内に所在する企業等で、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出をしていることを登録要件にしている。



## II. 調査結果

## 【労働者、管理職者の男女の割合】

### (1) 正規社員の男女の割合 【設問②】

正規社員における男女の割合は、男性が 70.9%、女性が 29.1% となっている。正規社員のうち、事務職における男女の割合は、男性が 58.3%、女性が 41.7% となっており、事務職以外における男女の割合は、男性が 75.8%、女性が 24.2% となっている。

表1 正規社員における男女の割合

	正規社員における 男女の割合			事務職			事務職以外		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
全体	70.9% (9,837)	29.1% (4,039)	100.0% (13,876)	58.3% (2,266)	41.7% (1,621)	100.0% (3,887)	75.8% (7,571)	24.2% (2,418)	100.0% (9,989)
30人以上*	71.0% (8,757)	29.0% (3,583)	100.0% (12,340)	60.6% (2,173)	39.4% (1,414)	100.0% (3,587)	75.2% (6,584)	24.8% (2,169)	100.0% (8,753)
10～29人	70.1% (1,046)	29.9% (447)	100.0% (1,493)	31.0% (90)	69.0% (200)	100.0% (290)	79.5% (956)	20.5% (247)	100.0% (1,203)
30～49人	68.1% (601)	31.9% (281)	100.0% (882)	29.7% (60)	70.3% (142)	100.0% (202)	79.6% (541)	20.4% (139)	100.0% (680)
50～99人	67.0% (1,440)	33.0% (708)	100.0% (2,148)	45.9% (217)	54.1% (256)	100.0% (473)	73.0% (1,223)	27.0% (452)	100.0% (1,675)
100～299人	70.4% (2,398)	29.6% (1,009)	100.0% (3,407)	52.6% (476)	47.4% (429)	100.0% (905)	76.8% (1,922)	23.2% (580)	100.0% (2,502)
300～999人	72.0% (2,305)	28.0% (898)	100.0% (3,203)	60.7% (622)	39.3% (403)	100.0% (1,025)	77.3% (1,683)	22.7% (495)	100.0% (2,178)
1,000人以上	74.6% (2,013)	25.4% (687)	100.0% (2,700)	81.3% (798)	18.7% (184)	100.0% (982)	70.7% (1,215)	29.3% (503)	100.0% (1,718)
建設業	82.6% (673)	17.4% (142)	100.0% (815)	27.9% (50)	72.1% (129)	100.0% (179)	98.0% (623)	2.0% (13)	100.0% (636)
製造業	82.0% (4,996)	18.0% (1,099)	100.0% (6,095)	70.9% (1,439)	29.1% (591)	100.0% (2,030)	87.5% (3,557)	12.5% (508)	100.0% (4,065)
運輸・通信業	87.4% (692)	12.6% (100)	100.0% (792)	58.1% (100)	41.9% (72)	100.0% (172)	95.5% (592)	4.5% (28)	100.0% (620)
卸売・小売業	75.7% (1,390)	24.3% (446)	100.0% (1,836)	41.1% (230)	58.9% (329)	100.0% (559)	90.8% (1,160)	9.2% (117)	100.0% (1,277)
金融・保険業	47.1% (252)	52.9% (283)	100.0% (535)	53.9% (145)	46.1% (124)	100.0% (269)	40.2% (107)	59.8% (159)	100.0% (266)
飲食店・宿泊業	70.3% (147)	29.7% (62)	100.0% (209)	58.3% (14)	41.7% (10)	100.0% (24)	71.9% (133)	28.1% (52)	100.0% (185)
医療・福祉	30.8% (636)	69.2% (1,428)	100.0% (2,064)	34.5% (110)	65.5% (209)	100.0% (319)	30.1% (526)	69.9% (1,219)	100.0% (1,745)
教育・学習支援業	60.4% (102)	39.6% (67)	100.0% (169)	76.9% (20)	23.1% (6)	100.0% (26)	57.3% (82)	42.7% (61)	100.0% (143)
サービス業	69.7% (949)	30.3% (412)	100.0% (1,361)	51.1% (158)	48.9% (151)	100.0% (309)	75.2% (791)	24.8% (261)	100.0% (1,052)

※ ()内は人数  
\* 企業規模30人以上

## (2) 非正規社員および派遣労働者の男女の割合 【設問02】

非正規社員では、男性が32.9%、女性が67.1%となっている。また、派遣労働者においては、男性が53.5%、女性が46.5%となっている。

表2 非正規社員と派遣労働者における男女の割合

	非正規社員 における男女の割合			派遣労働者 における男女の割合		
	男性	女性	計	男性	女性	計
全体	32.9% (2,990)	67.1% (6,093)	100.0% (9,083)	53.5% (712)	46.5% (618)	100.0% (1,330)
30人以上*	33.4% (2,737)	66.6% (5,446)	100.0% (8,183)	53.3% (697)	46.7% (611)	100.0% (1,308)
10~29人	28.1% (245)	71.9% (626)	100.0% (871)	68.2% (15)	31.8% (7)	100.0% (22)
30~49人	38.3% (211)	61.7% (340)	100.0% (551)	77.2% (44)	22.8% (13)	100.0% (57)
50~99人	26.1% (302)	73.9% (855)	100.0% (1,157)	74.8% (98)	25.2% (33)	100.0% (131)
100~299人	28.4% (551)	71.6% (1,387)	100.0% (1,938)	38.4% (262)	61.6% (420)	100.0% (682)
300~999人	46.0% (621)	54.0% (728)	100.0% (1,349)	77.5% (221)	22.5% (64)	100.0% (285)
1,000人以上	33.0% (1,052)	67.0% (2,136)	100.0% (3,188)	47.1% (72)	52.9% (81)	100.0% (153)
建設業	39.7% (25)	60.3% (38)	100.0% (63)	100.0% (1)	0.0% (0)	100.0% (1)
製造業	44.4% (816)	55.6% (1,020)	100.0% (1,836)	64.5% (495)	35.5% (272)	100.0% (767)
運輸・通信業	42.0% (172)	58.0% (238)	100.0% (410)	66.7% (8)	33.3% (4)	100.0% (12)
卸売・小売業	28.7% (590)	71.3% (1,468)	100.0% (2,058)	54.1% (46)	45.9% (39)	100.0% (85)
金融・保険業	20.3% (14)	79.7% (55)	100.0% (69)	0.0% (0)	100.0% (6)	100.0% (6)
飲食店、宿泊業	26.2% (181)	73.8% (510)	100.0% (691)	47.7% (21)	52.3% (23)	100.0% (44)
医療、福祉	15.6% (260)	84.4% (1,412)	100.0% (1,672)	5.3% (1)	94.7% (18)	100.0% (19)
教育、学習支援業	48.4% (149)	51.6% (159)	100.0% (308)	33.3% (1)	66.7% (2)	100.0% (3)
サービス業	39.6% (783)	60.4% (1,193)	100.0% (1,976)	35.4% (139)	64.6% (254)	100.0% (393)

\* ( )内は人数

\* 企業規模30人以上

### (3) 管理職者の男女の割合 【設問03】

管理職者の男女の割合は、男性が85.6%、女性が14.4%となっている。企業規模30人以上の事業所においては、男性が88.4%、女性が11.6%となっている。

表3 管理職者の男女の割合

	管理職全体における 男女の割合		役員における 男女の割合		部長相当職における 男女の割合		課長相当職における 男女の割合		係長相当職における 男女の割合	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
全体	85.6% (2,235)	14.4% (377)	77.5% (578)	22.5% (168)	91.6% (533)	8.4% (49)	87.5% (1,124)	12.5% (160)	82.5% (1,205)	17.5% (255)
30人以上*	88.4% (1,852)	11.6% (242)	85.1% (366)	14.9% (64)	93.2% (453)	6.8% (33)	87.7% (1,033)	12.3% (145)	83.3% (1,129)	16.7% (227)
10~29人	73.7% (367)	26.3% (131)	67.1% (204)	32.9% (100)	82.8% (77)	17.2% (16)	85.1% (86)	14.9% (15)	73.1% (76)	26.9% (28)
30~49人	82.6% (176)	17.4% (37)	77.8% (91)	22.2% (26)	94.9% (37)	5.1% (2)	84.2% (48)	15.8% (9)	80.0% (64)	20.0% (16)
50~99人	84.5% (375)	15.5% (69)	80.9% (114)	19.1% (27)	93.5% (100)	6.5% (7)	82.1% (161)	17.9% (35)	70.8% (138)	29.2% (57)
100~299人	89.7% (541)	10.3% (62)	92.1% (93)	7.9% (8)	94.6% (157)	5.4% (9)	86.6% (291)	13.4% (45)	80.6% (291)	19.4% (70)
300~999人	89.8% (416)	10.2% (47)	96.3% (52)	3.7% (2)	92.3% (96)	7.7% (8)	87.9% (268)	12.1% (37)	92.3% (289)	7.7% (24)
1,000人以上	92.7% (344)	7.3% (27)	94.1% (16)	5.9% (1)	90.0% (63)	10.0% (7)	93.3% (265)	6.7% (19)	85.3% (347)	14.7% (60)
建設業	85.9% (219)	14.1% (36)	75.5% (74)	24.5% (24)	94.9% (56)	5.1% (3)	90.8% (89)	9.2% (9)	89.2% (66)	10.8% (8)
製造業	92.5% (931)	7.5% (76)	84.7% (177)	15.3% (32)	97.4% (226)	2.6% (6)	93.3% (528)	6.7% (38)	92.4% (584)	7.6% (48)
運輸・ 通信業	86.3% (88)	13.7% (14)	79.1% (34)	20.9% (9)	90.9% (20)	9.1% (2)	91.9% (34)	8.1% (3)	89.4% (42)	10.6% (5)
卸売・ 小売業	91.1% (398)	8.9% (39)	79.6% (109)	20.4% (28)	96.5% (82)	3.5% (3)	96.3% (207)	3.7% (8)	92.9% (249)	7.1% (19)
金融・ 保険業	95.3% (82)	4.7% (4)	100.0% (5)	0.0% (0)	95.2% (20)	4.8% (1)	95.0% (57)	5.0% (3)	67.2% (39)	32.8% (19)
飲食店、 宿泊業	80.3% (57)	19.7% (14)	68.6% (24)	31.4% (11)	88.9% (16)	11.1% (2)	94.4% (17)	5.6% (1)	65.2% (15)	34.8% (8)
医療、 福祉	55.6% (184)	44.4% (147)	62.4% (68)	37.6% (41)	59.6% (34)	40.4% (23)	49.7% (82)	50.3% (83)	39.7% (71)	60.3% (108)
教育、 学習支援業	74.4% (29)	25.6% (10)	80.0% (4)	20.0% (1)	72.7% (8)	27.3% (3)	73.9% (17)	26.1% (6)	58.8% (20)	41.2% (14)
サービス業	87.0% (247)	13.0% (37)	79.0% (83)	21.0% (22)	92.2% (71)	7.8% (6)	91.2% (93)	8.8% (9)	82.1% (119)	17.9% (26)

※ここでは、管理職は課長相当職以上のことを行う

※()内は人数

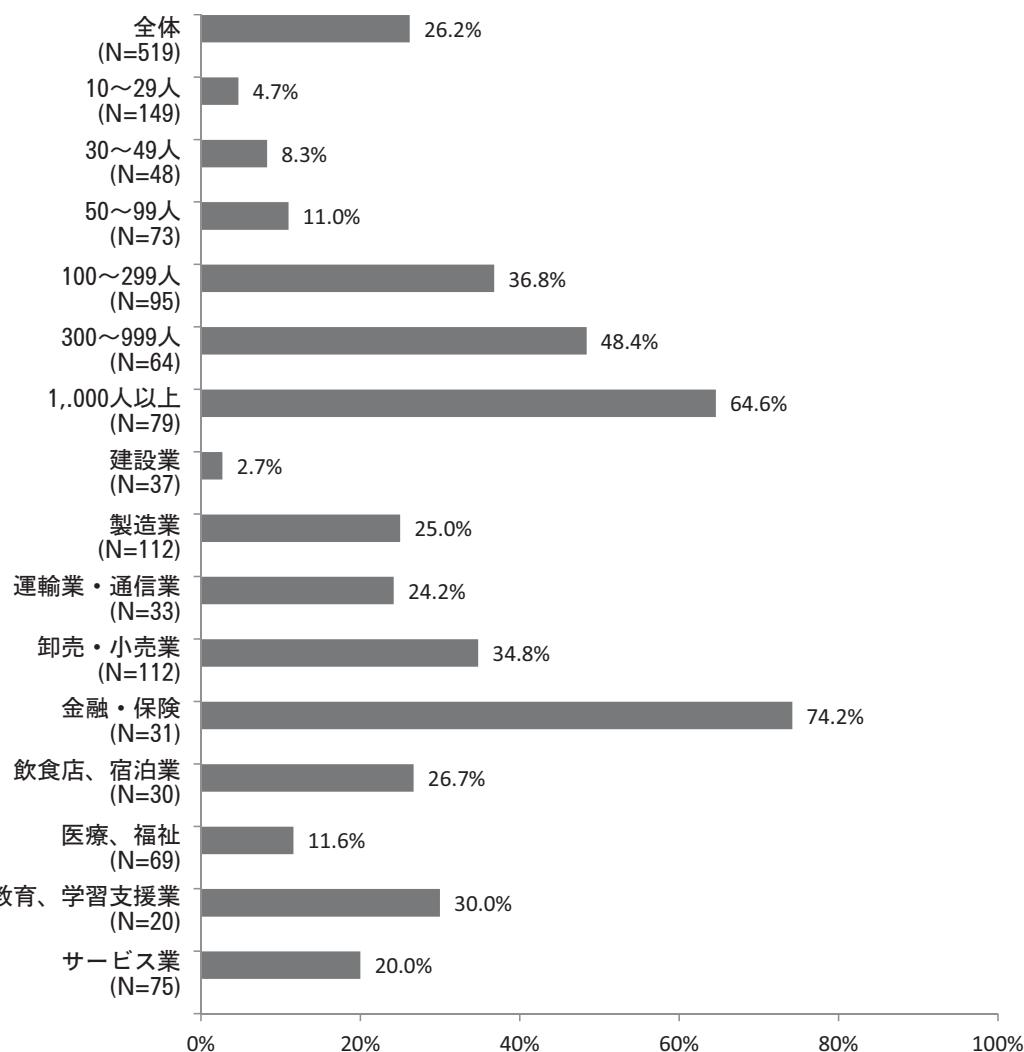
\*企業規模30人以上

## 【労働組合】

### (4) 労働組合の有無 【設問04】

労働組合がある事業所の割合は 26.2% で、前年の 27.0% に対し、0.8 ポイント下回っている。

図1 労働組合がある事業所の割合（全体・企業規模別・産業別）

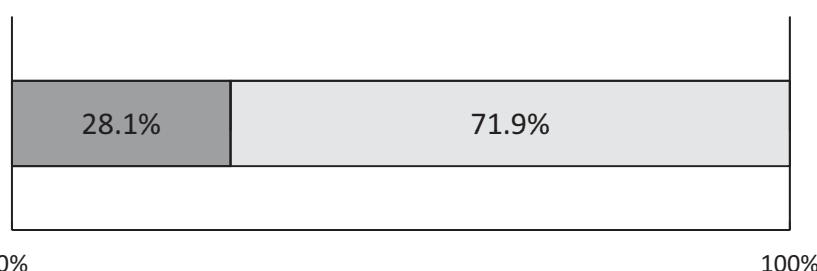


### (5) 労働組合への非正規社員の加入状況 【設問05】

(4) で労働組合が「ある」と回答した事業所の中で、非正規社員も労働組合へ加入している事業所の割合は 28.1% であり、前年の 28.5% に対し、0.4 ポイント下回っている。

図2 労働組合への非正規社員の加入状況（全体 N=135）

■加入している □加入していない



## 【休日・休暇制度】

### (6) 週休制の形態 【設問06】

週休制の形態については、「その他の週休2日制」を採用している事業所が45.8%と最も高く、次いで「完全週休2日制」が39.6%となっている。

図3 週休制の形態 (全体 N=500)

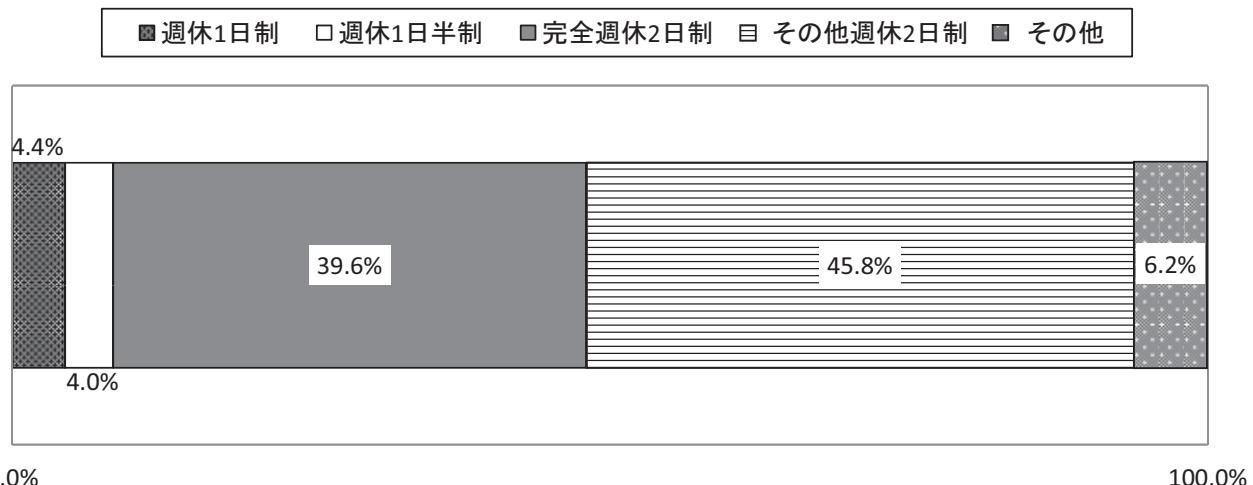


表4 週休制の形態

	有効回答 事業所数	週休 1日制	週休 1日半制	完全週休 2日制	その他の 週休2日制	その他	計
全体	500	4.4%	4.0%	39.6%	45.8%	6.2%	100.0%
10~29人	140	10.0%	6.4%	29.3%	49.3%	5.0%	100.0%
30~49人	46	0.0%	13.0%	32.6%	50.0%	4.3%	100.0%
50~99人	73	6.8%	1.4%	30.1%	60.3%	1.4%	100.0%
100~299人	94	1.1%	2.1%	48.9%	40.4%	7.4%	100.0%
300~999人	64	0.0%	0.0%	50.0%	42.2%	7.8%	100.0%
1,000人以上	73	1.4%	2.7%	53.4%	30.1%	12.3%	100.0%
建設業	36	8.3%	2.8%	16.7%	69.4%	2.8%	100.0%
製造業	111	0.9%	2.7%	44.1%	47.7%	4.5%	100.0%
運輸業・通信業	31	3.2%	0.0%	32.3%	58.1%	6.5%	100.0%
卸売・小売業	99	4.0%	2.0%	24.2%	61.6%	8.1%	100.0%
金融・保険業	31	0.0%	0.0%	90.3%	9.7%	0.0%	100.0%
飲食店、宿泊業	29	10.3%	10.3%	20.7%	48.3%	10.3%	100.0%
医療、福祉	68	0.0%	4.4%	61.8%	26.5%	7.4%	100.0%
教育、学習支援業	20	10.0%	5.0%	25.0%	50.0%	10.0%	100.0%
サービス業	75	10.7%	9.3%	37.3%	36.0%	6.7%	100.0%
労働組合がある	134	1.5%	3.0%	53.7%	38.8%	3.0%	100.0%
労働組合がない	363	5.2%	4.4%	34.4%	48.5%	7.4%	100.0%

## (7) 年間休日総数 【設問07】

年間休日総数についてみると、「100日～109日」が28.7%と最も高く、次いで「120日～129日」が26.3%、「110日～119日」が25.3%となっている。

図4 年間休日総数（全体 N=498）

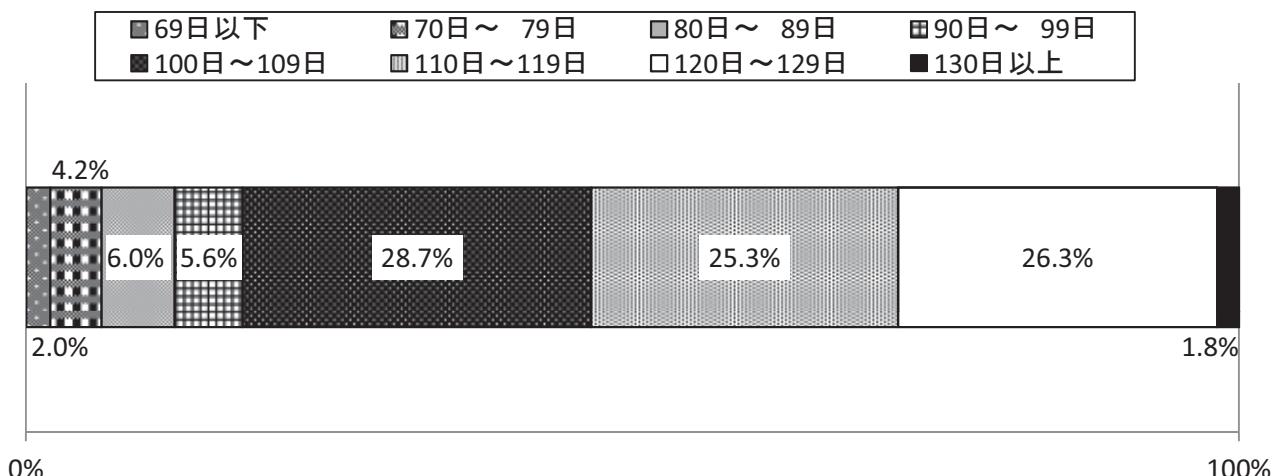


表5 年間休日総数

	有効回答 事業所数	69日 以下	70日 ～ 79日	80日 ～ 89日	90日 ～ 99日	100日 ～ 109日	110日 ～ 119日	120日 ～ 129日	130日 以上	計
全体	498	2.0%	4.2%	6.0%	5.6%	28.7%	25.3%	26.3%	1.8%	100.0%
10～29人	139	4.3%	8.6%	10.1%	9.4%	30.2%	13.7%	23.0%	0.7%	100.0%
30～49人	47	0.0%	6.4%	10.6%	6.4%	31.9%	21.3%	23.4%	0.0%	100.0%
50～99人	74	2.7%	2.7%	8.1%	6.8%	36.5%	24.3%	16.2%	2.7%	100.0%
100～299人	92	0.0%	3.3%	2.2%	5.4%	26.1%	30.4%	32.6%	0.0%	100.0%
300～999人	63	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	27.0%	42.9%	0.0%	100.0%
1,000人以上	73	1.4%	0.0%	2.7%	1.4%	16.4%	45.2%	24.7%	8.2%	100.0%
建設業	37	0.0%	10.8%	18.9%	10.8%	24.3%	16.2%	16.2%	2.7%	100.0%
製造業	110	0.9%	0.0%	5.5%	4.5%	22.7%	30.9%	33.6%	1.8%	100.0%
運輸業・通信業	32	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	37.5%	34.4%	15.6%	0.0%	100.0%
卸売・小売業	98	2.0%	2.0%	4.1%	3.1%	48.0%	25.5%	15.3%	0.0%	100.0%
金融・保険業	31	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	6.5%	35.5%	45.2%	9.7%	100.0%
飲食店・宿泊業	29	6.9%	10.3%	13.8%	3.4%	41.4%	17.2%	6.9%	0.0%	100.0%
医療・福祉	68	2.9%	2.9%	0.0%	7.4%	32.4%	26.5%	26.5%	1.5%	100.0%
教育・学習支援業	20	0.0%	10.0%	5.0%	5.0%	5.0%	20.0%	50.0%	5.0%	100.0%
サービス業	73	1.4%	9.6%	9.6%	11.0%	17.8%	16.4%	32.9%	1.4%	100.0%
労働組合がある	135	0.7%	1.5%	0.7%	1.5%	21.5%	36.3%	32.6%	5.2%	100.0%
労働組合がない	360	2.2%	5.3%	8.1%	7.2%	31.4%	21.1%	24.2%	0.6%	100.0%

## (8) 年次有給休暇の付与および取得の状況 【設問08】

年次有給休暇の「平均付与日数（繰越分除く）」および「平均取得日数」は前年を下回る一方で、「平均取得率」は上回っている（H26 全体：平均付与日数 18.5 日、平均取得日数 9.3 日、平均取得率 50.1%）。

表6 労働者1人あたりの年次有給休暇の付与日数および取得日数

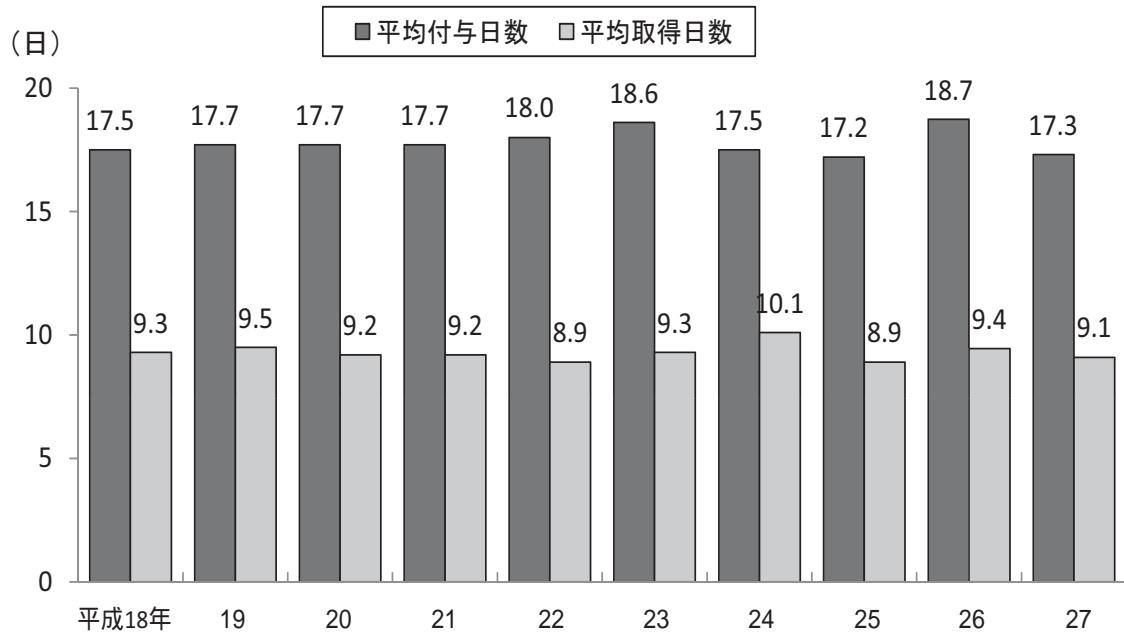
	有効回答 事業所数	労働者1人あたり の平均付与日数 (繰越分除く)	労働者1人あたりの 平均取得日数	労働者1人あたりの 平均取得率
全体	459	17.1	9.0	52.3%
30人以上 *	328	17.3	9.1	52.3%
10～29人	123	15.7	8.3	52.9%
30～49人	45	16.8	9.4	55.6%
50～99人	67	15.9	6.9	43.5%
100～299人	91	17.2	9.0	52.6%
300～999人	61	17.9	8.7	48.8%
1,000人以上	64	18.0	11.0	60.8%
建設業	36	16.1	6.5	40.6%
製造業	100	18.1	11.3	62.4%
運輸業・通信業	30	16.0	7.4	46.3%
卸売・小売業	91	17.2	5.2	30.4%
金融・保険業	26	19.3	10.0	51.7%
飲食店、宿泊業	26	12.5	4.8	37.9%
医療、福祉	65	15.8	7.2	45.9%
教育、学習支援業	16	17.3	7.4	42.9%
サービス業	69	16.2	9.1	56.0%
労働組合がある	128	18.5	10.5	56.7%
労働組合がない	330	16.2	7.9	48.8%

※平均付与日数と平均取得日数は労働者数で加重平均している

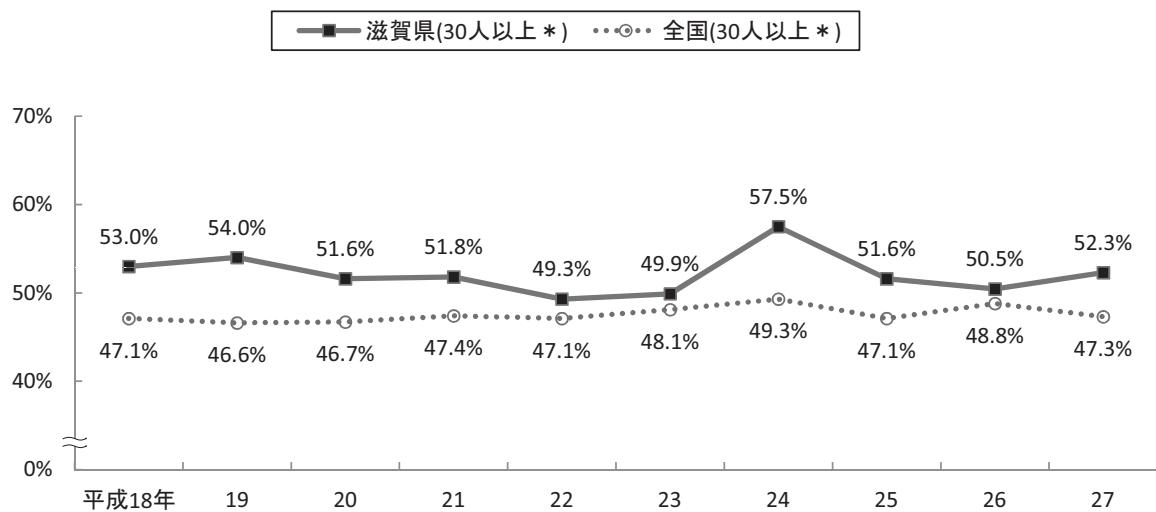
※「平均取得率」は端数処理前の「平均取得日数」を「平均付与日数」で除したものである

\*企業規模 30 人以上

図5 年次有給休暇の平均取得日数および平均付与日数の推移（滋賀県・企業規模30人以上）



(参考) 年次有給休暇取得率の推移



※全国の数値は厚生労働省「就労条件総合調査」 平成27年（全国）は調査対象の一部変更のため時系列比較用数値を使用  
\*企業規模30人以上

## (9) 年次有給休暇の取得単位 【設問09】

年次有給休暇の取得単位については、「半日単位の取得を認めている」とした事業所の割合が53.0%と最も高くなっている。

図6 年次有給休暇の取得単位（全体 N=494）

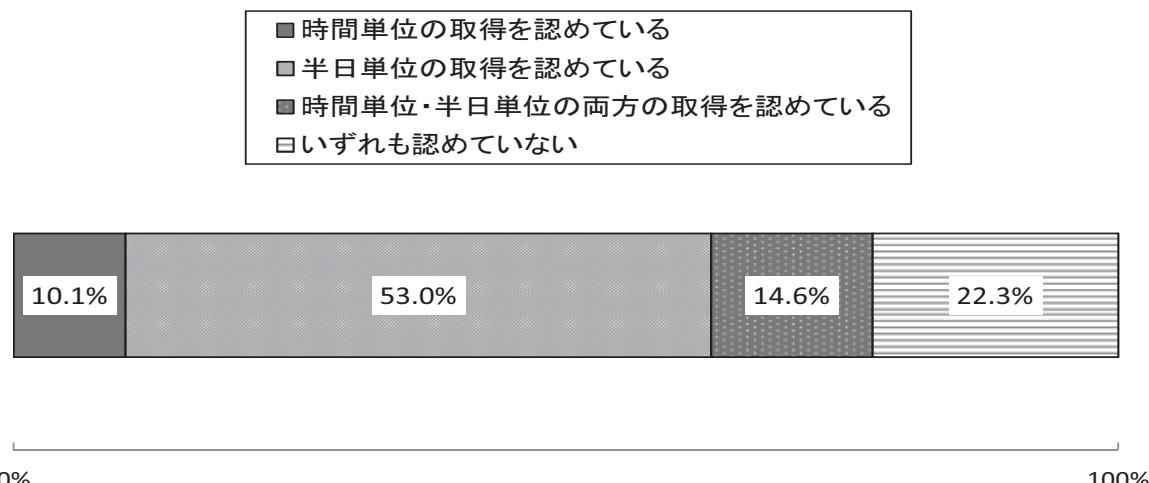


表7 年次有給休暇の取得単位

	有効回答 事業所数	時間単位の 取得を認め ている	半日単位の 取得を認め ている	時間単位・ 半日単位の 両方の取得 を認めている	いずれも 認めていない	計
全体	494	10.1%	53.0%	14.6%	22.3%	100.0%
10～29人	136	12.5%	47.1%	19.9%	20.6%	100.0%
30～49人	47	12.8%	44.7%	12.8%	29.8%	100.0%
50～99人	73	15.1%	52.1%	8.2%	24.7%	100.0%
100～299人	92	12.0%	60.9%	7.6%	19.6%	100.0%
300～999人	63	1.6%	66.7%	15.9%	15.9%	100.0%
1,000人以上	73	5.5%	53.4%	15.1%	26.0%	100.0%
建設業	36	11.1%	41.7%	30.6%	16.7%	100.0%
製造業	109	9.2%	64.2%	6.4%	20.2%	100.0%
運輸業・通信業	32	3.1%	50.0%	12.5%	34.4%	100.0%
卸売・小売業	99	7.1%	47.5%	9.1%	36.4%	100.0%
金融・保険業	31	12.9%	61.3%	19.4%	6.5%	100.0%
飲食店、宿泊業	28	3.6%	50.0%	7.1%	39.3%	100.0%
医療、福祉	67	11.9%	49.3%	35.8%	3.0%	100.0%
教育、学習支援業	20	40.0%	50.0%	5.0%	5.0%	100.0%
サービス業	72	9.7%	52.8%	11.1%	26.4%	100.0%
労働組合がある	135	9.6%	57.0%	12.6%	20.7%	100.0%
労働組合がない	356	10.1%	52.0%	14.9%	23.0%	100.0%

## (10) 年次有給休暇以外の有給休暇制度 【設問10】

年次有給休暇以外の有給休暇制度については「慶弔休暇」がある事業所の割合が 86.0%と最も高く、次いで「妻が出産した場合の夫の休暇」が 50.3%、「夏季休暇」が 42.5%となっている。

図 7 年次有給休暇以外の有給休暇制度（複数回答・全体 N=499）

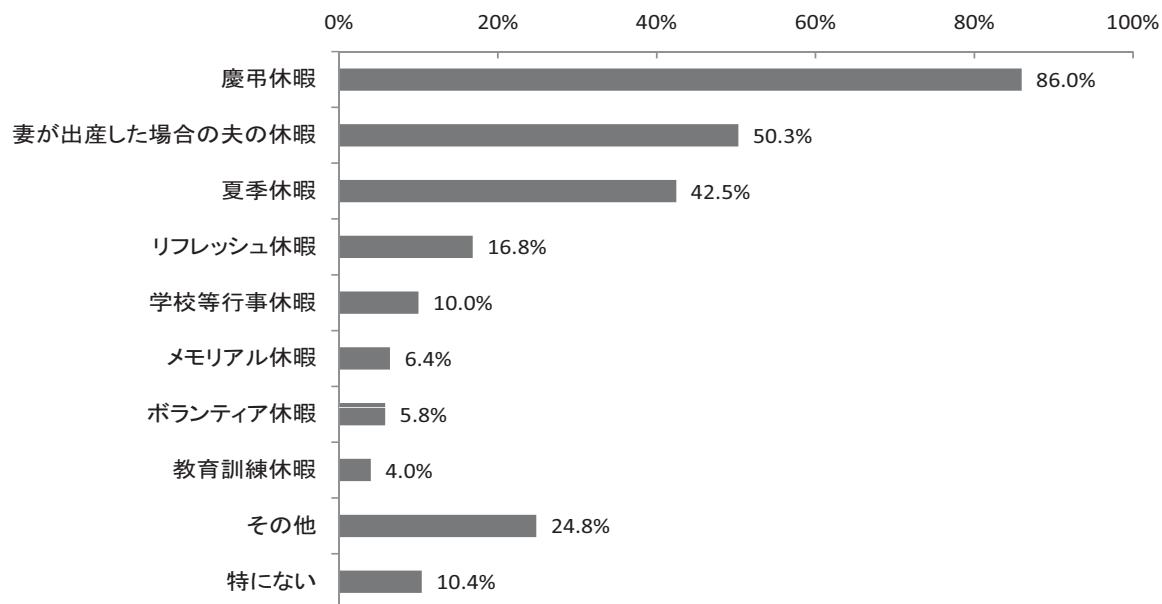


表 8 年次有給休暇以外の有給休暇制度（複数回答）

	有効回答 事業所数	リフレッシュ 休暇	ボランティア 休暇	メモリアル 休暇	夏季休暇	教育訓練 休暇	学校等 行事休暇	妻が出産 した場合の 夫の休暇	慶弔休暇	その他	特になし
全体	499	16.8%	5.8%	6.4%	42.5%	4.0%	10.0%	50.3%	86.0%	24.8%	10.4%
10~29人	139	3.6%	1.4%	1.4%	38.8%	4.3%	12.9%	31.7%	73.4%	14.4%	22.3%
30~49人	47	14.9%	8.5%	8.5%	55.3%	4.3%	14.9%	44.7%	89.4%	38.3%	8.5%
50~99人	74	13.5%	6.8%	2.7%	40.5%	2.7%	8.1%	47.3%	82.4%	10.8%	12.2%
100~299人	93	19.4%	6.5%	6.5%	43.0%	6.5%	6.5%	54.8%	94.6%	33.3%	1.1%
300~999人	63	25.4%	3.2%	7.9%	41.3%	0.0%	6.3%	76.2%	96.8%	33.3%	3.2%
1,000人以上	73	38.4%	13.7%	17.8%	43.8%	4.1%	9.6%	67.1%	94.5%	32.9%	2.7%
建設業	37	8.1%	2.7%	10.8%	56.8%	5.4%	16.2%	37.8%	83.8%	24.3%	13.5%
製造業	109	15.6%	4.6%	7.3%	38.5%	4.6%	8.3%	53.2%	84.4%	26.6%	12.8%
運輸業・通信業	32	15.6%	6.3%	15.6%	53.1%	3.1%	15.6%	50.0%	81.3%	25.0%	15.6%
卸売・小売業	99	13.1%	3.0%	8.1%	31.3%	4.0%	7.1%	55.6%	81.8%	17.2%	14.1%
金融・保険業	31	38.7%	19.4%	9.7%	71.0%	0.0%	22.6%	61.3%	100.0%	61.3%	0.0%
飲食店、宿泊業	29	20.7%	3.4%	3.4%	20.7%	6.9%	6.9%	37.9%	86.2%	13.8%	10.3%
医療・福祉	68	14.7%	7.4%	1.5%	42.6%	4.4%	5.9%	47.1%	92.6%	27.9%	1.5%
教育、学習支援業	20	10.0%	10.0%	0.0%	50.0%	0.0%	10.0%	60.0%	90.0%	20.0%	0.0%
サービス業	74	21.6%	5.4%	2.7%	45.9%	4.1%	10.8%	45.9%	83.8%	20.3%	13.5%
労働組合がある	135	36.3%	10.4%	14.1%	45.2%	3.0%	10.4%	68.9%	98.5%	36.3%	0.7%
労働組合がない	361	9.4%	4.2%	3.6%	41.6%	4.4%	10.0%	43.5%	81.4%	20.8%	13.9%

## 【労働時間】

### (11) 労働時間短縮のための取組み 【設問11】

労働時間短縮のための取組みについては、「年次有給休暇の取得促進」に取り組んでいると回答した事業所の割合が40.1%と最も高くなっている。次いで「変形労働時間制の導入・活用」が31.3%、「業務の計画・内容、要員計画の見直し」が26.4%となっている。

図8 労働時間短縮のための取組み（複数回答・全体 N=511）

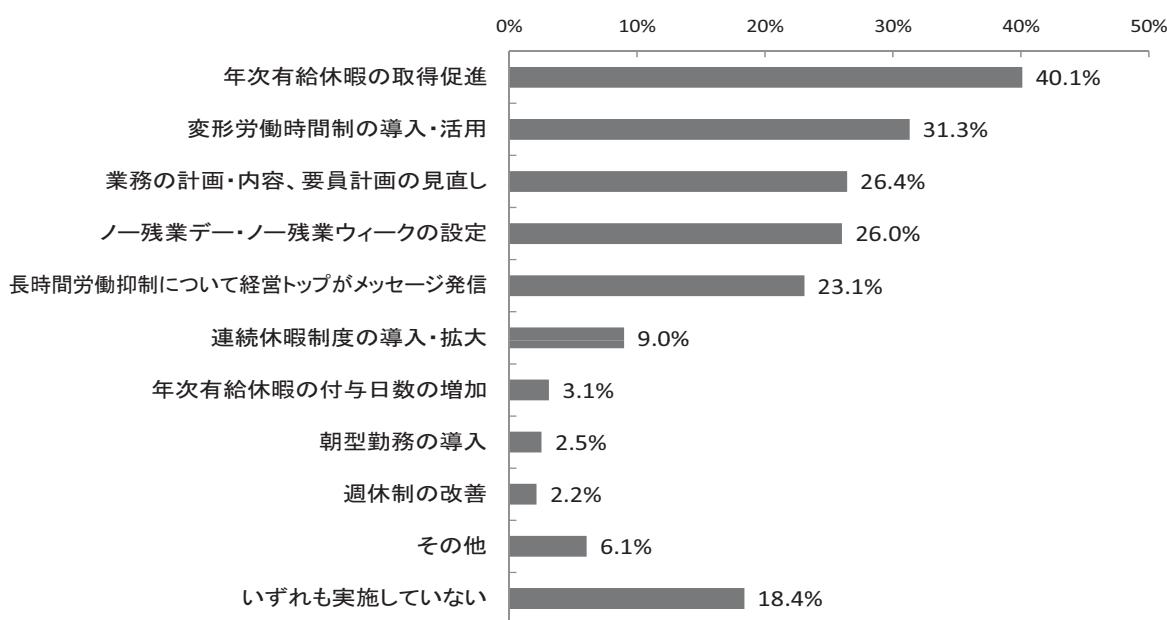


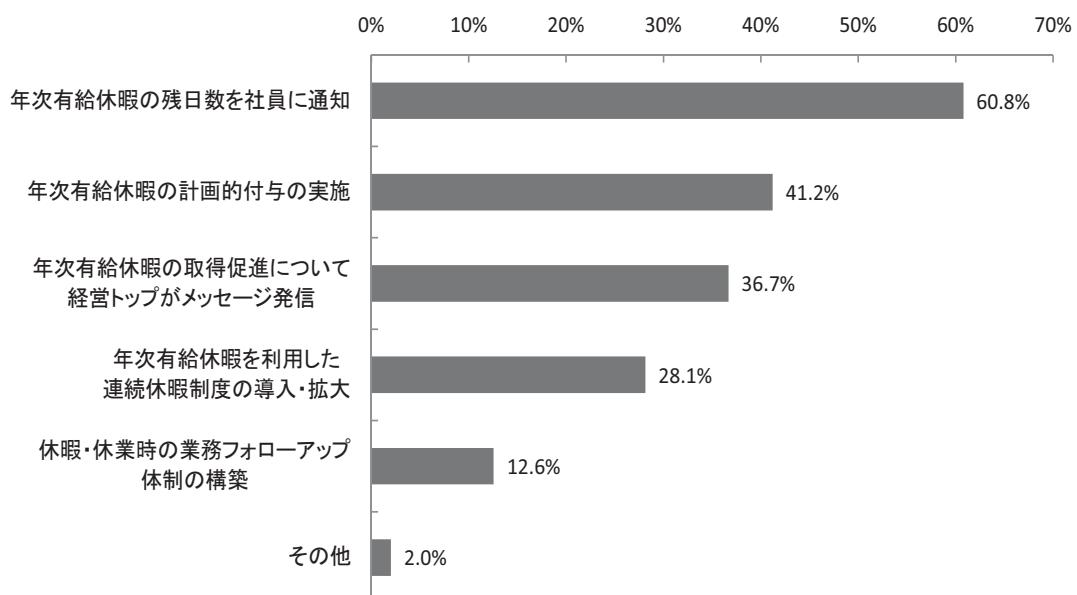
表9 労働時間短縮のための取組み（複数回答）

	有効回答 事業所数	年次有給休暇 の取得促進	年次有給 休暇の付与 日数の増加	連続休暇 制度の導入・拡大	変形労働 時間制の 導入・活用	週休制の 改善	朝型勤務の 導入	長時間労働 抑制について 経営トップが メッセージ発信	ノー残業 デー・ ノー残業 ウィーク の設定	業務の計 画・内容、 要員計画の 見直し	その他	いずれも 実施してい ない
全体	511	40.1%	3.1%	9.0%	31.3%	2.2%	2.5%	23.1%	26.0%	26.4%	6.1%	18.4%
10~29人	144	25.0%	2.1%	4.9%	20.8%	3.5%	2.1%	19.4%	12.5%	23.6%	7.6%	30.6%
30~49人	46	32.6%	2.2%	4.3%	32.6%	4.3%	2.2%	13.0%	13.0%	30.4%	6.5%	21.7%
50~99人	74	33.8%	2.7%	4.1%	32.4%	0.0%	2.7%	18.9%	18.9%	23.0%	1.4%	21.6%
100~299人	94	44.7%	1.1%	8.5%	29.8%	2.1%	2.1%	24.5%	37.2%	29.8%	8.5%	11.7%
300~999人	63	55.6%	3.2%	9.5%	33.3%	1.6%	1.6%	39.7%	50.8%	25.4%	1.6%	6.3%
1,000人以上	78	66.7%	9.0%	25.6%	52.6%	1.3%	5.1%	26.9%	34.6%	28.2%	7.7%	2.6%
建設業	37	35.1%	2.7%	5.4%	40.5%	0.0%	2.7%	8.1%	35.1%	27.0%	8.1%	18.9%
製造業	109	42.2%	1.8%	4.6%	19.3%	1.8%	0.0%	21.1%	28.4%	26.6%	3.7%	22.0%
運輸業・通信業	32	37.5%	12.5%	12.5%	46.9%	6.3%	9.4%	28.1%	15.6%	50.0%	12.5%	18.8%
卸売・小売業	112	31.3%	0.0%	9.8%	42.0%	1.8%	2.7%	30.4%	19.6%	23.2%	5.4%	16.1%
金融・保険業	31	77.4%	12.9%	22.6%	19.4%	3.2%	0.0%	19.4%	71.0%	38.7%	6.5%	6.5%
飲食店・宿泊業	29	44.8%	3.4%	10.3%	51.7%	6.9%	3.4%	20.7%	17.2%	44.8%	6.9%	10.3%
医療・福祉	68	42.6%	1.5%	4.4%	26.5%	0.0%	1.5%	20.6%	13.2%	22.1%	5.9%	23.5%
教育・学習支援業	20	50.0%	0.0%	15.0%	10.0%	0.0%	0.0%	45.0%	40.0%	15.0%	10.0%	10.0%
サービス業	73	31.5%	4.1%	11.0%	28.8%	2.7%	5.5%	19.2%	24.7%	15.1%	5.5%	21.9%
労働組合がある	136	55.9%	5.1%	18.4%	40.4%	2.2%	2.2%	22.8%	42.6%	25.7%	5.1%	6.6%
労働組合がない	373	34.6%	2.4%	5.6%	28.2%	2.1%	2.7%	23.3%	20.1%	26.8%	6.4%	22.3%

## (12) 年次有給休暇の取得促進の取組 【設問12】

(11)で「年次有給休暇の取得促進」を選んだ事業所での、取組の内容で「年次有給休暇の残日数を社員に通知」が60.8%で最も高く、次いで「年次有給休暇の計画的付与の実施」が41.2%となっている。

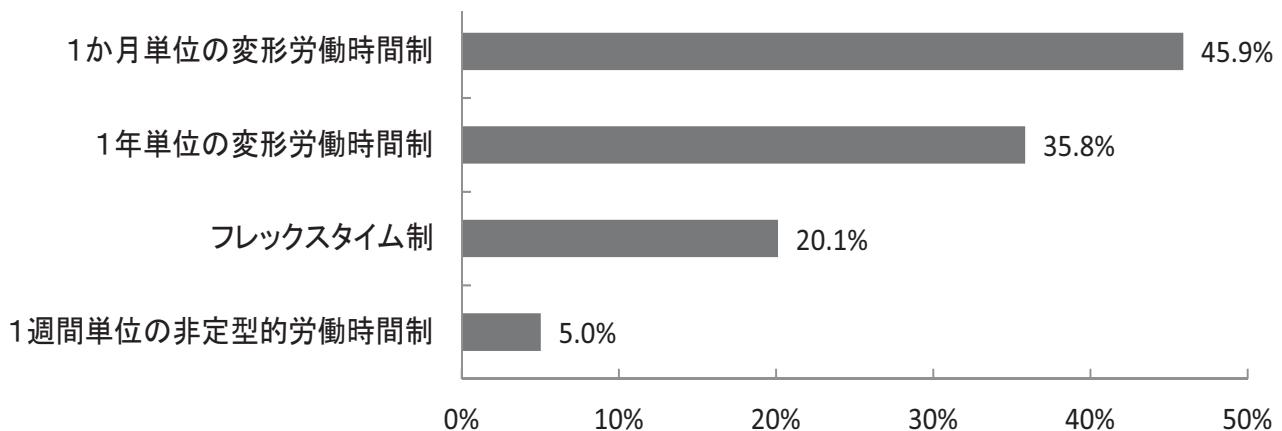
図9 年次有給休暇の取得促進の取組み（複数回答・全体 N=199）



## (13) 変形労働時間制の内容 【設問13】

(11)で「変形労働時間制の導入・活用」を選んだ事業所で導入している変形労働時間制では「1か月単位の変形労働時間制」が45.9%で最も高くなっている。

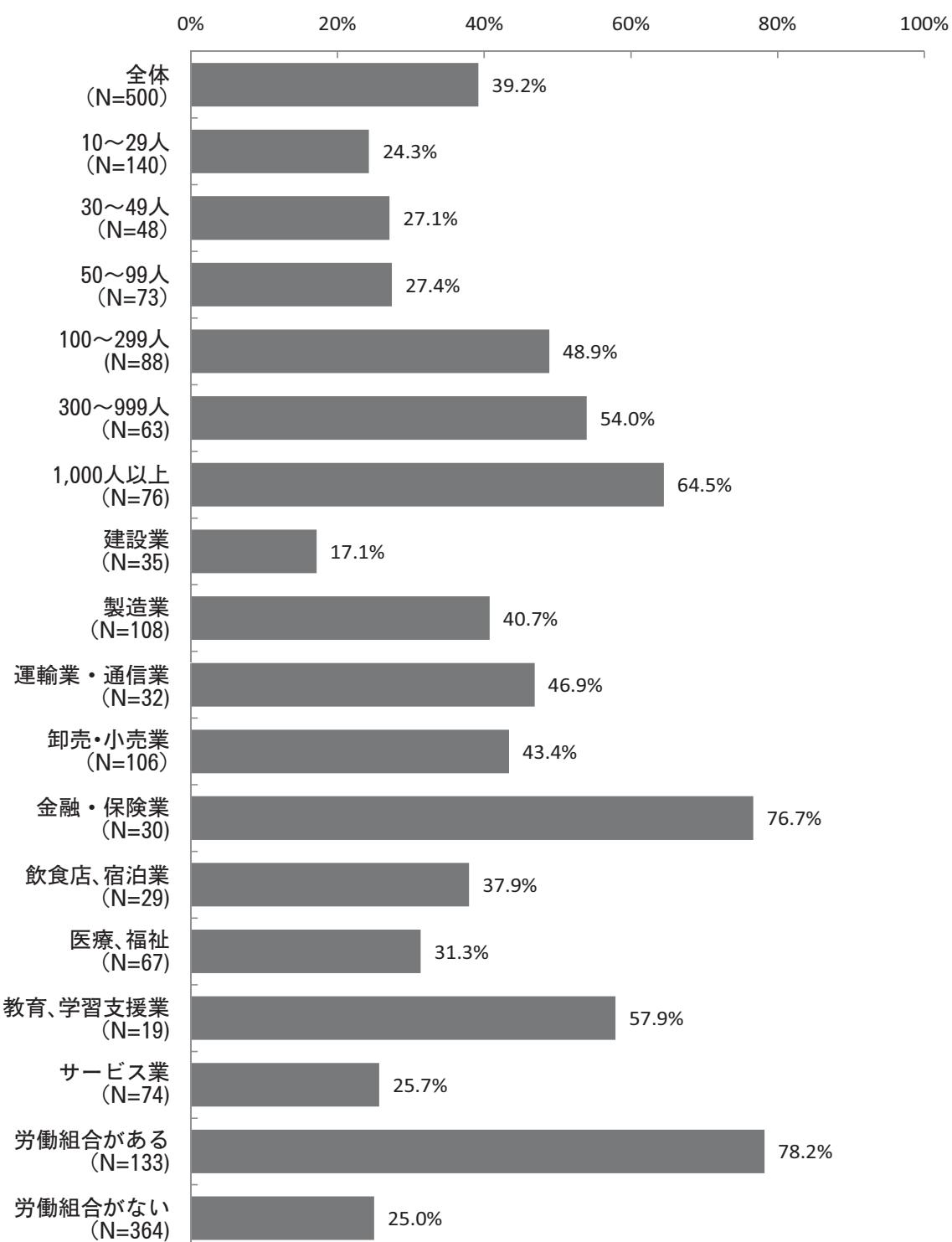
図10 変形労働時間制の内容（複数回答・全体 N=159）



#### (14) 労使間の話し合いの機会の有無 【設問14】

労働時間や休日などについて、労使間で話し合いの機会を設けている事業所の割合は39.2%となり、前年の38.9%に対し、0.3ポイント上回っている。

図11 労使間の話し合いの機会を設けている事業所の割合（全体、企業規模別、産業別、労働組合の有無別）



## 【育児・介護休業制度】

### (15) 過去2年間（平成25年4月1日～平成27年3月31日）の出産における育児休業取得率

#### 【設問15】

調査対象事業所における常用労働者の育児休業取得率は、女性においては95.7%となり、前年の95.9%に対し、0.2ポイント下回っている。男性においては3.8%となり、前年の1.9%に対し、1.9ポイント上回っている。

表10 育児休業取得率

	女性		男性	
	出産した女性労働者数	育休取得者の割合	配偶者が出産した男性労働者数	育休取得者の割合
全体	346	95.7%	652	3.8%
30人以上*	243	97.1%	506	2.4%
10～29人	40	85.0%	61	13.1%
30～49人	21	100.0%	34	5.9%
50～99人	48	100.0%	80	5.0%
100～299人	89	96.6%	156	3.8%
300～999人	83	96.4%	171	2.9%
1,000人以上	65	95.4%	147	0.0%
建設業	8	87.5%	39	15.4%
製造業	77	97.4%	369	2.7%
運輸業・通信業	9	100.0%	27	3.7%
卸売・小売業	33	93.9%	70	0.0%
金融・保険業	24	95.8%	14	7.1%
飲食店、宿泊業	9	88.9%	11	0.0%
医療、福祉	142	96.5%	74	4.1%
教育、学習支援業	9	100.0%	6	0.0%
サービス業	35	91.4%	42	9.5%
労働組合がある	107	93.5%	310	0.6%
労働組合がない	238	96.6%	341	6.7%

\*事業所規模 30人以上

図 12-1 育児休業取得率の推移（女性）

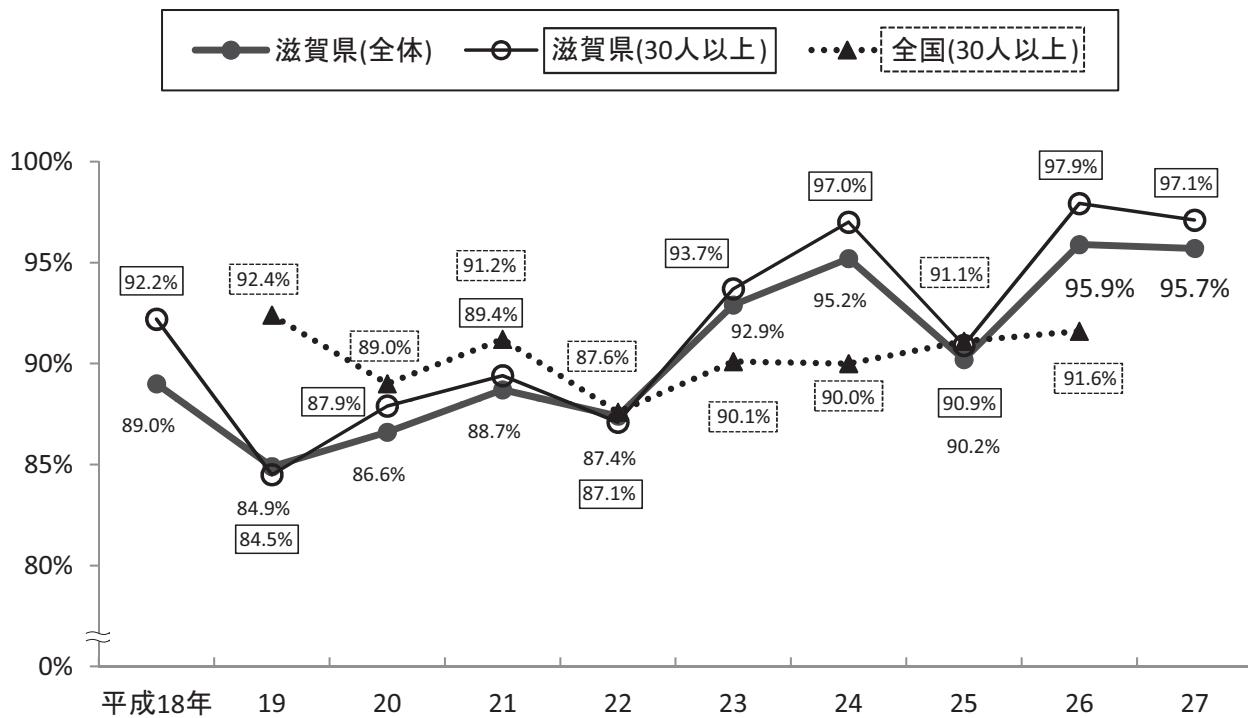
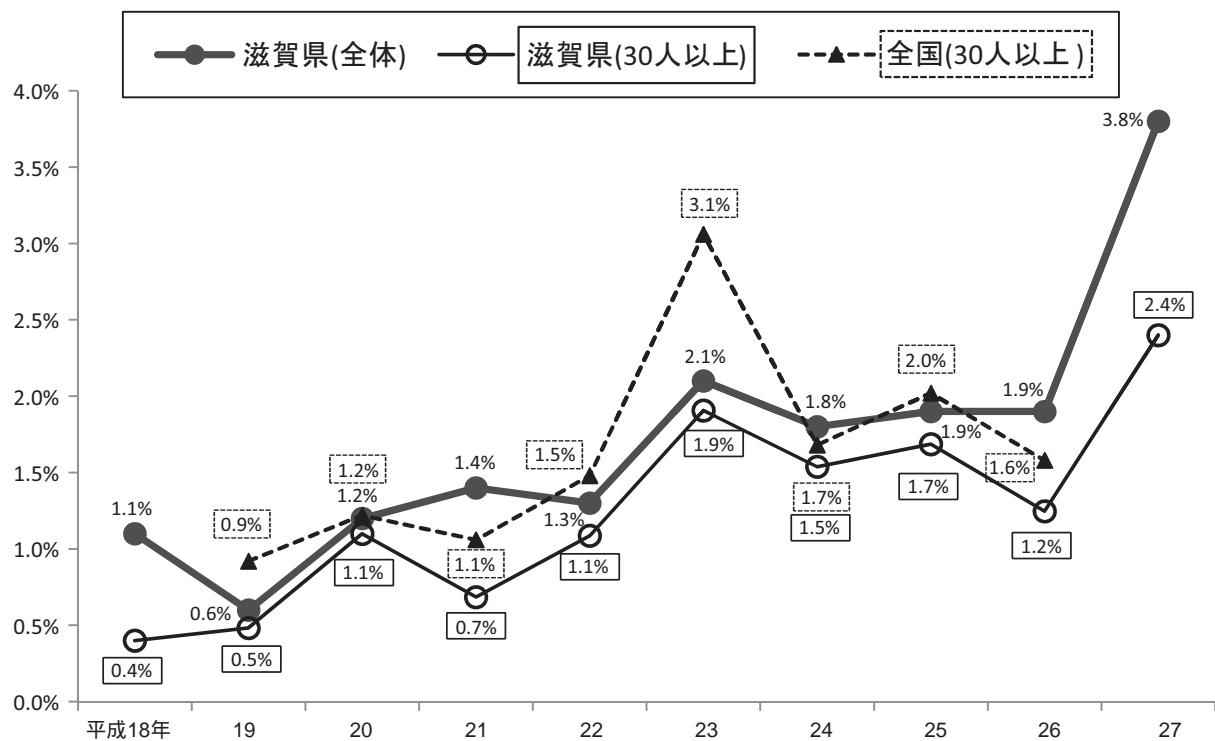


図 12-2 育児休業取得率の推移（男性）



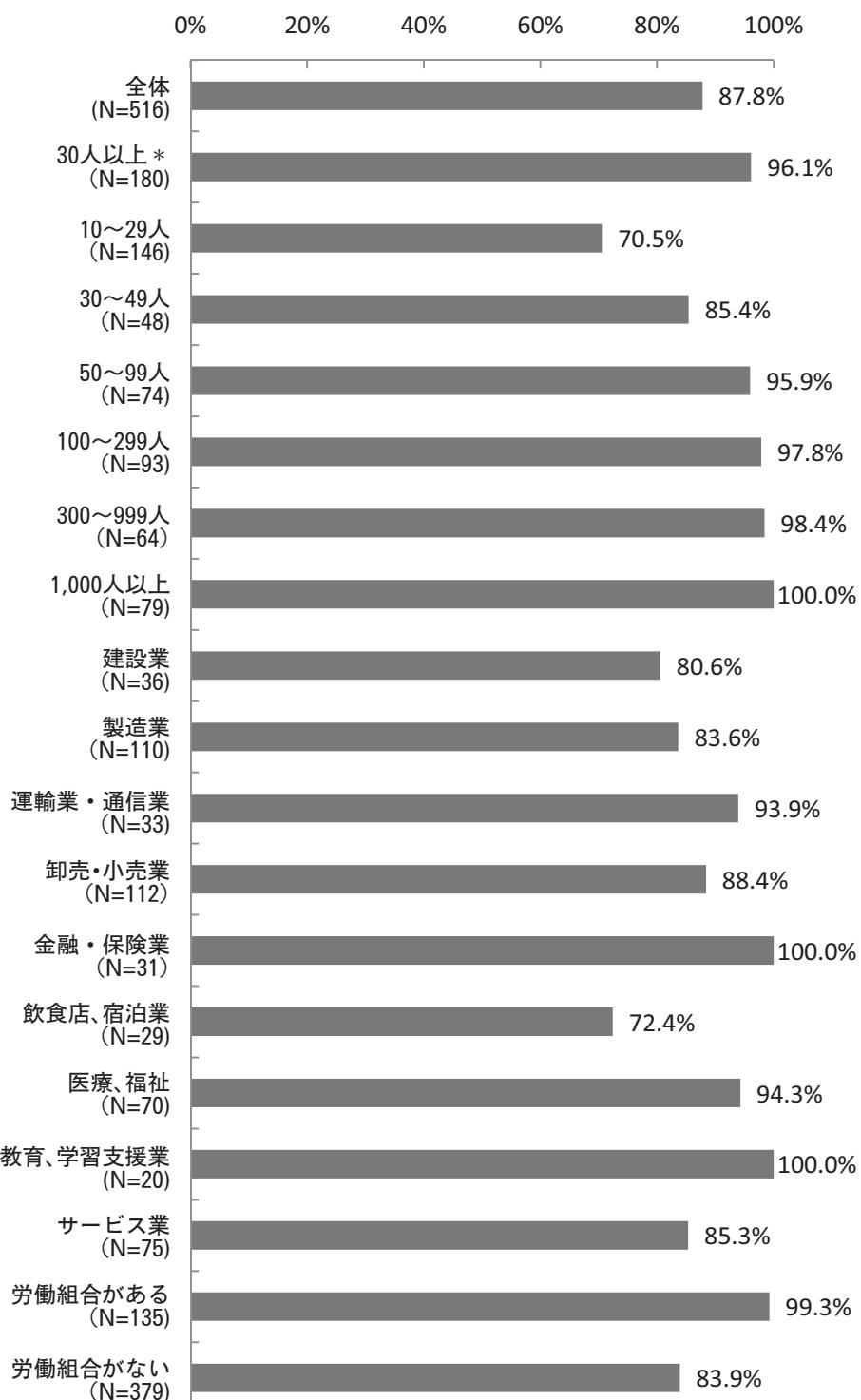
\*男性、女性とも全国の数値は厚生労働省「雇用均等基本調査」

\*事業所規模 30 人以上

## (16) 育児休業制度の有無 【設問16】

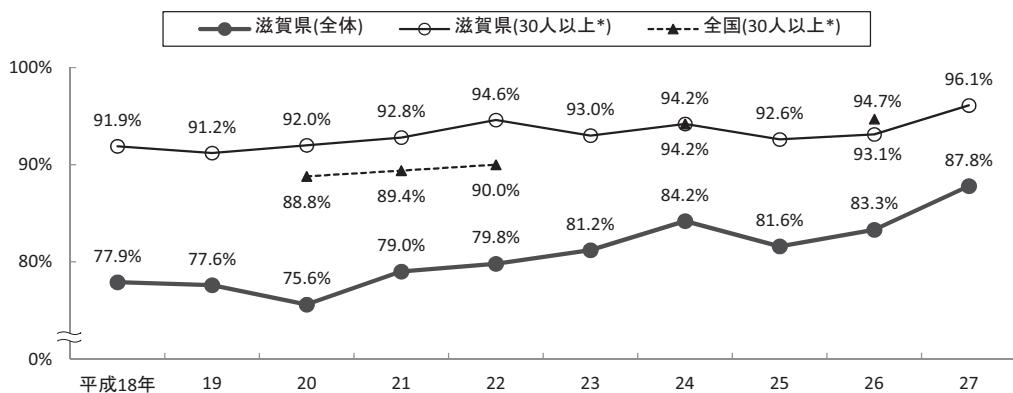
就業規則等に育児休業制度の定めが「ある」事業所の割合は全体で87.8%となり、前年の83.3%に対し、4.5ポイント上回っている。

図13-1 育児休業制度の定めがある事業所の割合（全体・事業所規模30人以上の事業所・企業規模別・産業別・労働組合の有無別）



\* 事業所規模 30人以上

図 13-2 育児休業制度の定めがある事業所の割合の推移



※全国の数値は厚生労働省「雇用均等基本調査」

\* 事業所規模 30 人以上

#### (17) 育児のために就業規則等で定めている制度 【設問 17】

育児休業制度以外で育児のために就業規則等で定めている制度については、「育児のための短時間勤務制度」が 75.6%と最も高く、次いで所定外労働の免除が 62.6%となっている。現在就業規則等に定めがなく、今後取組みたい制度については、「育児のためのフレックスタイム制」が 12.0%と最も高く、次いで「始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ」が 11.1%となっている。

図 14 育児のために就業規則等で定めている制度と今後取組みたい制度（複数回答・全体）

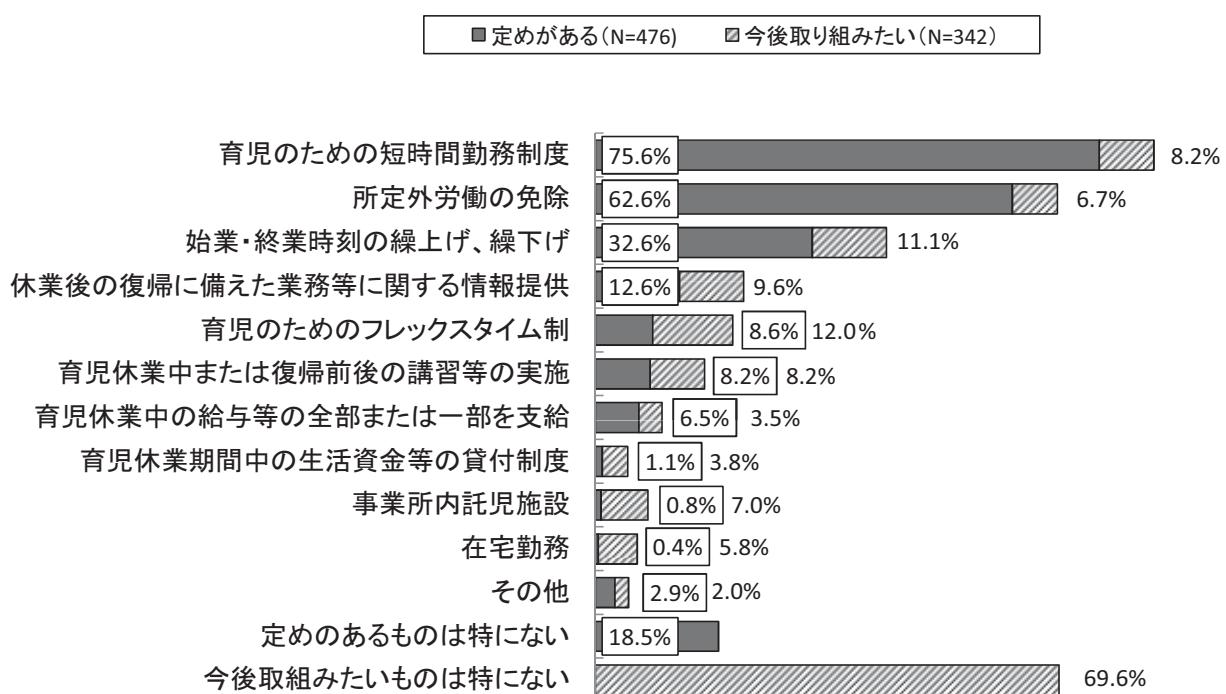


表 11-1 育児のために就業規則等で定めている制度（複数回答）

	有効回答事業所数	育児のための短時間勤務制度	所定外労働の免除	育児のためのフレックスタイム制	始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ	在宅勤務	事業所内託児施設	休業後の復帰に備えた業務等に関する情報提供	育児休業中または復帰前後の講習等の実施	育児休業中の給与等の全部または一部を支給	育児休業期間中の生活資金等の貸付制度	その他	特になし
全体	476	75.6%	62.6%	8.6%	32.6%	0.4%	0.8%	12.6%	8.2%	6.5%	1.1%	2.9%	18.5%
10~29人	124	50.8%	33.9%	7.3%	21.0%	0.8%	0.0%	5.6%	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%	41.1%
30~49人	43	72.1%	55.8%	7.0%	34.9%	0.0%	0.0%	14.0%	9.3%	7.0%	0.0%	9.3%	20.9%
50~99人	69	76.8%	69.6%	14.5%	36.2%	0.0%	1.4%	5.8%	13.0%	7.2%	2.9%	1.4%	14.5%
100~299人	95	87.4%	75.8%	9.5%	34.7%	0.0%	0.0%	15.8%	11.6%	5.3%	1.1%	2.1%	7.4%
300~999人	60	96.7%	85.0%	5.0%	35.0%	0.0%	1.7%	23.3%	11.7%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%
1,000人以上	76	93.4%	78.9%	9.2%	46.1%	1.3%	2.6%	18.4%	10.5%	14.5%	2.6%	9.2%	3.9%
建設業	35	51.4%	40.0%	14.3%	34.3%	0.0%	0.0%	8.6%	2.9%	8.6%	0.0%	5.7%	37.1%
製造業	103	77.7%	62.1%	8.7%	34.0%	1.0%	0.0%	12.6%	6.8%	4.9%	0.0%	2.9%	16.5%
運輸業・通信業	31	71.0%	54.8%	9.7%	41.9%	0.0%	0.0%	16.1%	3.2%	16.1%	0.0%	3.2%	19.4%
卸売・小売業	103	78.6%	64.1%	9.7%	35.0%	0.0%	0.0%	5.8%	5.8%	4.9%	1.9%	1.9%	16.5%
金融・保険業	29	96.6%	89.7%	3.4%	41.4%	0.0%	0.0%	31.0%	20.7%	10.3%	6.9%	13.8%	0.0%
飲食店、宿泊業	22	54.5%	45.5%	9.1%	36.4%	0.0%	0.0%	9.1%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	40.9%
医療・福祉	65	81.5%	67.7%	9.2%	23.1%	0.0%	4.6%	16.9%	13.8%	6.2%	1.5%	0.0%	13.8%
教育、学習支援業	20	95.0%	95.0%	0.0%	30.0%	0.0%	5.0%	5.0%	10.0%	15.0%	0.0%	5.0%	0.0%
サービス業	68	69.1%	55.9%	7.4%	26.5%	1.5%	0.0%	14.7%	8.8%	4.4%	0.0%	1.5%	25.0%
労働組合がある	134	93.3%	76.9%	10.4%	35.8%	0.7%	0.0%	21.6%	9.7%	9.0%	0.7%	4.5%	3.7%
労働組合がない	341	68.6%	56.9%	7.9%	31.4%	0.3%	1.2%	9.1%	7.6%	5.6%	1.2%	2.3%	24.3%

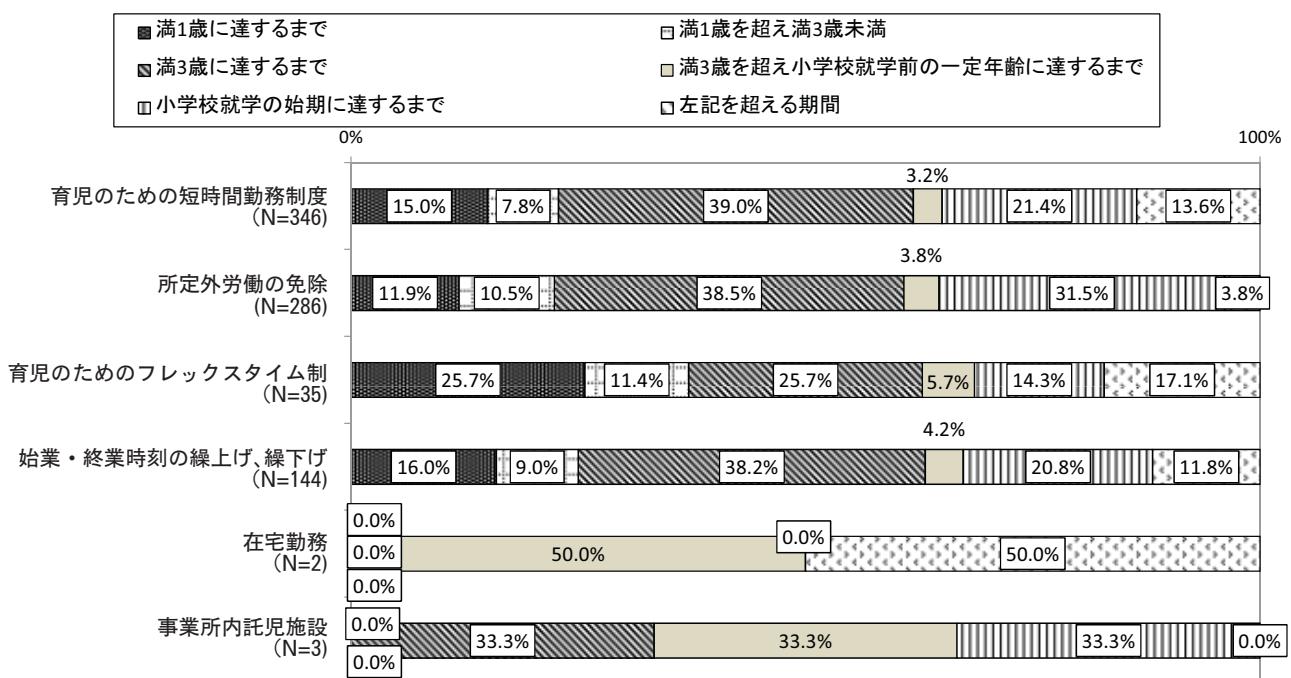
表 11-2 育児のために今後取組みたい制度（複数回答）

	有効回答事業所数	育児のための短時間勤務制度	所定外労働の免除	育児のためのフレックスタイム制	始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ	在宅勤務	事業所内託児施設	休業後の復帰に備えた業務等に関する情報提供	育児休業中または復帰前後の講習等の実施	育児休業中の給与等の全部または一部を支給	育児休業期間中の生活資金等の貸付制度	その他	特になし
全体	342	8.2%	6.7%	12.0%	11.1%	5.8%	7.0%	9.6%	8.2%	3.5%	3.8%	2.0%	69.6%
10~29人	103	15.5%	12.6%	11.7%	15.5%	8.7%	4.9%	6.8%	7.8%	5.8%	4.9%	2.9%	70.9%
30~49人	28	7.1%	7.1%	28.6%	14.3%	10.7%	10.7%	14.3%	14.3%	10.7%	7.1%	3.6%	50.0%
50~99人	46	17.4%	6.5%	21.7%	19.6%	8.7%	13.0%	17.4%	15.2%	0.0%	4.3%	2.2%	52.2%
100~299人	61	1.6%	0.0%	13.1%	4.9%	3.3%	3.3%	11.5%	8.2%	3.3%	4.9%	1.6%	75.4%
300~999人	35	0.0%	0.0%	5.7%	0.0%	2.9%	14.3%	5.7%	8.6%	2.9%	2.9%	0.0%	82.9%
1,000人以上	59	0.0%	8.5%	0.0%	10.2%	1.7%	5.1%	6.8%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	76.3%
建設業	22	4.5%	0.0%	9.1%	0.0%	4.5%	0.0%	9.1%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	72.7%
製造業	66	9.1%	7.6%	18.2%	13.6%	7.6%	7.6%	7.6%	6.1%	7.6%	3.0%	3.0%	68.2%
運輸業・通信業	18	0.0%	0.0%	5.6%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	94.4%
卸売・小売業	79	6.3%	8.9%	12.7%	11.4%	3.8%	5.1%	19.0%	10.1%	1.3%	0.0%	0.0%	59.5%
金融・保険業	23	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%	8.7%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	87.0%
飲食店、宿泊業	17	29.4%	23.5%	29.4%	23.5%	23.5%	11.8%	23.5%	17.6%	11.8%	11.8%	11.8%	52.9%
医療・福祉	46	10.9%	4.3%	8.7%	17.4%	2.2%	13.0%	4.3%	10.9%	2.2%	2.2%	0.0%	65.2%
教育、学習支援業	17	0.0%	0.0%	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%	0.0%	5.9%	5.9%	94.1%
サービス業	54	11.1%	9.3%	9.3%	11.1%	9.3%	7.4%	7.4%	7.4%	5.6%	5.6%	1.9%	70.4%
労働組合がある	96	0.0%	5.2%	8.3%	8.3%	3.1%	6.3%	12.5%	8.3%	2.1%	2.1%	2.1%	74.0%
労働組合がない	246	11.4%	7.3%	13.4%	12.2%	6.9%	7.3%	8.5%	8.1%	4.1%	4.5%	2.0%	67.9%

## (18) 育児のための短時間勤務制度等の最長取得期間 【設問18】

(17)で育児のために就業規則等で定めている制度（下記の6つ）が「ある」とした事業所において、それぞれの最長取得期間は「育児のための短時間勤務制度」、「所定外労働の免除」および「始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ」については、子どもが「満3歳に達するまで」と回答した事業所の割合が最も高くなっている。「育児のためのフレックスタイム制」については「満1歳に達するまで」と「満3歳に達するまで」が上位を同じ割合で占めている。また、「在宅勤務」は「満3歳を超える小学校就学前の一定年齢に達するまで」と「左記を超える期間」の2つに割れており、「事業所内託児施設」については「満3歳に達するまで」と「満3歳を超える小学校就学前の一定年齢に達するまで」、「小学校就学の始期に達するまで」に等しく回答が割れている。

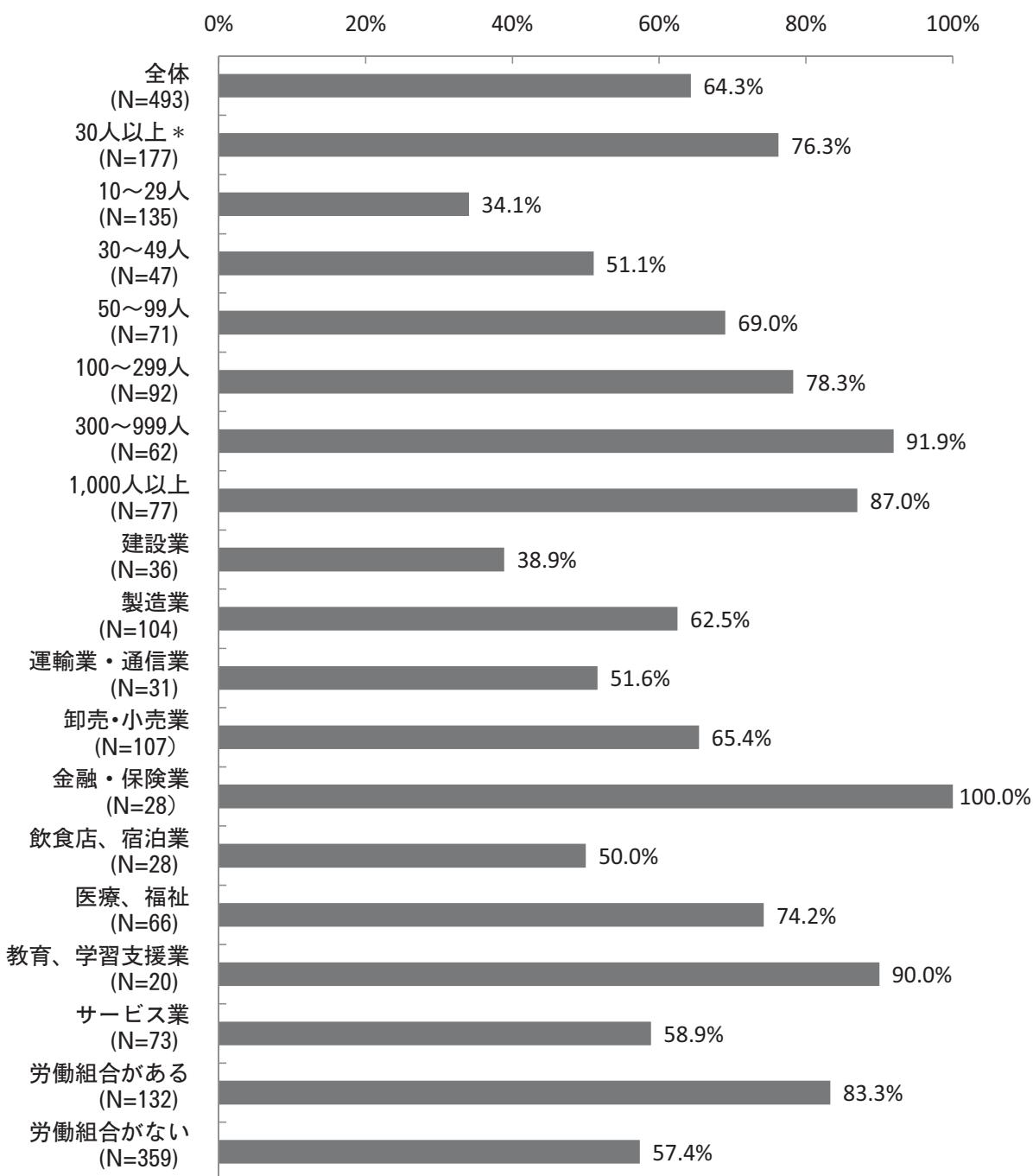
図15 育児のための短時間勤務制度等（勤務時間短縮等の措置）の最長取得期間（全体）



### (19) 子の看護休暇制度の有無 【設問19】

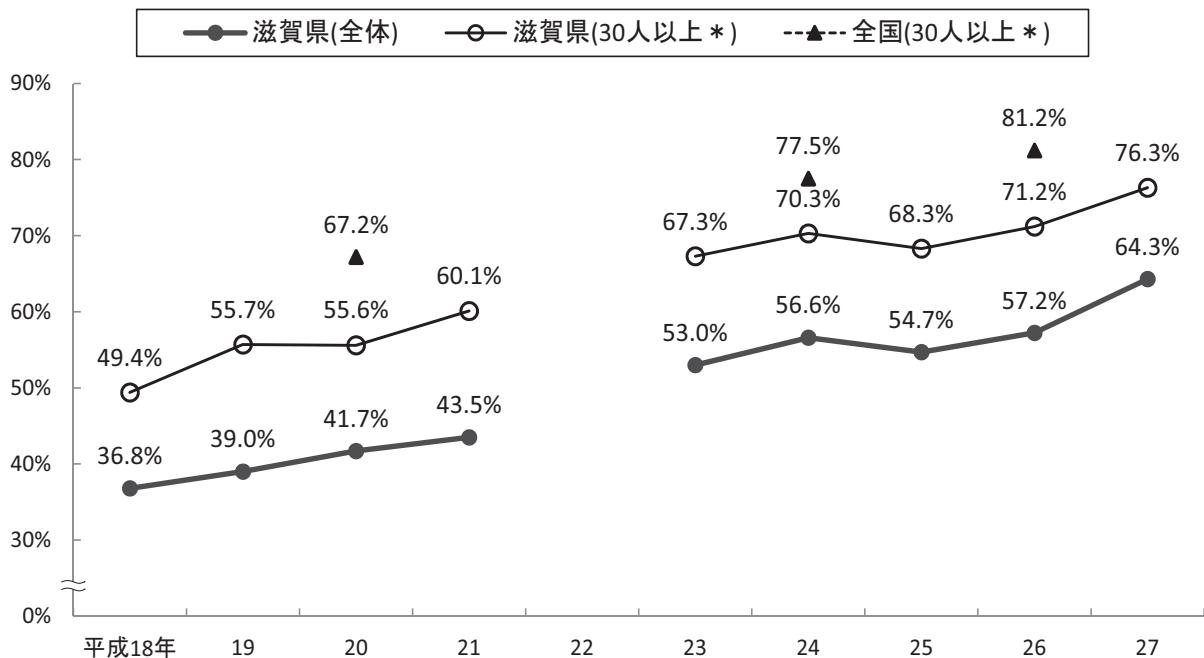
就業規則等に子の看護休暇制度の定めが「ある」と回答した事業所の割合は全体で 64.3%となり、前年の 57.2%に対し、7.1 ポイント上回っている。事業所規模 30 人以上の事業所においても 76.3%で、前年の 71.2%を 5.1 ポイント上回っている。

図 16-1 子の看護休暇制度の定めがある事業所の割合（全体・事業所規模 30 人以上の事業所・企業規模別・産業別・労働組合の有無別）



\* 事業所規模 30 人以上

図 16-2 子の看護休暇制度の定めがある事業所の割合の推移



※全国の数値は厚生労働省「雇用均等基本調査」

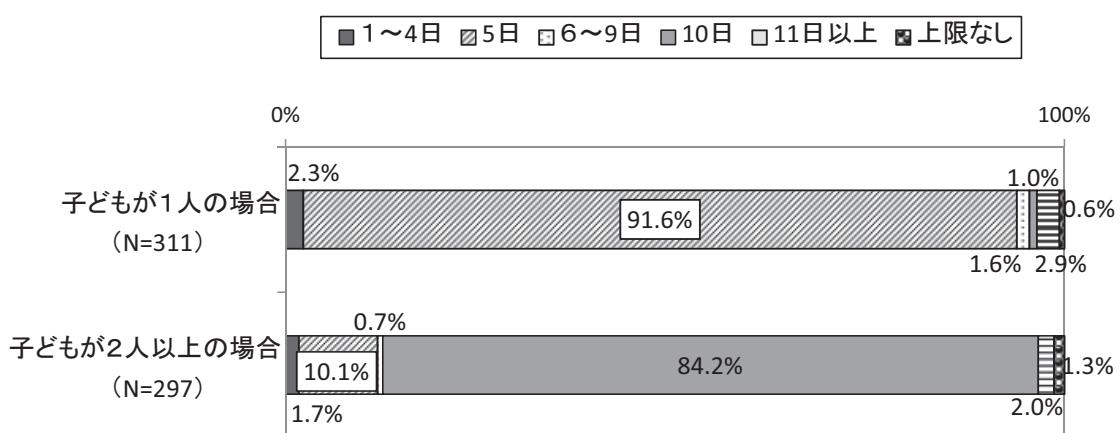
※平成 22 年においては本設問を取り扱っていない。

\* 事業所規模 30 人以上

#### (20) 子の看護休暇制度の年間利用可能日数 【設問 20】

(19) で子の看護休暇制度の定めが「ある」と回答した事業所において、労働者 1 人あたりの子の看護休暇制度の年間利用可能日数については、子どもが 1 人の場合で「5 日」が 91.6%、子どもが 2 人以上の場合で「10 日」が 84.2% となり、最も高くなっている。

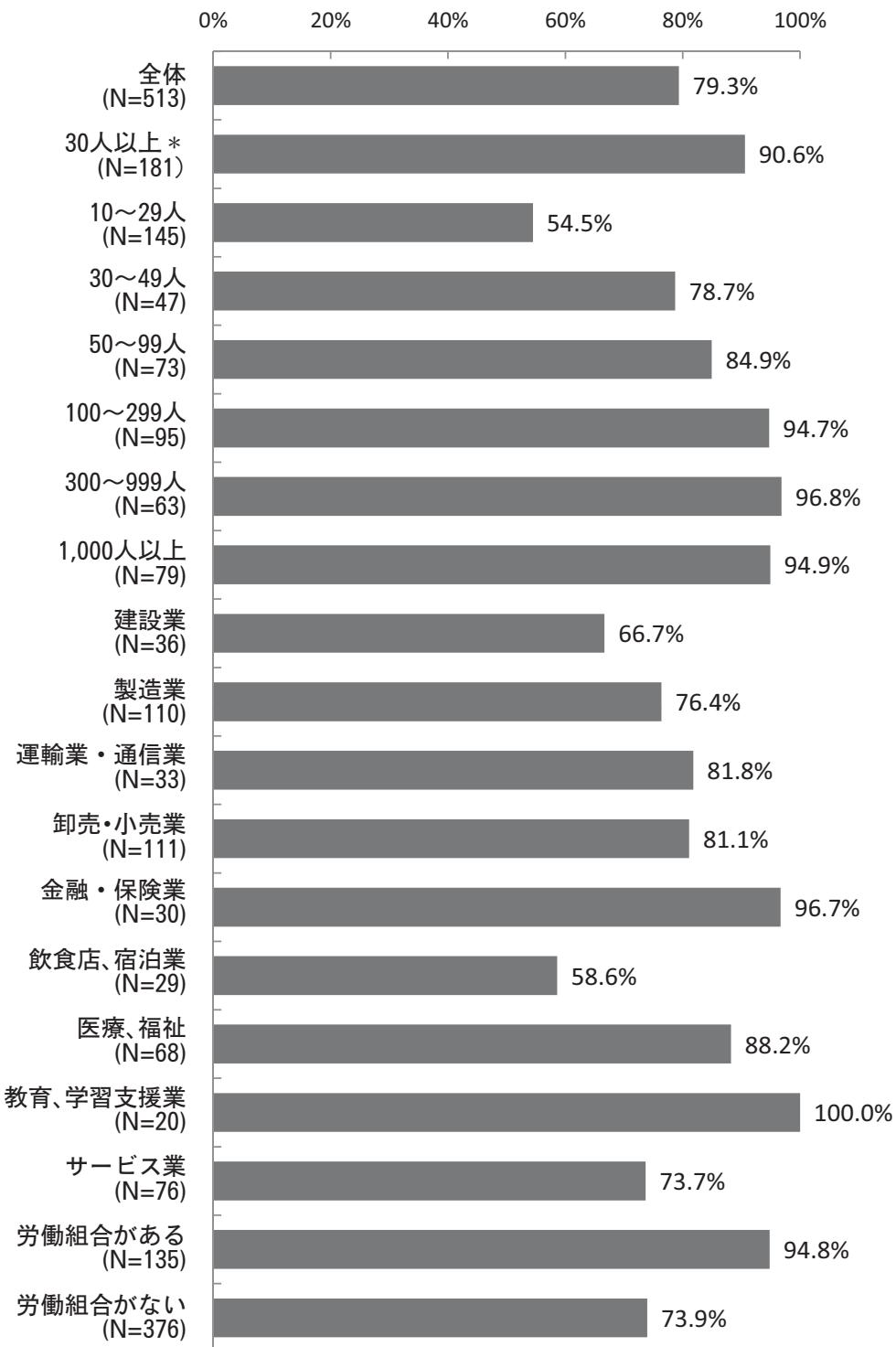
図 17 子の看護休暇制度の年間利用可能日数（労働者 1 人あたり・全体）



## (21) 介護休業制度の有無 【設問21】

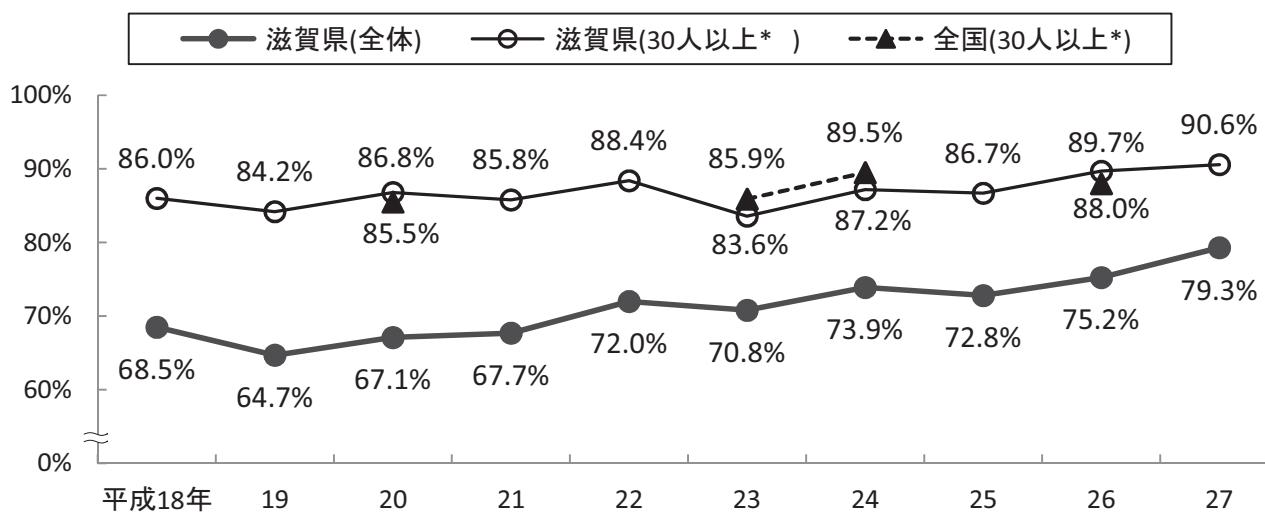
就業規則等に介護休業制度の定めがある事業所の割合は全体で 79.3%となり、前年の 75.2%に対し、4.1 ポイント上回っている。事業所規模 30 人以上の事業所においては 90.6%となり、前年の 89.7%に対し、0.9 ポイント上回っている。

図 18-1 介護休業制度の定めがある事業所の割合（全体・事業所規模 30 人以上の事業所・企業規模別・産業別・労働組合の有無別）



\* 事業所規模 30 人以上

図 18-2 介護休業制度の定めがある事業所の割合の推移



※全国の数値は厚生労働省「雇用均等基本調査」

\*事業所規模 30 人以上

#### (22) 過去2年間（平成25年4月1日～平成27年3月31日）における介護休業制度の利用実績

##### 【設問22】

介護休業制度の利用実績においては、「利用実績無し」と回答した事業所の割合は、前年と同じ93.1%となっている。利用実績があるとした事業所の中では、「男女とも利用実績あり」が1.4%となり前年の0.6%に対し0.8ポイント上回っている。

表 12 介護休業制度の男女別利用実績の有無

	有効回答 事業所数	利用実績 無し	女性のみ 利用実績あり	男性のみ 利用実績あり	男女とも 利用実績あり	計
全体	491	93.1%	4.5%	1.0%	1.4%	100.0%
10～29人	132	92.4%	4.5%	1.5%	1.5%	100.0%
30～49人	46	91.3%	4.3%	0.0%	4.3%	100.0%
50～99人	72	95.8%	1.4%	1.4%	1.4%	100.0%
100～299人	95	91.6%	6.3%	2.1%	0.0%	100.0%
300～999人	63	93.7%	3.2%	0.0%	3.2%	100.0%
1,000人以上	74	94.6%	5.4%	0.0%	0.0%	100.0%
建設業	34	97.1%	0.0%	0.0%	2.9%	100.0%
製造業	107	91.6%	4.7%	2.8%	0.9%	100.0%
運輸業・通信業	31	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
卸売・小売業	110	92.7%	4.5%	0.0%	2.7%	100.0%
金融・保険業	27	96.3%	3.7%	0.0%	0.0%	100.0%
飲食店・宿泊業	27	88.9%	7.4%	0.0%	3.7%	100.0%
医療・福祉	63	90.5%	9.5%	0.0%	0.0%	100.0%
教育・学習支援業	20	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
サービス業	72	91.7%	4.2%	2.8%	1.4%	100.0%
労働組合がある	128	93.0%	4.7%	0.8%	1.6%	100.0%
労働組合がない	361	93.4%	4.2%	1.1%	1.4%	100.0%

### (23) 介護のために就業規則等で定めている制度 【設問23】

介護休業制度以外で介護のために就業規則等で定めている制度については、「介護のための休暇制度」が 64.2%と最も高く、次いで「介護のための短時間勤務制度」が 59.0%、「始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ」が 21.3%となっている。

図 19 介護のために就業規則等で定めている制度（複数回答・全体 N=497）

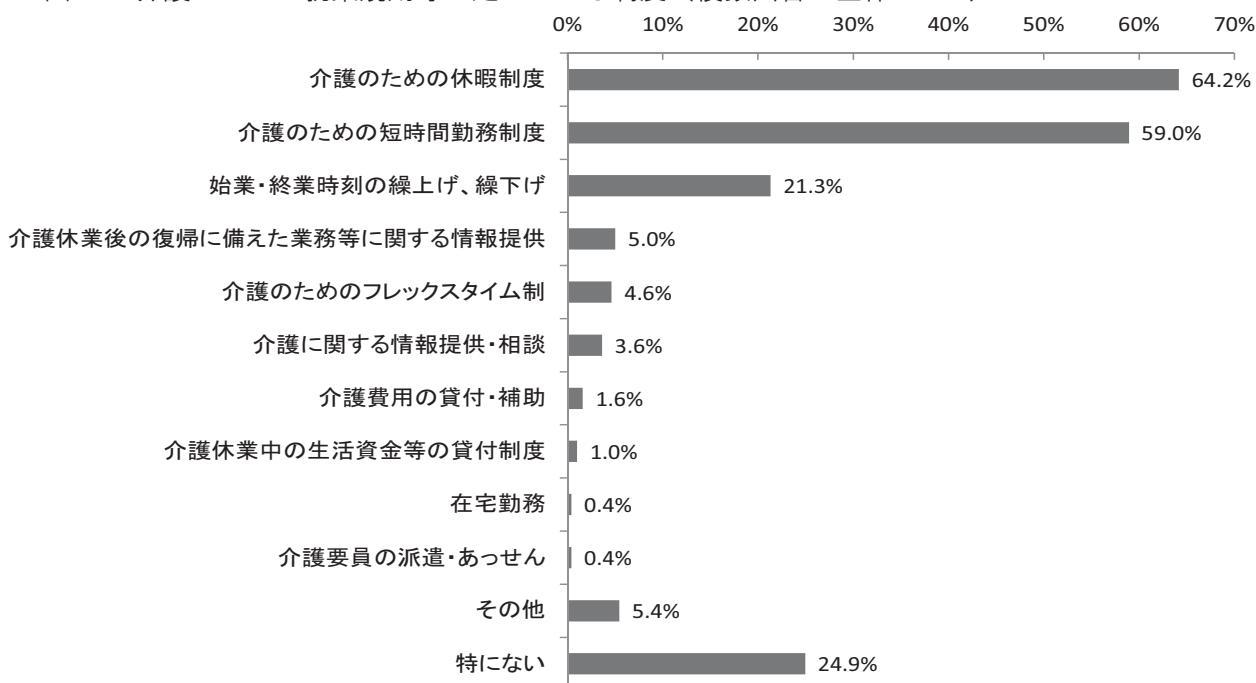


表 13 介護のために就業規則等で定めている制度（複数回答）

	有効回答事業所数	介護のための休暇制度	介護のための短時間勤務制度	介護のためのフレックスタイム制	始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ	在宅勤務	介護要員の派遣・あっせん	介護休業後の復帰に備えた業務等に関する情報提供	介護に関する情報提供・相談	介護費用の貸付・補助	介護休業中の生活資金等の貸付制度	その他	特にない
全体	497	64.2%	59.0%	4.6%	21.3%	0.4%	0.4%	5.0%	3.6%	1.6%	1.0%	5.4%	24.9%
10~29人	137	38.0%	35.8%	0.7%	13.1%	0.7%	0.7%	2.2%	1.5%	1.5%	0.7%	2.9%	50.4%
30~49人	47	61.7%	53.2%	6.4%	19.1%	0.0%	0.0%	6.4%	6.4%	0.0%	0.0%	10.6%	31.9%
50~99人	72	59.7%	61.1%	9.7%	23.6%	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	23.6%
100~299人	93	80.6%	71.0%	5.4%	22.6%	0.0%	0.0%	9.7%	5.4%	1.1%	1.1%	5.4%	9.7%
300~999人	63	84.1%	79.4%	4.8%	27.0%	0.0%	0.0%	4.8%	1.6%	1.6%	0.0%	7.9%	4.8%
1,000人以上	76	84.2%	75.0%	5.3%	31.6%	1.3%	1.3%	6.6%	9.2%	5.3%	3.9%	5.3%	6.6%
建設業	35	54.3%	40.0%	5.7%	20.0%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	5.7%	37.1%
製造業	107	61.7%	60.7%	4.7%	25.2%	0.9%	0.0%	4.7%	2.8%	0.0%	0.0%	3.7%	28.0%
運輸業・通信業	30	66.7%	56.7%	13.3%	16.7%	0.0%	3.3%	10.0%	10.0%	6.7%	0.0%	0.0%	23.3%
卸売・小売業	109	60.6%	63.3%	4.6%	24.8%	0.0%	0.0%	2.8%	0.9%	0.9%	0.9%	3.7%	23.9%
金融・保険業	31	93.5%	64.5%	0.0%	19.4%	0.0%	0.0%	9.7%	12.9%	9.7%	9.7%	9.7%	3.2%
飲食店・宿泊業	27	40.7%	51.9%	7.4%	25.9%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	3.7%	3.7%	0.0%	37.0%
医療・福祉	66	68.2%	60.6%	3.0%	15.2%	0.0%	0.0%	10.6%	6.1%	0.0%	0.0%	6.1%	22.7%
教育・学習支援業	20	90.0%	95.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.0%	0.0%
サービス業	72	62.5%	48.6%	4.2%	20.8%	1.4%	1.4%	2.8%	2.8%	1.4%	0.0%	9.7%	30.6%
労働組合がある	134	84.3%	72.4%	6.0%	23.9%	0.7%	0.7%	5.2%	4.5%	3.0%	0.7%	6.7%	7.5%
労働組合がない	361	56.8%	54.0%	4.2%	20.5%	0.3%	0.3%	5.0%	3.3%	1.1%	1.1%	5.0%	31.3%

#### (24) 妊娠・出産・育児または介護を理由として退職した者に対する再雇用制度 【設問24】

妊娠・出産・育児または介護を理由として退職した者に対する再雇用制度については、「再雇用制度はない」と回答した事業所の割合が68.2%となっている。再雇用制度がある事業所の中では、「正規社員として退職した者を正規社員として再雇用」の割合が19.3%と最も高くなっている。

図20 再雇用制度の有無（複数回答・全体N=491）

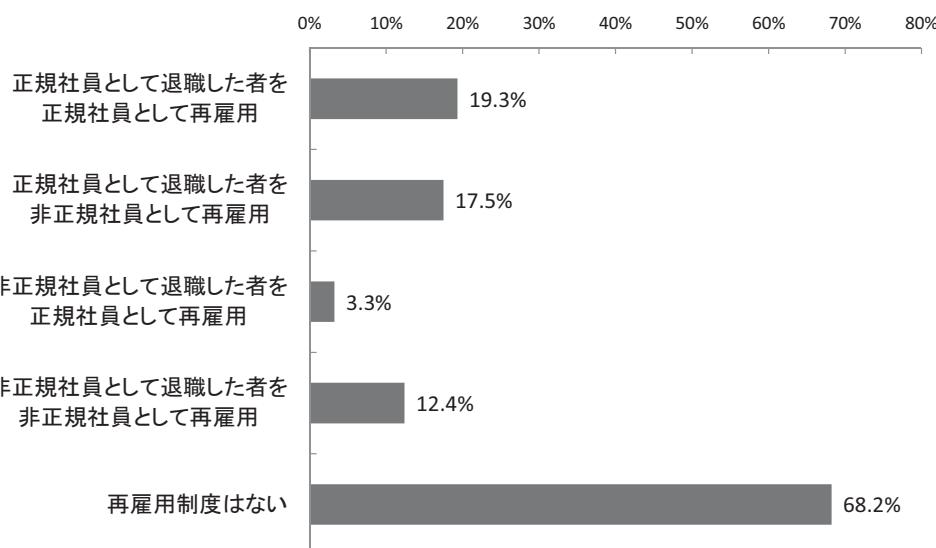


表14 再雇用制度の有無（複数回答）

	有効回答 事業所数	正規社員として 退職した者を 正規社員として 再雇用	正規社員として 退職した者を 非正規社員として 再雇用	非正規社員として 退職した者を 正規社員として 再雇用	非正規社員として 退職した者を 非正規社員として 再雇用	再雇用制度 はない
全体	491	19.3%	17.5%	3.3%	12.4%	68.2%
10～29人	135	21.5%	20.0%	5.9%	16.3%	61.5%
30～49人	47	19.1%	6.4%	2.1%	8.5%	70.2%
50～99人	71	16.9%	9.9%	2.8%	5.6%	77.5%
100～299人	93	10.8%	16.1%	3.2%	9.7%	75.3%
300～999人	62	16.1%	19.4%	0.0%	16.1%	75.8%
1,000人以上	73	30.1%	27.4%	1.4%	13.7%	56.2%
建設業	34	14.7%	17.6%	0.0%	0.0%	73.5%
製造業	104	10.6%	9.6%	1.9%	8.7%	79.8%
運輸業・通信業	30	33.3%	20.0%	3.3%	3.3%	56.7%
卸売・小売業	109	18.3%	19.3%	2.8%	15.6%	68.8%
金融・保険業	27	33.3%	33.3%	0.0%	18.5%	40.7%
飲食店・宿泊業	29	27.6%	20.7%	6.9%	13.8%	58.6%
医療、福祉	67	20.9%	14.9%	4.5%	17.9%	71.6%
教育、学習支援業	20	35.0%	40.0%	5.0%	40.0%	60.0%
サービス業	71	15.5%	14.1%	5.6%	7.0%	66.2%
労働組合がある	131	16.8%	22.9%	0.0%	10.7%	67.9%
労働組合がない	358	19.8%	15.4%	3.9%	12.6%	68.7%

## 【女性が活躍するための取組み（ポジティブ・アクション）】

### (25) 女性従業員の配置方針 【設問25】

女性従業員の配置方針については、「男女の別なく能力、適正、希望などに応じて配置をする」と回答した事業所の割合が70.4%と最も高くなっている。

図21 女性従業員の配置方針

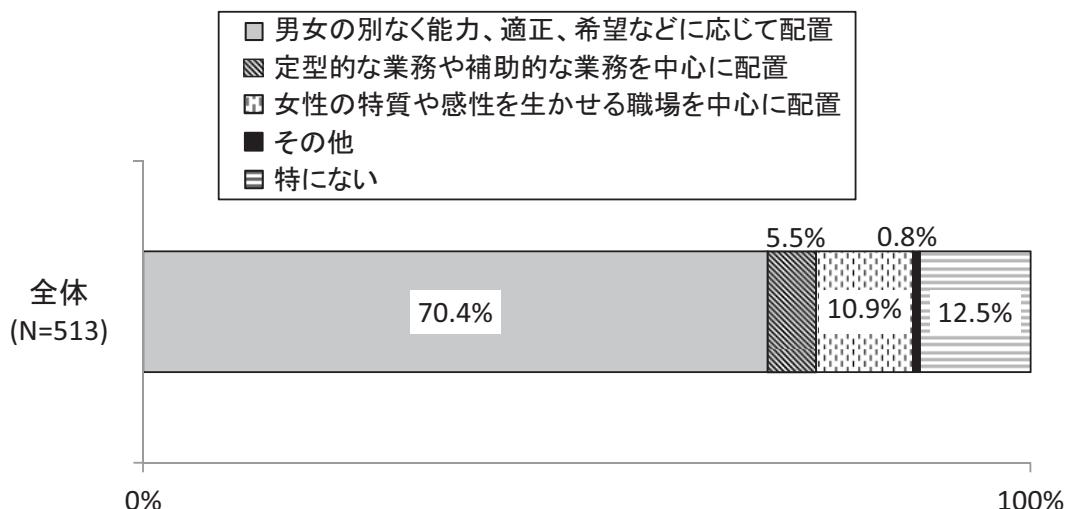


表15 女性従業員の配置方針

	有効回答事業所数	男女の別なく能力、適正、希望などに応じて配置	定型的な業務や補助的な業務を中心に配置	女性の特質や感性を生かせる職場を中心に配置	その他	特にない	計
全体	513	70.4%	5.5%	10.9%	0.8%	12.5%	100.0%
10~29人	145	53.8%	6.2%	15.2%	1.4%	23.4%	100.0%
30~49人	48	70.8%	6.3%	14.6%	0.0%	8.3%	100.0%
50~99人	72	69.4%	5.6%	11.1%	1.4%	12.5%	100.0%
100~299人	95	73.7%	9.5%	7.4%	1.1%	8.4%	100.0%
300~999人	63	82.5%	3.2%	7.9%	0.0%	6.3%	100.0%
1,000人以上	79	88.6%	1.3%	7.6%	0.0%	2.5%	100.0%
建設業	37	45.9%	10.8%	13.5%	0.0%	29.7%	100.0%
製造業	109	56.9%	10.1%	17.4%	1.8%	13.8%	100.0%
運輸業・通信業	33	57.6%	9.1%	24.2%	3.0%	6.1%	100.0%
卸売・小売業	112	70.5%	6.3%	13.4%	0.0%	9.8%	100.0%
金融・保険業	30	86.7%	6.7%	3.3%	3.3%	0.0%	100.0%
飲食店・宿泊業	29	89.7%	0.0%	3.4%	0.0%	6.9%	100.0%
医療・福祉	69	89.9%	0.0%	1.4%	0.0%	8.7%	100.0%
教育・学習支援業	20	95.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	100.0%
サービス業	74	68.9%	1.4%	8.1%	0.0%	21.6%	100.0%
労働組合がある	136	84.6%	3.7%	6.6%	0.0%	5.1%	100.0%
労働組合がない	375	65.1%	6.1%	12.5%	1.1%	15.2%	100.0%

## (26) 女性が活躍するための取組み 【設問26】

女性が活躍するための取組みの内容について、「スキルアップの機会を男女同様に与えること」を「必要と考える」が56.8%、「実施している」が47.4%と最も高くなっている。

図22 女性が活躍するための取組み【必要と考える取組み】と【実施している取組み】  
(複数回答・全体)

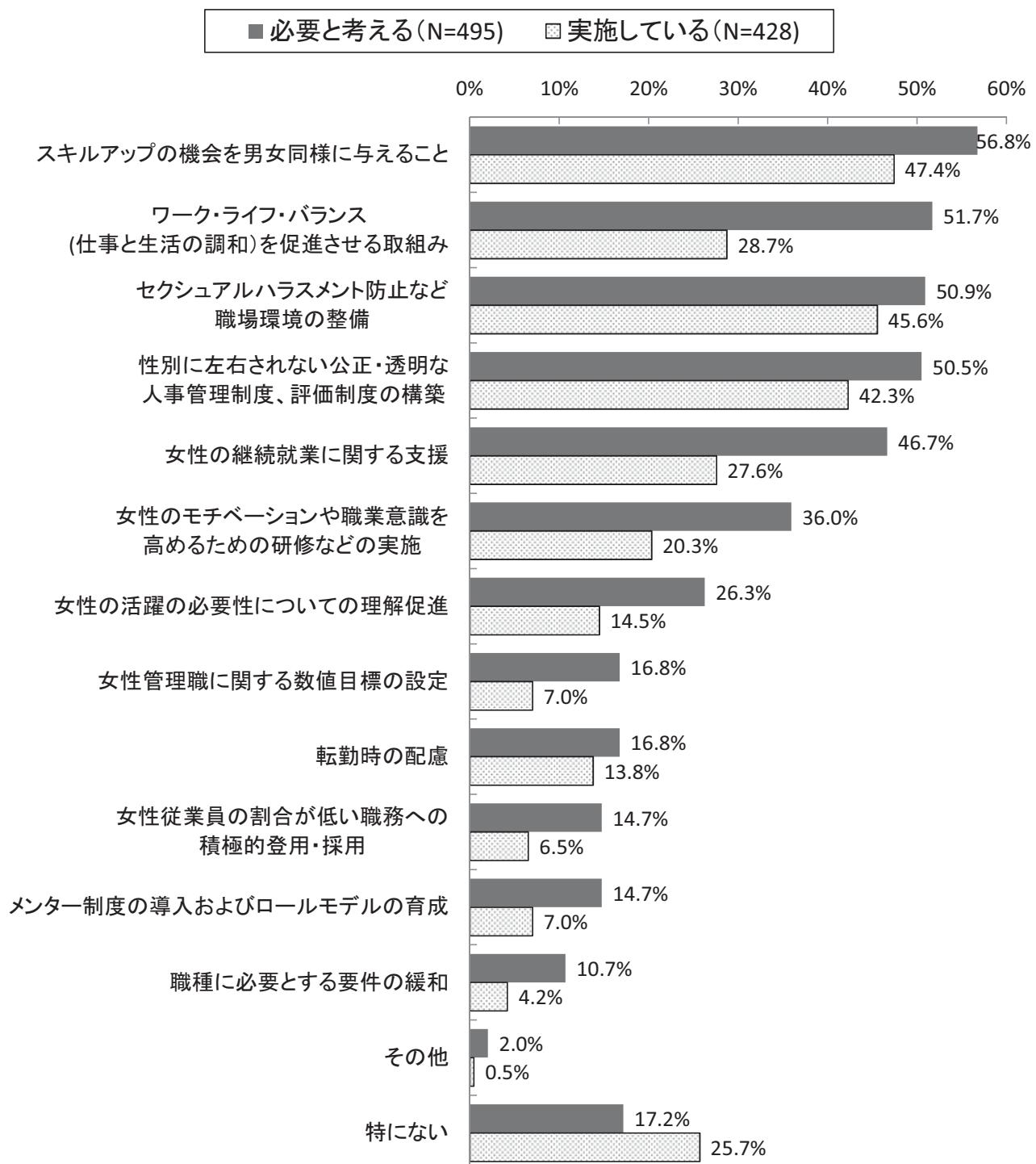


表 16-1 女性が活躍するための取組み【必要と考える取組み】(複数回答)

必要と考える	有効回答事業所数	女性の継続就業に関する支援	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を促進させる取組み	女性のモチベーションや職業意識を高めるための研修などの実施	女性従業員の割合が低い職務への積極的登用・採用	スキルアップの機会を男女同様に与えること	女性管理職に関する数値目標の設定	メンター制度の導入およびロー ルモデルの育成	セクシュアルハラスメント防止など職場環境の整備	女性の活躍の必要性についての理解促進	別別に左右されない公正・透明な人事管理制度、評価制度の構築	職種に必要とする要件の緩和	転勤時の配慮	その他	特にない
全体	495	46.7%	51.7%	36.0%	14.7%	56.8%	16.8%	14.7%	50.9%	26.3%	50.5%	10.7%	16.8%	2.0%	17.2%
10~29人	137	43.1%	43.8%	27.7%	12.4%	40.9%	12.4%	8.8%	28.5%	19.0%	32.1%	7.3%	6.6%	3.6%	27.7%
30~49人	46	52.2%	52.2%	32.6%	19.6%	56.5%	10.9%	15.2%	45.7%	34.8%	45.7%	15.2%	6.5%	2.2%	21.7%
50~99人	70	52.9%	52.9%	45.7%	18.6%	60.0%	14.3%	15.7%	47.1%	30.0%	51.4%	10.0%	18.6%	1.4%	18.6%
100~299人	94	46.8%	54.3%	40.4%	9.6%	69.1%	19.1%	9.6%	61.7%	29.8%	57.4%	7.4%	21.3%	2.1%	6.4%
300~999人	63	50.8%	54.0%	36.5%	17.5%	66.7%	17.5%	22.2%	73.0%	30.2%	68.3%	14.3%	23.8%	0.0%	4.8%
1,000人以上	76	46.1%	63.2%	42.1%	18.4%	64.5%	28.9%	26.3%	69.7%	26.3%	65.8%	17.1%	28.9%	1.3%	11.8%
建設業	32	37.5%	65.6%	25.0%	21.9%	50.0%	9.4%	6.3%	43.8%	18.8%	37.5%	6.3%	15.6%	0.0%	15.6%
製造業	107	42.1%	39.3%	29.9%	14.0%	54.2%	13.1%	14.0%	51.4%	23.4%	46.7%	9.3%	7.5%	0.9%	18.7%
運輸業・通信業	32	43.8%	50.0%	34.4%	28.1%	40.6%	12.5%	9.4%	43.8%	31.3%	50.0%	6.3%	12.5%	0.0%	25.0%
卸売・小売業	109	37.6%	44.0%	39.4%	11.9%	53.2%	12.8%	13.8%	47.7%	25.7%	49.5%	9.2%	15.6%	1.8%	20.2%
金融・保険業	30	60.0%	83.3%	70.0%	20.0%	86.7%	53.3%	30.0%	86.7%	56.7%	80.0%	23.3%	36.7%	6.7%	0.0%
飲食店・宿泊業	26	46.2%	42.3%	42.3%	23.1%	61.5%	26.9%	23.1%	38.5%	26.9%	50.0%	19.2%	23.1%	7.7%	11.5%
医療・福祉	67	62.7%	59.7%	32.8%	6.0%	65.7%	13.4%	7.5%	55.2%	28.4%	50.7%	7.5%	16.4%	0.0%	11.9%
教育・学習支援業	20	75.0%	90.0%	30.0%	10.0%	80.0%	15.0%	25.0%	65.0%	10.0%	80.0%	10.0%	25.0%	0.0%	0.0%
サービス業	72	44.4%	48.6%	33.3%	15.3%	47.2%	18.1%	18.1%	43.1%	22.2%	43.1%	13.9%	22.2%	4.2%	26.4%
労働組合がある	133	43.6%	59.4%	46.6%	18.0%	66.2%	27.1%	24.1%	69.9%	31.6%	67.7%	15.8%	27.1%	0.8%	6.8%
労働組合がない	361	47.6%	48.8%	31.9%	13.6%	53.2%	13.0%	11.4%	43.8%	24.4%	44.3%	8.9%	13.0%	2.5%	21.1%

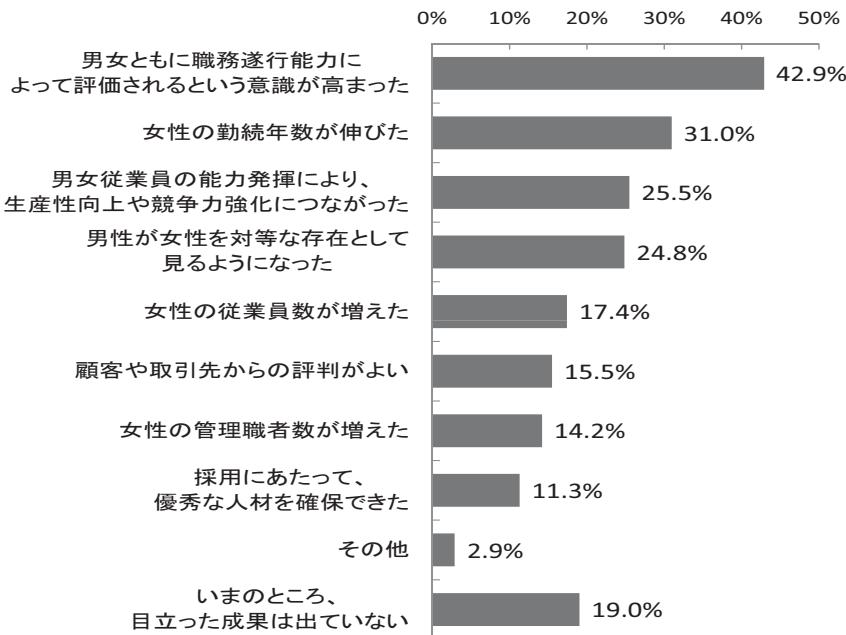
表 16-2 女性が活躍するための取組み【実施している取組み】(複数回答)

実施している	有効回答事業所数	女性の継続就業に関する支援	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を促進させる取組み	女性のモチベーションや職業意識を高めるための研修などの実施	女性従業員の割合が低い職務への積極的登用・採用	スキルアップの機会を男女同様に与えること	女性管理職に関する数値目標の設定	メンター制度の導入およびロー ルモデルの育成	セクシュアルハラスメント防止など職場環境の整備	女性の活躍の必要性についての理解促進	別別に左右されない公正・透明な人事管理制度、評価制度の構築	職種に必要とする要件の緩和	転勤時の配慮	その他	特にない
全体	428	27.6%	28.7%	20.3%	6.5%	47.4%	7.0%	7.0%	45.6%	14.5%	42.3%	4.2%	13.8%	0.5%	25.7%
10~29人	111	22.5%	31.5%	13.5%	3.6%	28.8%	2.7%	3.6%	20.7%	8.1%	28.8%	2.7%	6.3%	1.8%	43.2%
30~49人	37	21.6%	27.0%	13.5%	8.1%	29.7%	2.7%	0.0%	27.0%	10.8%	29.7%	5.4%	2.7%	0.0%	43.2%
50~99人	63	23.8%	19.0%	25.4%	3.2%	34.9%	3.2%	6.3%	34.9%	17.5%	31.7%	3.2%	15.9%	0.0%	28.6%
100~299人	87	28.7%	16.1%	21.8%	4.6%	64.4%	5.7%	2.3%	54.0%	16.1%	47.1%	1.1%	14.9%	0.0%	11.5%
300~999人	56	39.3%	41.1%	21.4%	12.5%	64.3%	5.4%	10.7%	76.8%	19.6%	67.9%	5.4%	19.6%	0.0%	7.1%
1,000人以上	67	34.3%	41.8%	29.9%	11.9%	68.7%	23.9%	20.9%	74.6%	19.4%	56.7%	10.4%	25.4%	0.0%	13.4%
建設業	29	24.1%	55.2%	20.7%	10.3%	51.7%	3.4%	0.0%	37.9%	10.3%	24.1%	6.9%	13.8%	0.0%	20.7%
製造業	92	18.5%	17.4%	10.9%	4.3%	40.2%	2.2%	4.3%	48.9%	14.1%	41.3%	3.3%	5.4%	1.1%	30.4%
運輸業・通信業	24	33.3%	29.2%	20.8%	12.5%	20.8%	4.2%	8.3%	37.5%	8.3%	33.3%	4.2%	8.3%	0.0%	41.7%
卸売・小売業	89	25.8%	21.3%	27.0%	6.7%	43.8%	5.6%	5.6%	41.6%	11.2%	42.7%	1.1%	11.2%	0.0%	27.0%
金融・保険業	29	51.7%	51.7%	62.1%	10.3%	86.2%	37.9%	27.6%	86.2%	41.4%	62.1%	13.8%	24.1%	0.0%	0.0%
飲食店・宿泊業	22	22.7%	18.2%	9.1%	4.5%	45.5%	4.5%	4.5%	31.8%	9.1%	31.8%	9.1%	18.2%	0.0%	31.8%
医療・福祉	63	31.7%	28.6%	19.0%	0.0%	57.1%	9.5%	3.2%	41.3%	14.3%	42.9%	4.8%	15.9%	0.0%	17.5%
教育・学習支援業	17	70.6%	82.4%	5.9%	5.9%	82.4%	5.9%	5.9%	76.5%	11.8%	88.2%	11.8%	23.5%	0.0%	0.0%
サービス業	63	17.5%	22.2%	14.3%	11.1%	34.9%	3.2%	11.1%	34.9%	14.3%	36.5%	0.0%	20.6%	1.6%	38.1%
労働組合がある	122	32.8%	31.1%	29.5%	11.5%	63.1%	14.8%	15.6%	71.3%	18.9%	56.6%	6.6%	21.3%	0.0%	7.4%
労働組合がない	305	25.6%	27.9%	16.4%	4.6%	41.3%	3.9%	3.6%	35.4%	12.8%	36.7%	3.3%	10.8%	0.7%	33.1%

## (27) 女性が活躍するための取組みの効果 【設問27】

(26) で何らかの取組みをしていると回答した事業所での、女性が活躍するための取組みによる効果としては、「男女ともに職務遂行能力によって評価されるという意識が高まった」と回答した事業所の割合が42.9%と最も高く、次いで「女性の勤続年数が伸びた」が31.0%、「男女従業員の能力発揮により、生産性向上や競争力強化につながった」が25.5%となっている。

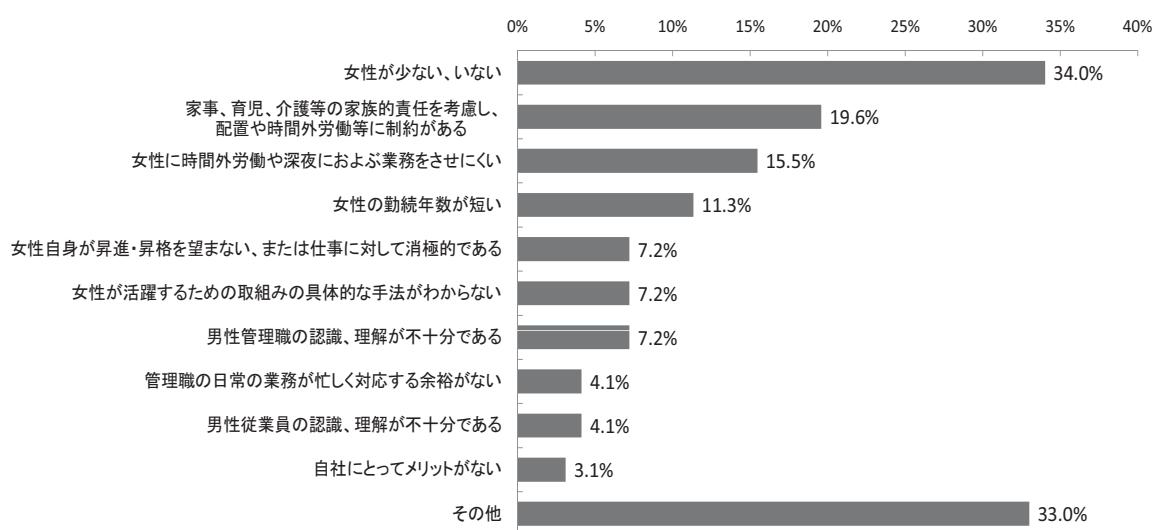
図23 女性が活躍するための取組みの効果（複数回答・全体 N=310）



## (28) 女性が活躍するための取組みをしていない理由 【設問28】

(26) で実施している取組みは特にないと回答した事業所での、女性が活躍するための取組みをしていない理由としては、「女性が少ない、いない」と回答した事業所の割合が34.0%と最も高く、次いで「家事、育児、介護等の家族的責任を考慮し、配置や時間外労働等に制約がある」が19.6%、「女性に時間外労働や深夜におよぶ業務をさせにくい」が15.5%となっている。

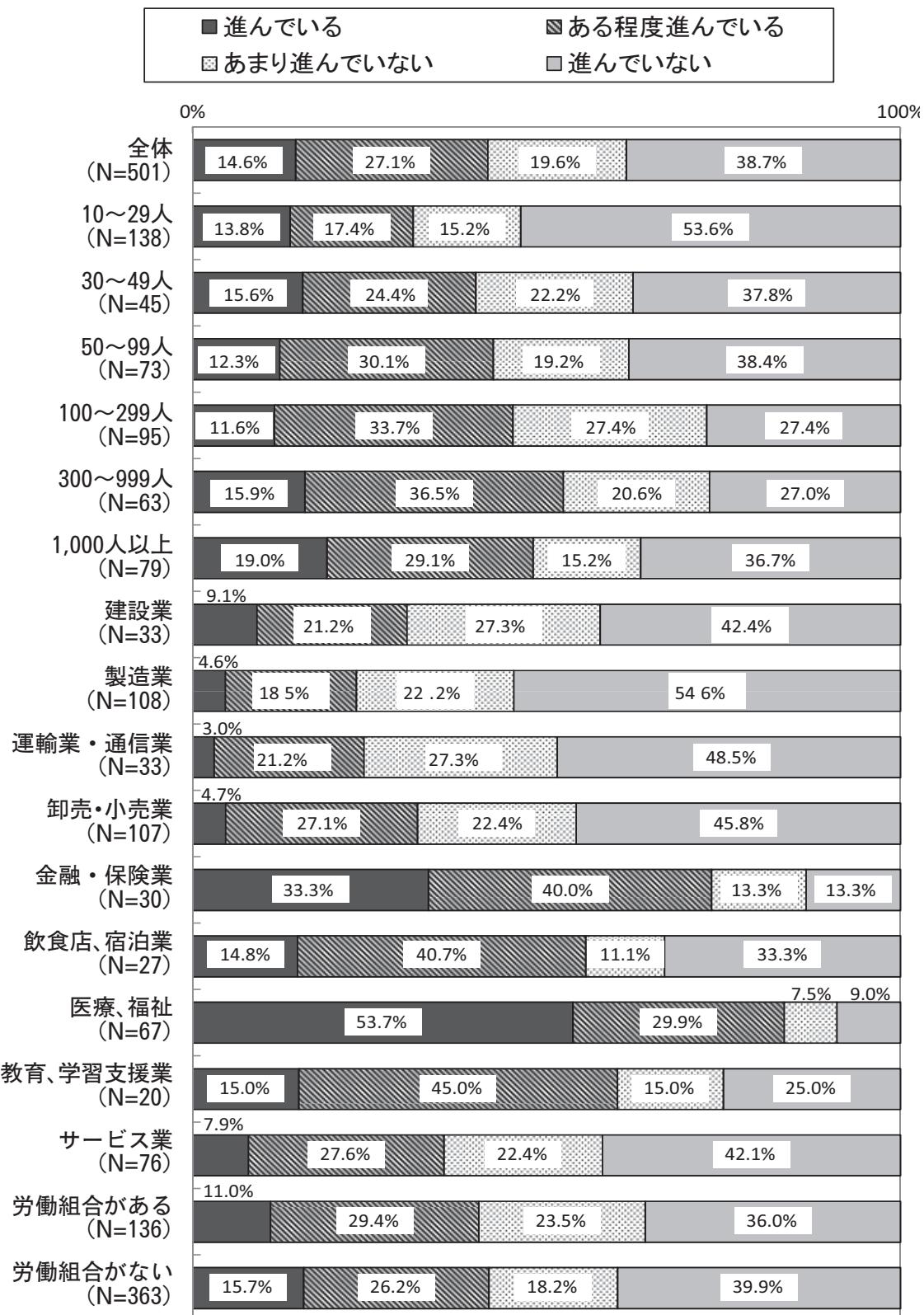
図24 女性が活躍するための取組みをしていない理由（複数回答・全体 N=97）



## (29) 女性の管理職登用の状況 【設問29】

女性の管理職登用の状況については、「進んでいる」または「ある程度進んでいる」と回答した事業所が 41.7% となっている一方、「進んでいない」または「あまり進んでいない」と回答した事業所が 58.3% となっている。

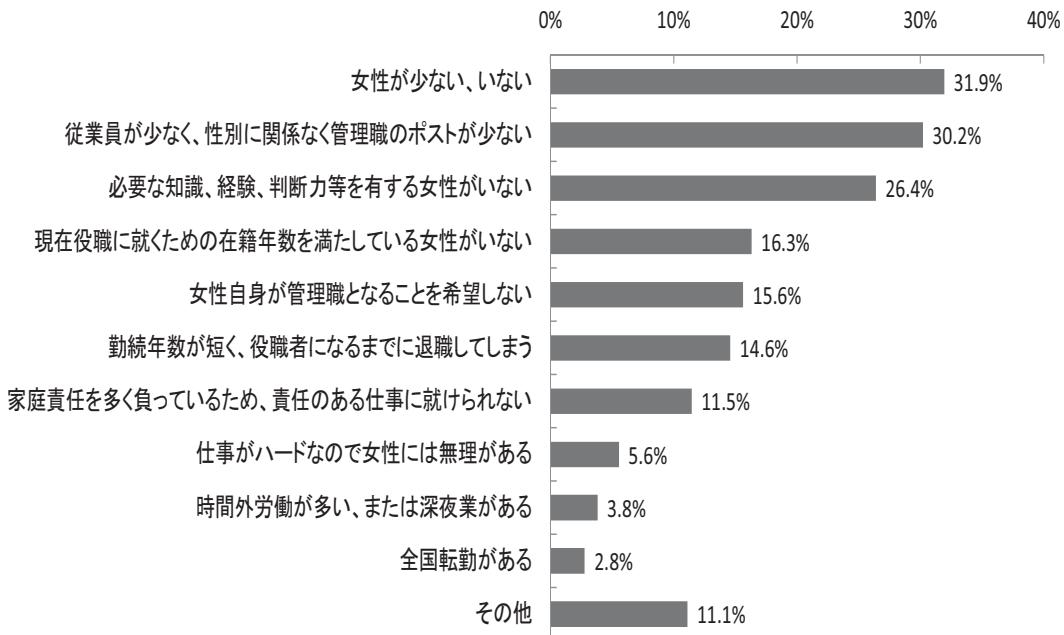
図 25 女性の管理職登用の状況（全体、企業規模別、産業別、労働組合の有無別）



### (30) 女性の管理職登用が進まない理由 【設問30】

(29) で「進んでいない」または「あまり進んでいない」と回答した事業所での、女性の管理職登用が進まない理由としては、「女性が少ない、いない」が 31.9%と最も高く、次いで「従業員が少なく、性別に関係なく管理職のポストが少ない」が 30.2%、「必要な知識、経験、判断力等を有する女性がいない」が 26.4%となっている。

図 26 女性の管理職登用が進まない理由（複数回答・全体 N=288）



## 【多様な働き方】

### (31) 雇用形態の転換制度 【設問31】

非正規社員から正規社員への転換について、制度がある事業所の割合は 46.6%、実際例があるのは 72.0%であるのに対し、正規社員から非正規社員への転換では、制度がある事業所の割合は 37.5%、実際例があるのは 52.3%となっている。

図 27 雇用形態の転換制度と実際例の有無（全体）

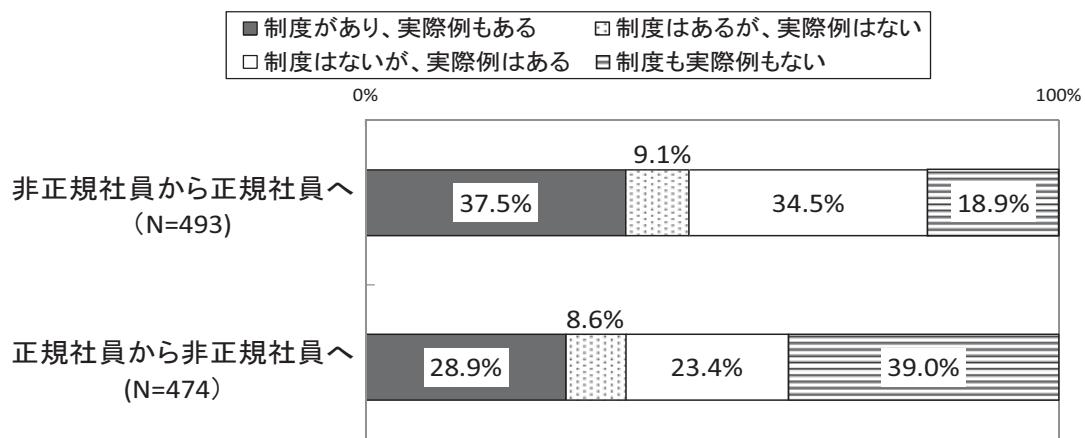


表 17-1 雇用形態の転換制度と実際例の有無（非正規社員から正規社員へ）

非正規から正規へ	有効回答 事業所数	制度があり、 実際例もある	制度はあるが、 実際例はない	制度はないが、 実際例はある	制度も実際例も ない	計
全体	493	37.5%	9.1%	34.5%	18.9%	100.0%
10～29人	135	25.2%	8.9%	27.4%	38.5%	100.0%
30～49人	43	25.6%	16.3%	34.9%	23.3%	100.0%
50～99人	71	36.6%	2.8%	46.5%	14.1%	100.0%
100～299人	94	25.5%	8.5%	52.1%	13.8%	100.0%
300～999人	62	56.5%	14.5%	29.0%	0.0%	100.0%
1,000人以上	76	68.4%	9.2%	17.1%	5.3%	100.0%
建設業	35	22.9%	11.4%	34.3%	31.4%	100.0%
製造業	104	24.0%	8.7%	45.2%	22.1%	100.0%
運輸業・通信業	28	39.3%	3.6%	28.6%	28.6%	100.0%
卸売・小売業	109	39.4%	11.0%	28.4%	21.1%	100.0%
金融・保険業	27	44.4%	11.1%	25.9%	18.5%	100.0%
飲食店・宿泊業	29	62.1%	6.9%	20.7%	10.3%	100.0%
医療・福祉	67	49.3%	9.0%	40.3%	1.5%	100.0%
教育・学習支援業	20	70.0%	0.0%	25.0%	5.0%	100.0%
サービス業	74	28.4%	10.8%	36.5%	24.3%	100.0%
労働組合がある	130	50.8%	7.7%	33.1%	8.5%	100.0%
労働組合がない	361	32.4%	9.7%	35.2%	22.7%	100.0%

表 17-2 雇用形態の転換制度と実際例の有無（正規社員から非正規社員へ）

正規から非正規へ	有効回答 事業所数	制度があり、 実際例もある	制度はあるが、 実際例はない	制度はないが、 実際例はある	制度も実際例も ない	計
全体	474	28.9%	8.6%	23.4%	39.0%	100.0%
10～29人	129	14.7%	11.6%	19.4%	54.3%	100.0%
30～49人	42	19.0%	11.9%	16.7%	52.4%	100.0%
50～99人	67	26.9%	6.0%	41.8%	25.4%	100.0%
100～299人	90	31.1%	7.8%	25.6%	35.6%	100.0%
300～999人	62	37.1%	9.7%	14.5%	38.7%	100.0%
1,000人以上	74	52.7%	4.1%	24.3%	18.9%	100.0%
建設業	28	28.6%	14.3%	10.7%	46.4%	100.0%
製造業	105	19.0%	9.5%	18.1%	53.3%	100.0%
運輸業・通信業	27	44.4%	3.7%	22.2%	29.6%	100.0%
卸売・小売業	103	25.2%	9.7%	24.3%	40.8%	100.0%
金融・保険業	30	43.3%	3.3%	23.3%	30.0%	100.0%
飲食店・宿泊業	27	37.0%	18.5%	18.5%	25.9%	100.0%
医療・福祉	65	26.2%	7.7%	41.5%	24.6%	100.0%
教育・学習支援業	19	57.9%	5.3%	15.8%	21.1%	100.0%
サービス業	70	28.6%	5.7%	22.9%	42.9%	100.0%
労働組合がある	131	45.8%	4.6%	19.1%	30.5%	100.0%
労働組合がない	341	22.3%	10.3%	24.9%	42.5%	100.0%

### (32) 「多様な正規社員」制度 【設問32】

従来の正規社員に比べて配置転換や転勤、仕事内容、勤務時間などの範囲が限定されている「多様な正規社員」制度について、「あてはまる制度はない」と回答した事業所の割合が82.7%と最も高い。「多様な正規社員」制度を設けている事業所の中では、「勤務地限定の正規社員」制度がある事業所の割合が12.0%で最も高い。

図28 「多様な正規社員」制度について（複数回答・全体N=502）

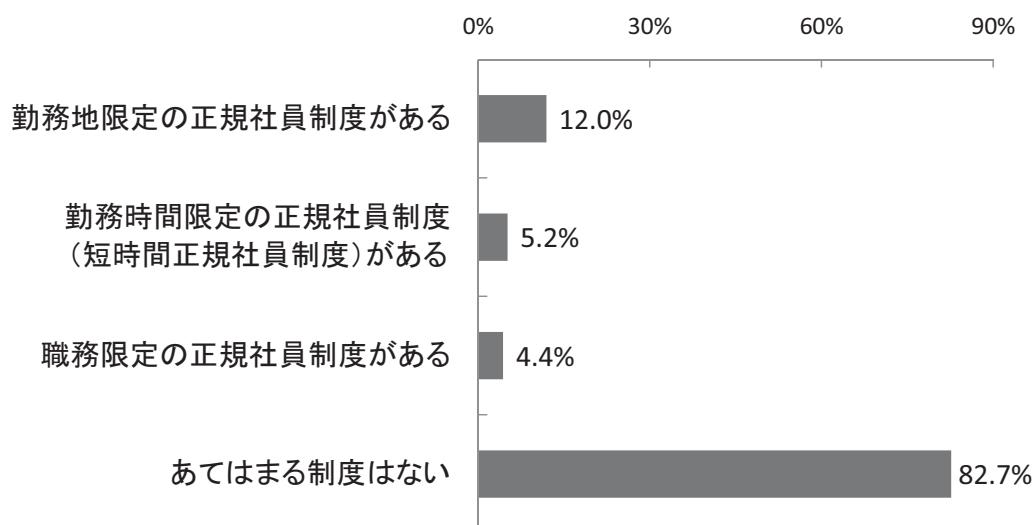


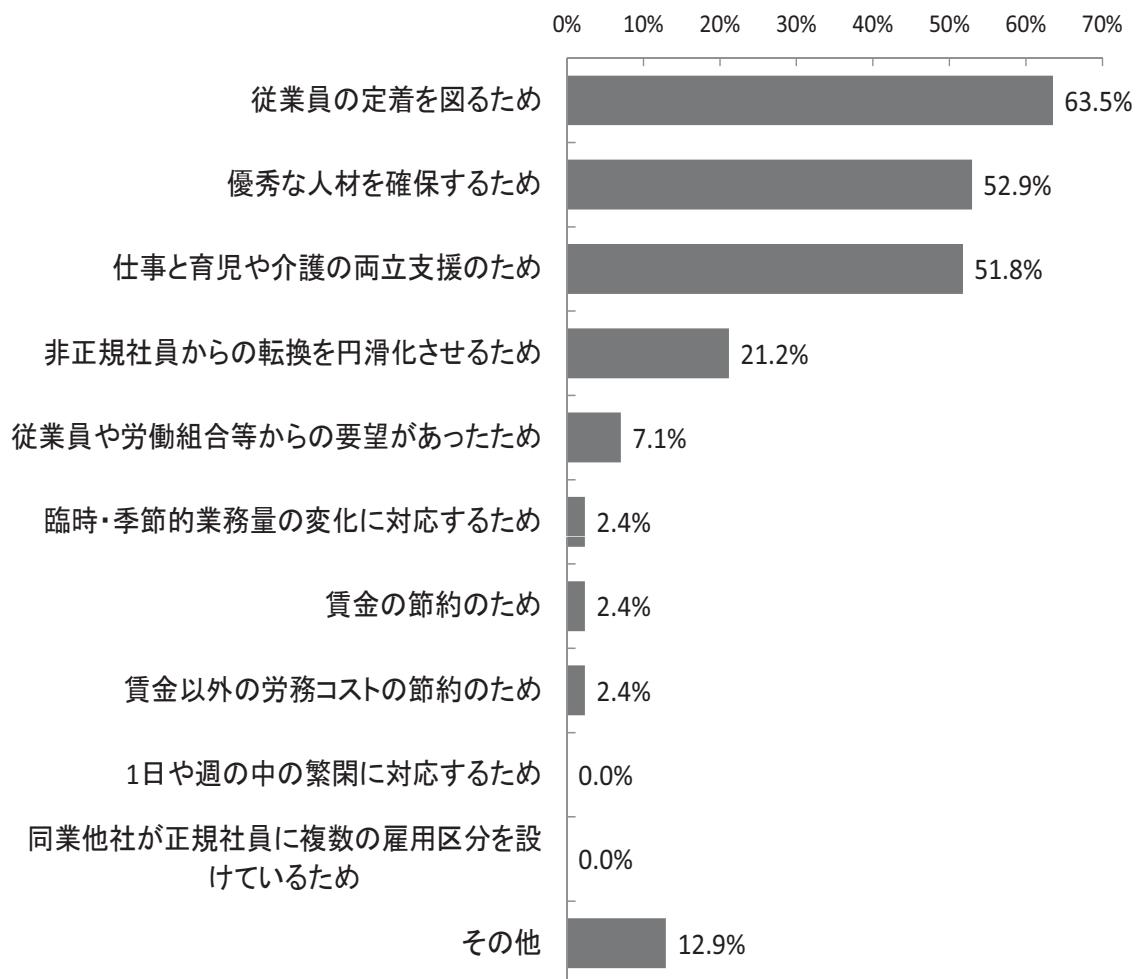
表18 「多様な正規社員」制度について（複数回答）

	有効回答 事業所数	勤務地限定の正規社員制度がある	職務限定の正規社員制度がある	勤務時間限定の正規社員制度（短時間正規社員制度）がある	あてはまる制度はない
全体	502	12.0%	4.4%	5.2%	82.7%
10～29人	139	0.0%	3.6%	5.0%	92.1%
30～49人	44	6.8%	2.3%	2.3%	90.9%
50～99人	73	2.7%	1.4%	4.1%	91.8%
100～299人	93	5.4%	4.3%	4.3%	87.1%
300～999人	63	12.7%	9.5%	3.2%	82.5%
1,000人以上	78	53.8%	6.4%	11.5%	44.9%
建設業	35	2.9%	0.0%	0.0%	97.1%
製造業	107	8.4%	2.8%	3.7%	87.9%
運輸業・通信業	32	12.5%	9.4%	9.4%	75.0%
卸売・小売業	109	14.7%	2.8%	8.3%	81.7%
金融・保険業	30	33.3%	16.7%	10.0%	56.7%
飲食店・宿泊業	29	37.9%	0.0%	3.4%	62.1%
医療・福祉	66	4.5%	7.6%	7.6%	81.8%
教育・学習支援業	20	0.0%	5.0%	0.0%	95.0%
サービス業	74	8.1%	2.7%	1.4%	89.2%
労働組合がある	135	25.9%	5.9%	5.9%	70.4%
労働組合がない	365	6.8%	3.8%	4.9%	87.1%

### (33) 「多様な正規社員」制度の導入理由 【設問33】

(32)で「多様な正規社員」制度を導入していると回答した事業所での、導入理由については、「従業員の定着を図るため」が63.5%で最も高く、次いで「優秀な人材を確保するため」が52.9%、「仕事と育児や介護の両立支援のため」が51.8%となっている。

図29 「多様な正規社員」制度の導入理由（複数回答・全体 N=85）



## 【ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）経営】

### (34) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する取組み【設問34】

ワーク・ライフ・バランスに関する取組みの内容について、「年次有給休暇の取得推進」を「必要と考える」が65.3%、「実施している」が42.3%となり、いずれにおいても最も高くなっている。

図30 ワーク・ライフ・バランスに関する取組み【必要と考える取組み】と【実施している取組み】  
(複数回答・全体)

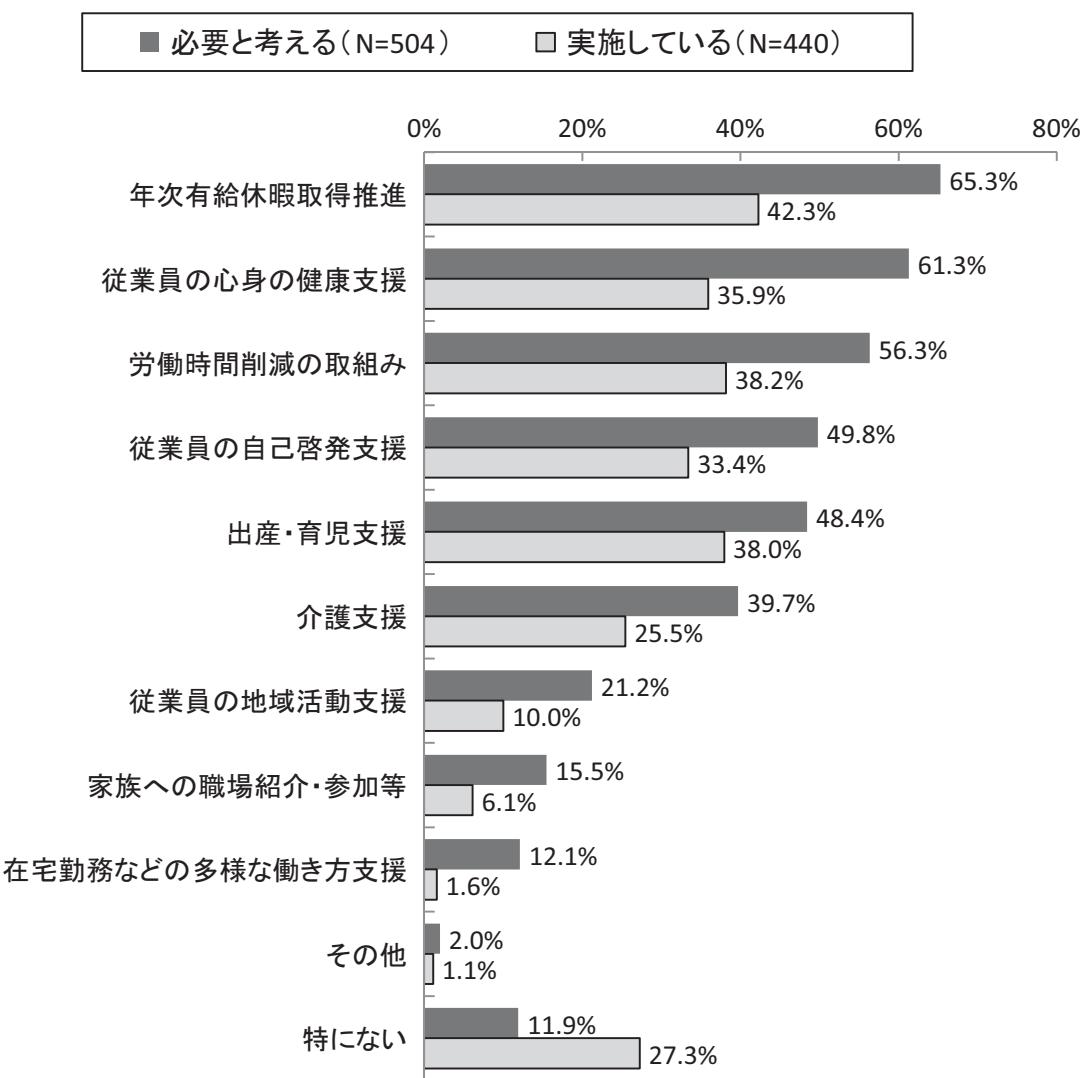


表 19-1 ワーク・ライフ・バランスに関する取組み【必要と考える】(複数回答)

必要と考える	有効回答事業所数	労働時間削減の取組み	年次有給休暇取得推進	従業員の心身の健康支援	従業員の自己啓発支援	出産・育児支援	介護支援	在宅勤務などの多様な働き方支援	従業員の地域活動支援	家族への職場紹介・参加等	その他	特にない
全体	504	56.3%	65.3%	61.3%	49.8%	48.4%	39.7%	12.1%	21.2%	15.5%	2.0%	11.9%
10~29人	140	40.0%	47.9%	62.9%	42.1%	33.6%	28.6%	12.1%	12.1%	14.3%	2.1%	18.6%
30~49人	44	47.7%	50.0%	59.1%	43.2%	40.9%	43.2%	11.4%	36.4%	20.5%	4.5%	13.6%
50~99人	72	58.3%	66.7%	54.2%	47.2%	52.8%	33.3%	11.1%	16.7%	12.5%	1.4%	15.3%
100~299人	95	57.9%	69.5%	60.0%	46.3%	62.1%	46.3%	9.5%	24.2%	10.5%	1.1%	7.4%
300~999人	62	75.8%	82.3%	75.8%	62.9%	56.5%	48.4%	12.9%	27.4%	17.7%	0.0%	3.2%
1,000人以上	79	77.2%	89.9%	63.3%	69.6%	59.5%	54.4%	17.7%	26.6%	24.1%	2.5%	1.3%
建設業	35	54.3%	54.3%	57.1%	31.4%	40.0%	37.1%	17.1%	28.6%	25.7%	11.4%	14.3%
製造業	105	54.3%	61.9%	53.3%	47.6%	49.5%	37.1%	8.6%	17.1%	16.2%	0.0%	15.2%
運輸業・通信業	33	63.6%	66.7%	69.7%	42.4%	33.3%	39.4%	9.1%	15.2%	24.2%	0.0%	12.1%
卸売・小売業	111	60.4%	64.9%	52.3%	43.2%	37.8%	29.7%	9.9%	12.6%	7.2%	0.9%	12.6%
金融・保険業	30	73.3%	90.0%	80.0%	73.3%	90.0%	86.7%	23.3%	56.7%	23.3%	0.0%	0.0%
飲食店・宿泊業	28	64.3%	53.6%	64.3%	53.6%	53.6%	46.4%	21.4%	28.6%	25.0%	10.7%	21.4%
医療・福祉	67	44.8%	67.2%	76.1%	56.7%	65.7%	43.3%	6.0%	20.9%	13.4%	1.5%	6.0%
教育・学習支援業	20	65.0%	90.0%	70.0%	80.0%	35.0%	25.0%	10.0%	5.0%	10.0%	0.0%	0.0%
サービス業	75	49.3%	61.3%	60.0%	49.3%	42.7%	38.7%	17.3%	26.7%	14.7%	1.3%	14.7%
労働組合がある	136	70.6%	84.6%	69.9%	58.1%	63.2%	57.4%	16.9%	28.7%	19.1%	0.7%	1.5%
労働組合がない	366	51.4%	58.5%	58.5%	47.0%	42.9%	33.3%	10.4%	18.6%	14.2%	2.5%	15.6%

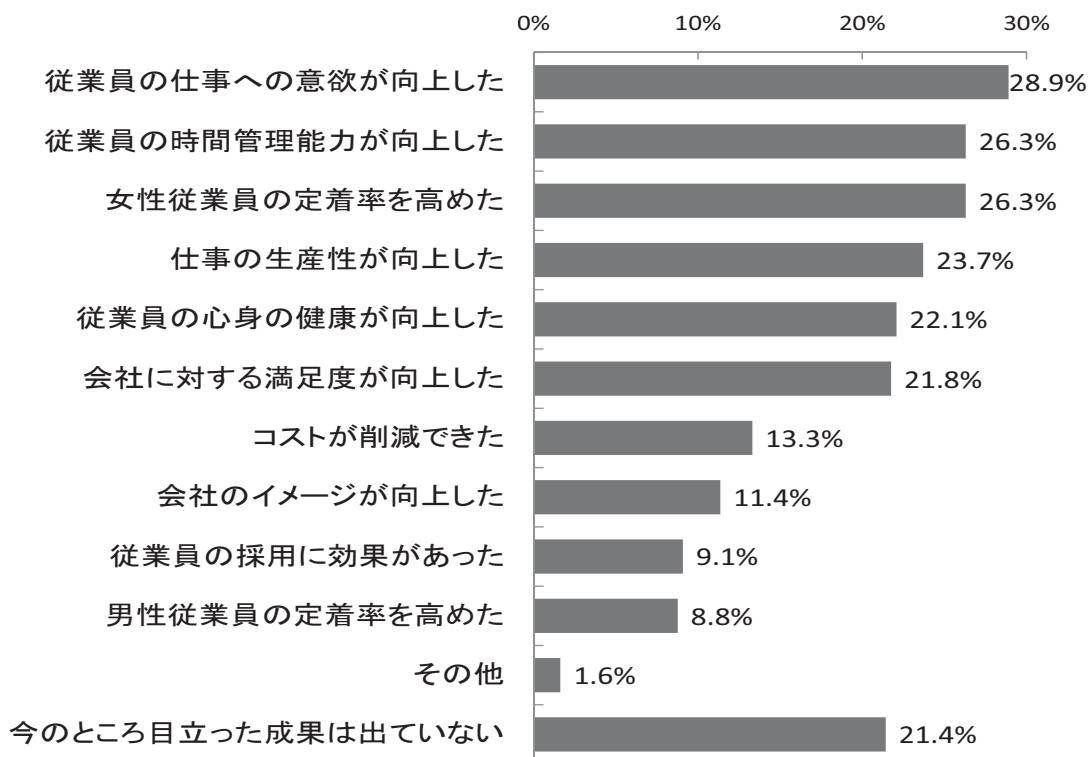
表 19-2 ワーク・ライフ・バランスに関する取組み【実施している】(複数回答)

実施している	有効回答事業所数	労働時間削減の取組み	年次有給休暇取得推進	従業員の心身の健康支援	従業員の自己啓発支援	出産・育児支援	介護支援	在宅勤務などの多様な働き方支援	従業員の地域活動支援	家族への職場紹介・参加等	その他	特にない
全体	440	38.2%	42.3%	35.9%	33.4%	38.0%	25.5%	1.6%	10.0%	6.1%	1.1%	27.3%
10~29人	118	26.3%	31.4%	31.4%	19.5%	22.0%	13.6%	2.5%	5.9%	5.9%	0.8%	39.8%
30~49人	38	23.7%	26.3%	23.7%	18.4%	28.9%	13.2%	0.0%	7.9%	5.3%	2.6%	47.4%
50~99人	53	26.4%	37.7%	24.5%	22.6%	43.4%	20.8%	0.0%	9.4%	3.8%	0.0%	34.0%
100~299人	87	40.2%	43.7%	28.7%	33.3%	47.1%	26.4%	1.1%	10.3%	4.6%	1.1%	19.5%
300~999人	57	63.2%	52.6%	61.4%	52.6%	49.1%	42.1%	0.0%	21.1%	3.5%	0.0%	7.0%
1,000人以上	77	55.8%	66.2%	49.4%	59.7%	49.4%	42.9%	3.9%	9.1%	13.0%	1.3%	10.4%
建設業	32	37.5%	37.5%	40.6%	15.6%	34.4%	25.0%	3.1%	21.9%	21.9%	12.5%	21.9%
製造業	90	35.6%	43.3%	26.7%	32.2%	38.9%	22.2%	1.1%	5.6%	8.9%	0.0%	34.4%
運輸業・通信業	26	34.6%	42.3%	38.5%	26.9%	34.6%	26.9%	0.0%	3.8%	3.8%	0.0%	23.1%
卸売・小売業	97	42.3%	30.9%	27.8%	27.8%	27.8%	17.5%	2.1%	6.2%	1.0%	0.0%	30.9%
金融・保険業	30	70.0%	76.7%	66.7%	66.7%	86.7%	76.7%	3.3%	33.3%	10.0%	0.0%	0.0%
飲食店・宿泊業	21	38.1%	28.6%	33.3%	23.8%	23.8%	14.3%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%	47.6%
医療・福祉	60	21.7%	41.7%	40.0%	38.3%	48.3%	30.0%	1.7%	3.3%	5.0%	0.0%	13.3%
教育・学習支援業	18	50.0%	83.3%	66.7%	77.8%	33.3%	16.7%	0.0%	5.6%	5.6%	0.0%	5.6%
サービス業	66	34.8%	37.9%	31.8%	25.8%	28.8%	19.7%	1.5%	18.2%	3.0%	1.5%	40.9%
労働組合がある	127	54.3%	56.7%	51.2%	49.6%	54.3%	44.9%	2.4%	15.0%	6.3%	0.8%	10.2%
労働組合がない	311	31.8%	36.7%	29.9%	27.0%	31.5%	17.7%	1.3%	8.0%	6.1%	1.3%	33.8%

### (35) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する取組みの効果 【設問35】

(34) でワーク・ライフ・バランスの実現に向けて何らかの取組みをしていると回答した事業所での取組みの効果としては、「従業員の仕事への意欲が向上した」が 28.9%と最も高く、次いで「従業員の時間管理能力が向上した」と「女性従業員の定着率を高めた」がいずれも 26.3%となっている。

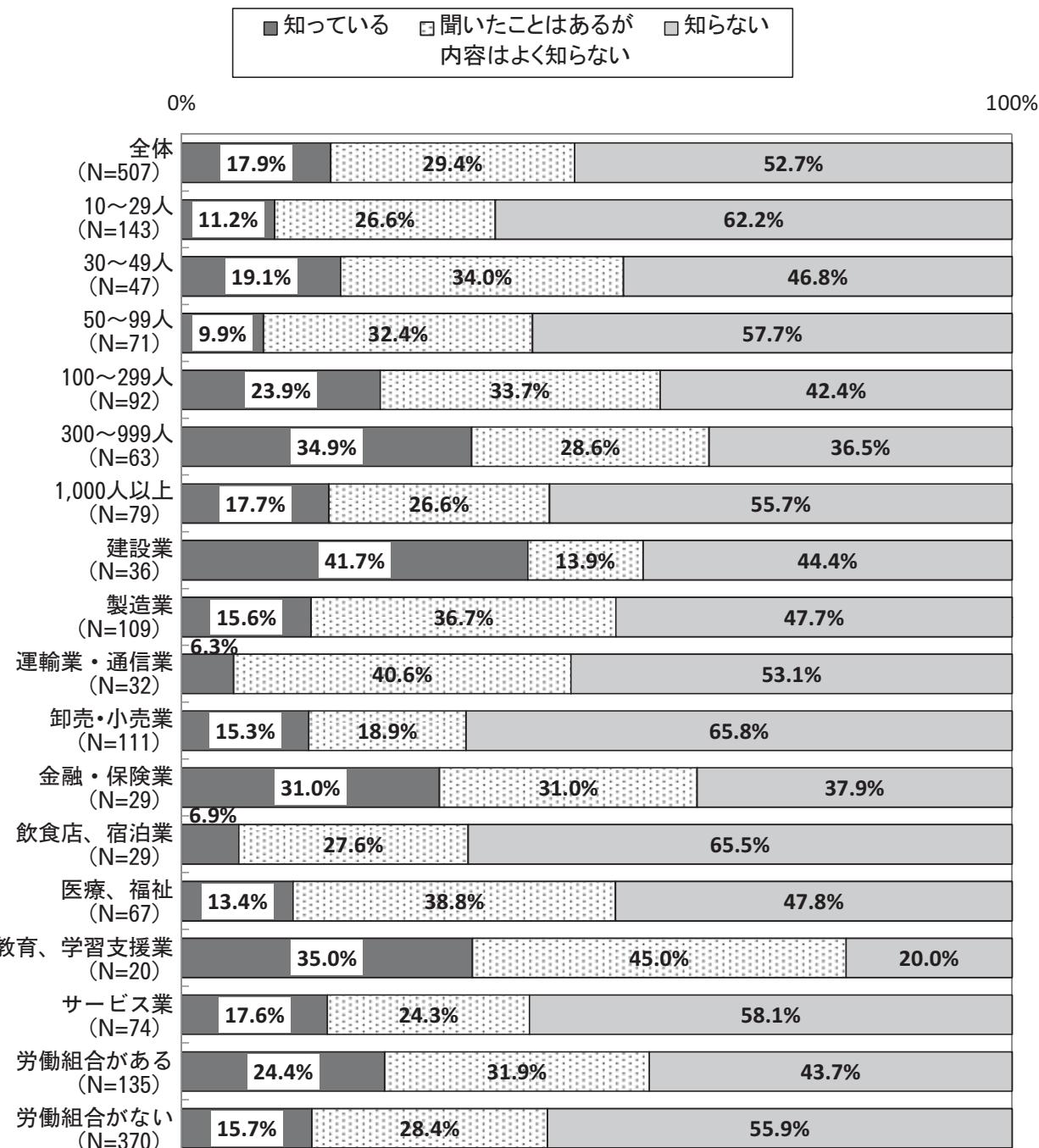
図31 ワーク・ライフ・バランスに関する取組みの効果（複数回答・全体 N=308）



(36) 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」登録制度の認知 【設問38】

滋賀県が行っている「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」登録制度について、「知っている」と回答した事業所の割合は17.9%であったのに対し、「聞いたことはあるが内容はよく知らない」が29.4%、「知らない」が52.7%となっている。

図32 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」登録制度の認知（全体、企業規模別、産業別、労働組合の有無別）

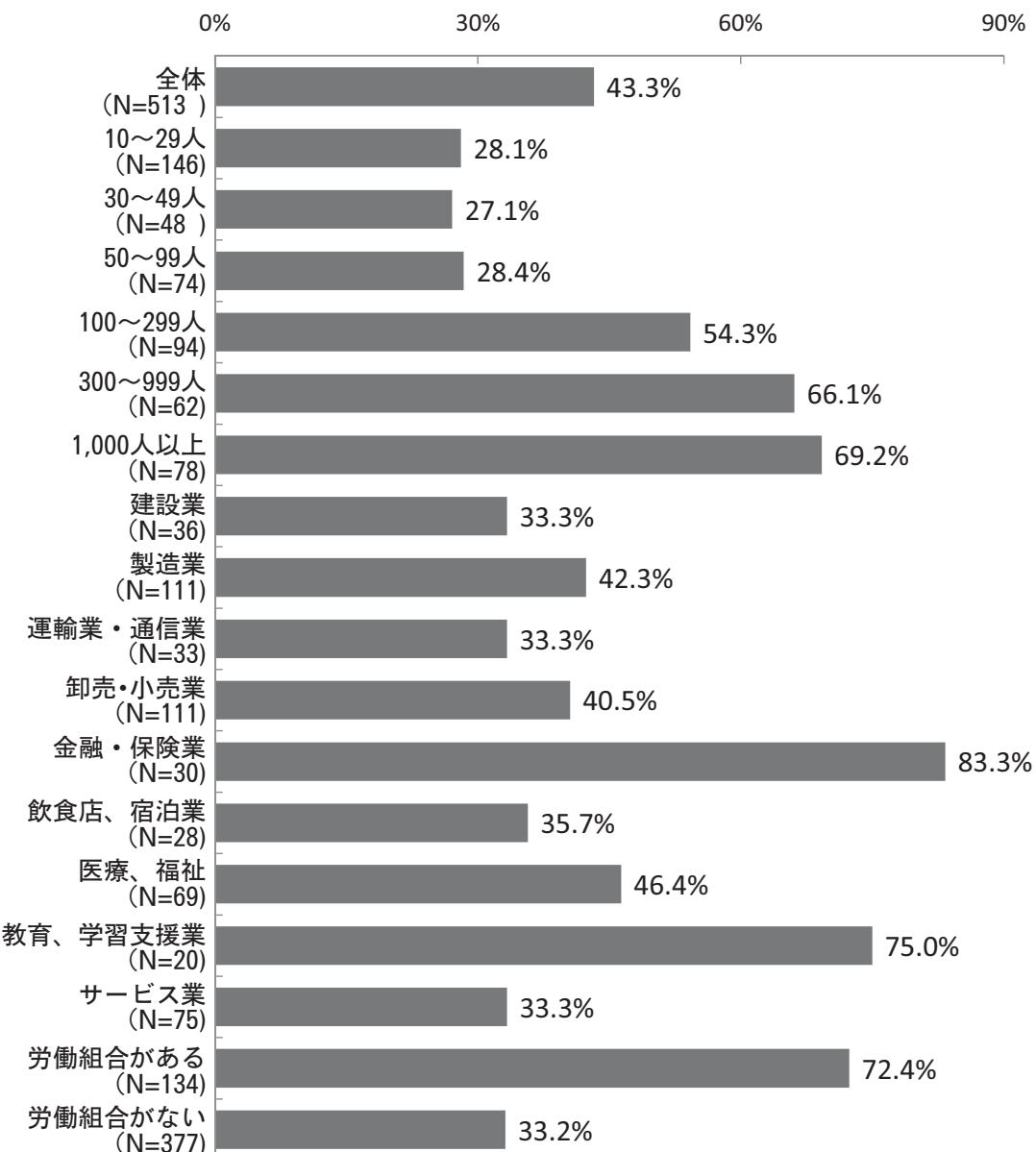


## 【メンタルヘルスケア（心の健康対策）】

### (37) メンタルヘルスケア（心の健康対策）の実施の有無 【設問39】

メンタルヘルスケアを実施している事業所の割合は全体では 43.3%となり、前年の 42.8%に對し、0.5 ポイント上回っている。

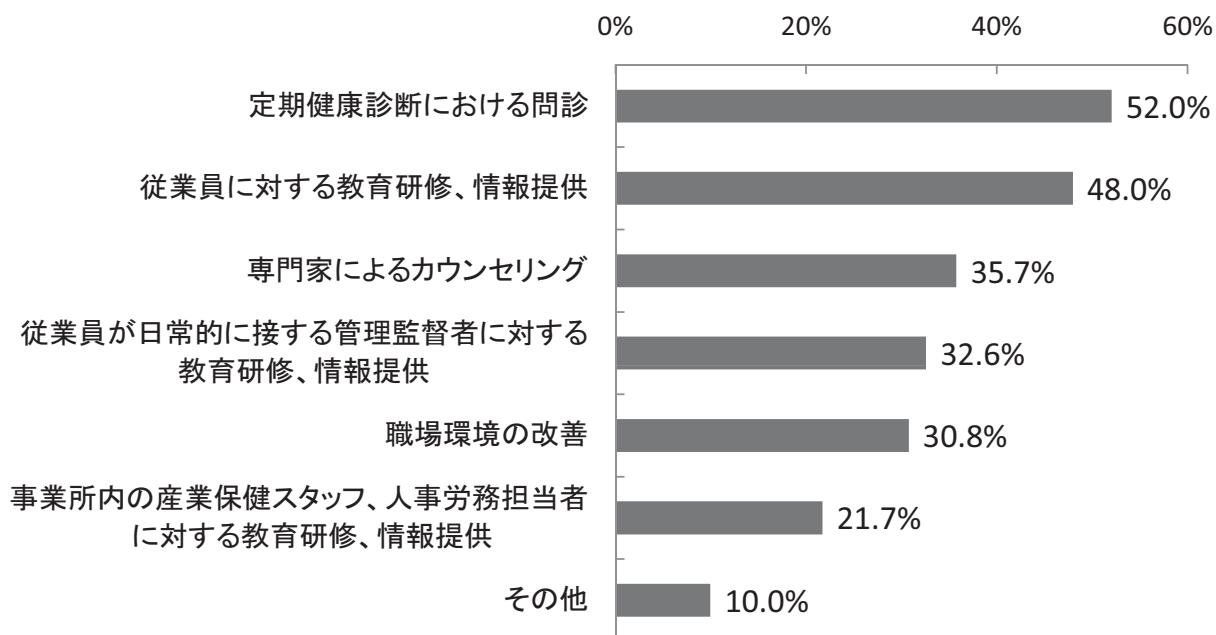
図33 メンタルヘルスケアを実施している事業所の割合（全体、企業規模別、産業別、労働組合の有無別）



### (38) メンタルヘルスケア（心の健康対策）の実施方法 【設問40】

(37) でメンタルヘルスケアを「実施している」と回答した事業所での、メンタルヘルスケアの実施方法としては、「定期健康診断における問診」と回答した事業所の割合が 52.0%と最も高く、次いで「従業員に対する教育研修、情報提供」が 48.0%、「専門家によるカウンセリング」が 35.7%となっている。

図34 メンタルヘルスケアの実施方法（複数回答・全体 N=221）



### III. 参考表・図

参考表1 産業別民営事業所数及び従業上の地位別従業者数、他からの派遣従業者数（滋賀県）

	事業所数	従業者数(民営事業所)						他からの派遣従業者数			
		個人業主	無給の家族従業者	有給従業員	常用雇用者		正社員・正職員	正社員・正職員以外	臨時雇用者	計	男
					総数	正社員・正職員					
全産業(公務を除く)	56,704	604,553	22,067	7,007	34,072	511,744	306,121	205,623	29,663	12,534	6,724
農業、林業	371	5,124	***	***	1,162	2,850	1,508	1,342	1,112	8	3
漁業	25	213	***	***	41	83	59	24	89	***	***
鉱業、採石業、砂利採取業	18	107	2	***	24	79	71	8	2	***	***
建設業	6,248	32,449	2,898	783	5,130	21,996	18,391	3,605	1,642	137	65
製造業	5,844	167,302	1,889	758	5,596	155,390	121,697	33,693	3,669	8,386	4,913
電気、ガス・熱供給・水道業	44	1,495	***	***	16	1,477	1,384	93	2	12	4
情報通信業	401	4,047	30	12	419	3,513	2,995	518	73	392	272
運輸業、郵便業	1,344	30,100	100	29	907	27,892	18,736	9,156	1,172	447	323
卸売業、小売業	13,669	114,013	5,177	2,301	7,013	93,158	38,988	54,170	6,364	1,191	336
金融業、保険業	805	12,384	68	12	410	11,833	8,840	2,993	61	103	36
不動産業、物品販賣業	3,315	11,792	1,438	522	2,368	7,168	4,590	2,578	296	101	57
学術研究、専門・技術サービス業	2,070	12,356	998	159	1,224	9,735	8,112	1,623	240	200	87
宿泊業、飲食サービス業	6,054	52,390	3,345	1,326	1,291	40,908	8,211	32,697	5,520	327	125
生活関連サービス業、娯楽業	4,632	25,735	2,862	563	1,096	19,628	9,386	10,242	1,586	216	124
教育、学習支援業	1,960	17,540	1,130	123	309	14,008	6,486	7,522	1,970	393	125
医療、福祉	4,155	68,225	1,680	281	2,053	60,810	35,132	25,678	3,401	286	36
複合サービス事業	413	5,805	24	7	108	5,526	3,697	1,829	140	14	5
サービス業(他に分類されないもの)	5,336	43,476	426	131	4,905	35,690	17,838	17,852	2,324	321	213
											108

資料：県統計課「平成26年経済センサス-基礎調査」

#### 用語説明

- ① 「常用雇用者」とは事業所に常時雇用されている人で、期間を定めずに雇用されている人もしくは1か月を越える期間を定めて雇用されている人または調査日前2か月間でそれぞれ18日以上雇用されている人をいいます。
- ② 「正社員・正職員」とは「常用雇用者」のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいいます。
- ③ 「正社員・正職員以外」とは「常用雇用者」のうち一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、契約社員、嘱託、パートタイマー、アルバイトまたはそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。
- ④ 「臨時雇用者」とは1か月以内の期間を定めて雇用されている人または日々雇用されている人をいいます。
- ⑤ 「他からの派遣従業者」とは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」にいう派遣労働者をいいます。

参考表2 事業所規模、産業、就業形態別常用労働者一人あたり平均月間出勤日数、総実労働時間数、所定外労働時間数（平成26年平均）

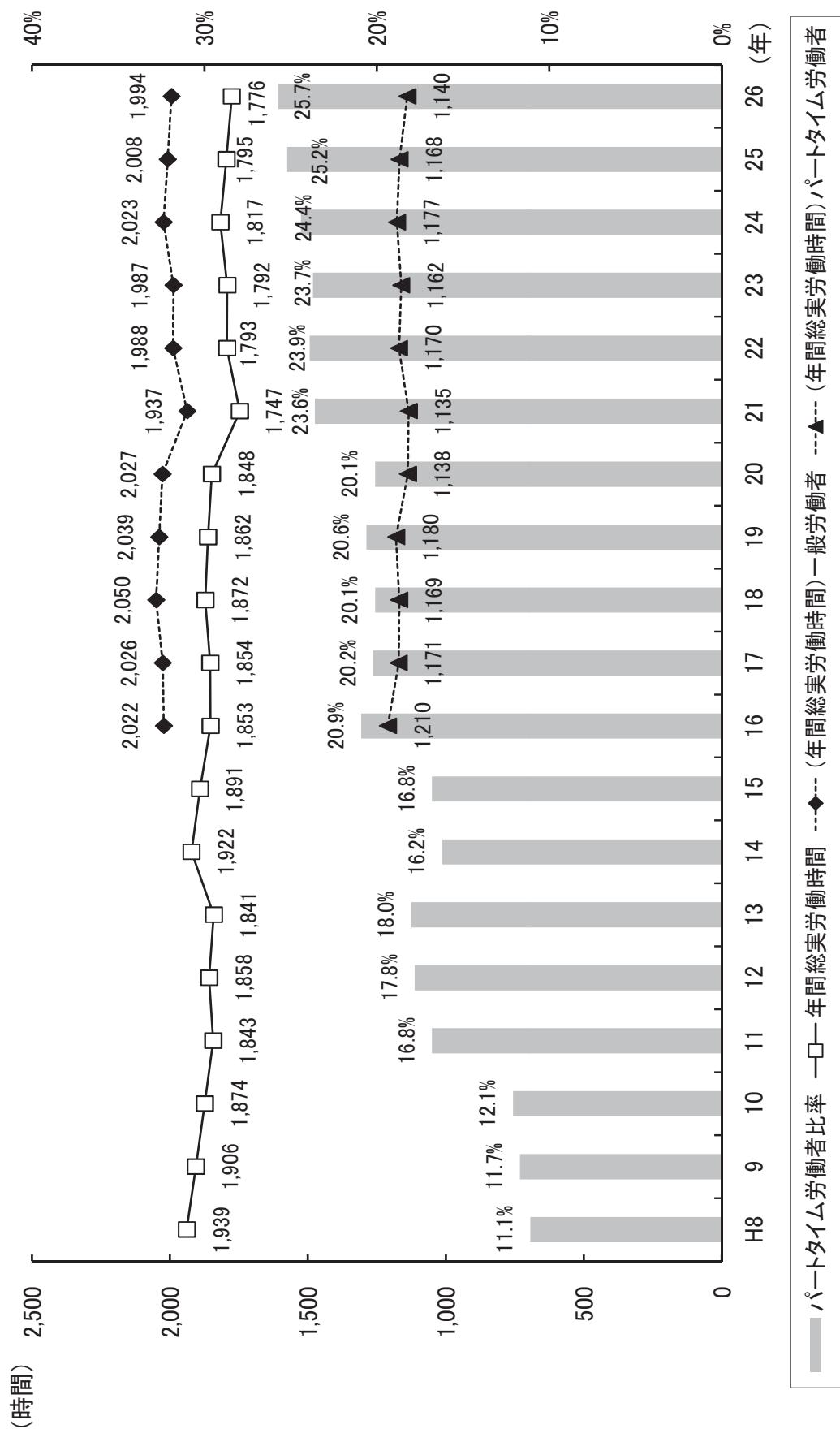
「所定内労働時間」とは労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間のことをいい、「所定外労働時間」とは早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことといいます。「総実労働時間」とは「所定内労働時間」と「所定外労働時間」の合計です。なお、以下の表の産業分類は県の労働条件実態調査とは必ずしも一致しませんので取扱いには注意してください。

常用労働者規模 30人以上	産業	一般労働者						パートタイム労働者					
		出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
	調査産業計	19.5	166.2	150.0	16.2	15.6	95.0	90.1	90.1	16.1	156	91.6	3.4
	建設業	21.4	173.2	161.6	11.6	16.1	90.1	90.1	90.1	120.7	128.6	121.5	0.0
	製造業	19.3	170.0	149.3	20.7	17.9	128.6	128.6	128.6	14.1	0.0	0.0	7.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	18.9	153.0	138.9	14.1	0.0	0.0	0.0	0.0	15.9	89.5	88.7	0.8
	情報通信業	20.0	166.9	157.8	9.1	15.9	89.5	89.5	89.5	12.7	84.0	74.4	9.6
	運輸業、郵便業	19.9	179.6	152.4	27.2	12.7	84.0	84.0	84.0	10.6	18.1	102.7	1.4
	卸売業、小売業	18.9	158.0	147.4	10.6	18.1	101.3	101.3	101.3	14.3	132.0	129.6	2.4
	金融業、保険業	19.0	157.9	144.3	13.6	19.4	126.4	126.4	126.4	12.1	19.5	109.4	17.0
	不動産業、物品販賣業	19.7	153.2	141.1	12.1	16.5	109.3	109.3	109.3	13.8	13.2	107.6	1.7
	学術研究、専門・技術サービス業	19.0	156.7	142.9	13.8	16.7	109.3	109.3	109.3	15.7	15.7	102.7	3.7
	宿泊業、飲食サービス業	20.9	171.0	157.2	13.8	13.2	76.1	76.1	76.1	170.6	170.6	165.3	2.6
	生活関連サービス業、娯楽業	21.2	176.0	170.6	5.4	15.7	102.7	102.7	102.7	149.1	3.4	9.1	0.1
	教育、学習支援業	19.2	149.1	145.7	3.4	9.1	37.3	37.3	37.3	150.5	7.8	79.5	0.8
	医療、福祉	19.5	158.3	150.5	7.8	14.0	78.7	78.7	78.7	165.8	9.7	124.9	2.8
	複合サービス事業	20.2	165.8	156.1	9.7	19.5	122.1	122.1	122.1	172.4	153.4	158	4.5
	サービス業(他に分類されないもの)	20.7	172.4	153.4	19.0	15.8	101.5	101.5	101.5	153.4	153.4	97.0	4.5

常用労働者規模 5人以上	産業	一般労働者						パートタイム労働者					
		出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
	調査産業計	19.9	169.1	153.7	15.4	15.0	85.7	85.7	85.7	14.5	92.7	91.7	2.3
	建設業	21.4	174.1	163.8	10.3	14.5	91.7	91.7	91.7	20.6	116.0	110.7	1.0
	製造業	19.6	171.7	151.1	20.6	17.0	116.0	116.0	116.0	14.5	111.1	108.3	5.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	18.9	154.5	140.7	13.8	14.5	108.3	108.3	108.3	16.3	100.9	97.1	2.8
	情報通信業	20.0	165.2	155.8	9.4	16.3	83.3	83.3	83.3	187.5	87.5	86.5	3.8
	運輸業、郵便業	20.5	187.5	159.7	27.8	13.1	74.1	74.1	74.1	16.5	126.0	124.1	9.2
	卸売業、小売業	20.2	168.1	158.1	10.0	16.5	86.5	86.5	86.5	156.3	19.1	124.1	1.9
	金融業、保険業	18.8	156.3	142.9	13.4	19.1	89.3	89.3	89.3	176.1	16.1	87.8	1.5
	不動産業、物品販賣業	21.4	176.1	160.4	15.7	16.1	99.6	99.6	99.6	163.0	145.2	17.8	1.3
	学術研究、専門・技術サービス業	19.2	163.0	145.2	17.8	16.3	71.1	71.1	71.1	180.6	170.5	13.6	2.0
	宿泊業、飲食サービス業	22.0	192.3	178.1	14.2	14.8	93.4	93.4	93.4	149.9	145.5	4.4	1.8
	生活関連サービス業、娯楽業	22.0	192.3	178.1	14.2	14.8	95.2	95.2	95.2	150.9	15.5	104.6	1.0
	教育、学習支援業	19.1	149.9	145.5	4.4	10.7	50.5	50.5	50.5	151.1	10.5	101.1	3.5
	医療、福祉	19.6	158.9	150.9	8.0	13.8	74.4	74.4	74.4	173.2	155.5	17.7	3.6
	サービス業(他に分類されないもの)	20.8	173.2	155.5	17.7	16.0	98.4	98.4	98.4	153.4	153.4	94.8	3.6

資料：県統計課「毎月労働統計調査」

参考図1 年間総実労働時間の推移（調査産業計、規模30人以上）



資料：県統計課「毎月勤労統計調査」

※ 年間総実労働時間は年平均総実労働時間を12倍して、小数点第一位を四捨五入したものである。

参考表3～5は厚生労働省が実施した「平成26年賃金構造基本統計調査」結果の滋賀県分の一部を抜粋し掲載したものであり、ここには掲載していない産業もあります。この調査の産業分類は県の労働条件実態調査とは必ずしも一致しませんので取扱いには注意してください。

**参考表3 新規学卒者の初任給額（滋賀県）**

初任給額とは、平成26年に採用し6月30日現在で実際に雇用している新規学卒者について、所定内給与額（所得税、社会保険料等控除前の「きまって支給する現金給与額」から超過労働給与額を差し引いた額）から通勤手当を除いたものであり、かつ平成26年6月30日現在で平成26年度の初任給額として確定したものをいいます。

平成26年（2014年）6月30日現在

企業規模:10人以上	男性					女性				
	学歴計	高校卒	高専・短大卒	大学卒	大学院修士課程修了	学歴計	高校卒	高専・短大卒	大学卒	大学院修士課程修了
産業計	千円 <b>187.9</b>	千円 <b>162.7</b>	千円 <b>174.7</b>	千円 <b>197.1</b>	千円 <b>231.6</b>	千円 <b>176.7</b>	千円 <b>157.4</b>	千円 <b>177</b>	千円 <b>186</b>	千円 <b>247</b>
製造業	190.4	161.1	177.8	210.2	235.4	174.9	156.7	176.7	190.9	257.5
卸売業、小売業	185.1	178.8	161.2	195.1	191	190.2	143	187	194.4	—
学術研究、専門・技術サービス業	203.4	168.5	187.9	193.4	223.2	209.5	—	—	180	226.4
宿泊業、飲食サービス業	164.4	152.3	166.3	199.3	—	164.9	157.1	169.6	201.2	—
生活関連サービス業、娯楽業	184.6	130	165	197.9	—	158.5	147.5	165.4	181.3	—
医療、福祉	175.5	158.1	176.1	181.2	—	173.5	159.2	178.4	176.9	—
複合サービス業	171.3	158	—	172.8	—	168	151.2	164	176.4	—
サービス業(他に分類されないもの)	195.5	167.4	194.7	206.7	190	161	147.4	—	170.7	—

資料：厚生労働省「平成26年賃金構造基本統計調査」

**参考表4 短時間労働者の1時間あたりの所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（滋賀県）**

「1日当たりの所定内実労働時間数」とは各労働者ごとに所定内実労働時間数（総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いたもの）を実労働日数で除したものをいいます。また、「1時間当たり所定内給与額」とは各労働者ごとに所定内給与額（所得税、社会保険料等控除前の「きまって支給する現金給与額」から超過労働給与額を差し引いた額）を所定内実労働時間数で除したものをいいます。

平成26年（2014年）6月30日現在

企業規模:10人以上	男性						女性					
	年齢	勤続年数	実労働日数	1日当たり所定内実労働時間数	1時間当たり所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	年齢	勤続年数	実労働日数	1日当たり所定内実労働時間数	1時間当たり所定内給与額	年間賞与その他特別給与額
産業計	歳 <b>42.3</b>	年 <b>4.9</b>	日 <b>14.6</b>	時間 <b>5.4</b>	円 <b>1085</b>	千円 <b>51.2</b>	歳 <b>45</b>	年 <b>6.1</b>	日 <b>16.6</b>	時間 <b>5.3</b>	円 <b>986</b>	千円 <b>36.2</b>
製造業	58.9	13.7	15.9	6.6	1303	246.4	47.5	7.9	18.7	6	943	89.2
卸売業、小売業	32.7	3.6	15.2	4.8	927	12.3	42.5	5.9	17.1	5	938	13.2
学術研究、専門・技術サービス業	47.4	5.7	12.2	6.3	1360	205.7	40.9	5.7	15.4	6.1	1358	46.8
宿泊業、飲食サービス業	28.7	2.3	12.3	5.2	931	1.2	39.4	4.2	14.2	5	903	2.5
生活関連サービス業、娯楽業	42.4	3.6	14.1	6	959	13.2	38.9	4.5	16.5	5.9	970	17.4
医療、福祉	57.7	5.6	16	5.8	1279	47.9	50.8	6.5	15.7	5.4	1176	67.3
複合サービス業	48.3	5.3	19.4	6.2	1087	103.9	48.8	6.9	18.8	4.9	945	75.1
サービス業(他に分類されないもの)	63.7	3.3	17.1	6	1170	61.5	51	3.4	17.1	5.2	968	10.5

資料：厚生労働省「平成26年賃金構造基本統計調査」

参考表5 年齢階級別きまつて支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（滋賀県 平成26年（2014年）6月30日現在）

「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまつて支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額であり、「所定内給与額」とはここから超過労働給与額を差し引いたものをいいます。

産業計	企業規模計(10人以上)										100人以下										100～999人															
	勤続年数		所定内実労働時間数		超過実労働時間数		きまつて支給する現金給与額		年間賞与その他特別給与額		所定内実労働時間数		超過実労働時間数		きまつて支給する現金給与額		年間賞与その他特別給与額		所定内実労働時間数		超過実労働時間数		きまつて支給する現金給与額		年間賞与その他特別給与額		所定内実労働時間数		超過実労働時間数		きまつて支給する現金給与額		年間賞与その他特別給与額			
	年	時間	年	時間	年	時間	年	時間	年	時間	年	時間	年	時間	年	時間	年	時間	年	時間	年	時間	年	時間	年	時間	年	時間	年	時間	年	時間				
男性	年齢計	13.6	163	19	363.2	319.5	955.6	15.7	156	22	409.9	350.2	1302.6	12.4	165	17	340.9	305.2	830.9	11.6	173	15	35.9	288.3	552.8	年間賞与その他特別給与額	その他特別給与額	年間賞与その他特別給与額	その他特別給与額	年間賞与その他特別給与額	その他特別給与額	年間賞与その他特別給与額	その他特別給与額	年間賞与その他特別給与額	その他特別給与額	
	～19歳	0.9	166	18	202	171.2	128.2	1	163	33	237.5	172	185.4	1	164	16	194.6	170	131.6	0.8	170	9	181	171.7	82.4											
	20～24歳	2.7	163	19	234.4	197.7	407.8	2.7	157	27	255.9	198.6	479.9	2.9	164	12	220.7	200.3	389.4	2.4	174	18	28.1	190.4	295											
	25～29歳	4.8	162	24	282.2	235.3	671.6	5	156	28	300.1	239.8	795.8	4.9	164	21	275.3	234.8	655.5	4.1	173	19	266.9	226.9	444.7											
	30～34歳	7.7	163	24	332	275.7	843.8	8.6	156	30	365.8	287	1073.2	7.6	164	22	322.3	276.9	799.4	6	175	17	282.2	253.6	478.2											
	35～39歳	11.5	164	22	362.8	311.1	989.8	12.7	156	25	403.3	335.6	1256.3	11.1	166	21	342.1	298.2	911.3	10	174	19	320.7	286.3	645.2											
	40～44歳	14.4	163	19	389.6	349.8	1103.5	16	158	22	438.7	373.6	1424.4	14.1	165	17	378	339.8	978.5	11.6	173	17	349.1	314.4	613.6											
	45～49歳	18.3	163	17	434.3	388.5	1263	21.3	156	18	497	440.6	1708.2	17	165	18	408.4	366.9	1148.9	14.9	173	16	362.8	328.8	679.6											
	50～54歳	22.6	162	15	450.9	409.9	1323.8	27	156	15	521.2	469.2	1862	20.7	164	16	404.6	369.3	973.8	16.2	173	13	373	346.2	719.5											
	55～59歳	23.5	163	12	426.9	395.4	1185.4	29.8	157	12	477.7	438.8	1711.6	20.9	164	13	418	387.6	1066	18.3	170	11	370	347.2	643.9											
	60～64歳	16.7	164	10	287	270.7	552.8	26.1	155	9	315.5	283.4	965.3	12.3	162	14	278.7	260.6	451	15.7	171	5	277.5	267.3	391.5											
	65～69歳	18.4	165	7	251.7	239.4	337.4	15.3	159	10	282.7	265.1	666.7	17.7	168	3	235.6	227.9	376.4	19.3	165	10	256.8	242.5	266.9											
	70歳～	16.9	159	1	321.9	320.7	426.8	14.2	147	0	205.6	205.6	342.4	13.2	155	0	725.8	724.9	696	18.4	163	1	270.2	268.6	523											
女性	年齢計	9.2	163	9	244	227.2	545.9	10.9	155	10	270.7	248.2	749	8.8	164	10	244	227.7	520.4	8.2	170	8	217.9	206.1	382.8											
	～19歳	1.1	174	13	194.6	174.9	90.6	0.8	168	22	224.5	185	89.6	1.2	170	12	195	176.5	112.5	1.2	180	11	179.9	168.4	67											
	20～24歳	2.4	168	11	205.6	188.4	333.7	2.5	159	12	225.6	201	462.6	2.4	166	10	205.6	189.5	315.3	2.4	179	12	191.2	177.5	268.5											
	25～29歳	4.8	164	11	228.9	209.9	538.3	4.8	155	13	265.2	236	804.8	5.4	165	10	223.4	206.8	500.6	3.8	172	10	199.7	187.4	319.5											
	30～34歳	7.3	162	9	244.9	228.3	555.8	7	152	8	267.8	248.3	735.3	8.1	163	10	247.4	229.1	522.3	6.4	169	8	217.7	206.5	431.1											
	35～39歳	8.9	160	8	255.6	240.6	581.9	9.7	156	9	274.6	256.1	732.1	8.8	161	10	259.5	242.9	564.1	7.9	164	5	224.1	216.2	400											
	40～44歳	11.8	163	11	259.6	240	653.1	14.3	156	11	284.3	259.6	855.5	11.8	163	12	261.2	241.2	569.4	8.5	171	9	226.2	213.5	451.9											
	45～49歳	11.4	162	10	263.1	244.8	609.8	13.7	153	10	260	238	738.2	11.5	163	12	294.7	274.4	670	9.5	167	8	229.9	216.8	436.4											
	50～54歳	13.7	161	7	270.3	255.6	699.5	17.1	152	8	311.1	289.9	938.2	13.2	163	7	269.9	256.7	697	10.5	167	7	220.4	210.6	406.7											
	55～59歳	15.8	163	8	263.8	247.5	609.3	20.5	152	9	285.5	263.5	764.6	13.1	162	8	251.7	237.9	588.9	15.7	171	8	262.5	247.3	527.8											
	60～64歳	15.6	161	5	203.7	195.9	347.7	19.6	150	7	250	237.2	618.8	12.8	161	5	190.2	182.1	283.7	17.1	165	3	196.8	191.9	286.7											
	65～69歳	14	159	3	215.3	203.3	330.1	15.4	146	1	212.9	211.1	397.7	13.2	166	5	199.9	189.6	383.4	13.6	162	2	229.5	209.3	240.6											
	70歳～	17.6	163	1	195	194.6	125	38.5	147	0	359.7	359.7	664.8	11.1	169	0	158.6	158.6	82	23.5	159	1	225.4	224.4	221.7											

資料：厚生労働省「平成26年賃金構造基本統計調査」

参考表5 年齢階級別に支給する現金給与額と所定内給与額との差額(滋賀県) (2014年6月30日現在)

「所定内労働時間」とは総実労働時間数から超過労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまって支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額であり、「所定内給与額」とはここから超過労働給与額を差し引いたものをいいます。

資料：厚生労働省「平成26年賃金構造基本統計調査」

参考表5 年齢階級別に支給する現金給与額と所定内給与額との差額(滋賀県) 平成26年(2014年)6月30日現在

「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまって支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額であり、「所定内給与額」とはこれから超過労働給与額を差し引いたものをいいます。

製造業		企業規模計(10人以上)										100~999人										10~99人					
		1,000人以上					1,000人以下					100~999人					10~99人										
		所定内実労働時間数		超過実労働時間数		年間賞与支給する現金給与額	所定内実労働時間数		超過実労働時間数		年間賞与支給する現金給与額	所定内実労働時間数		超過実労働時間数		年間賞与支給する現金給与額	所定内実労働時間数		超過実労働時間数		年間賞与支給する現金給与額	所定内実労働時間数		超過実労働時間数		年間賞与支給する現金給与額	
年齢	勤続年数	年	時間	時間	千円	千円	年	時間	時間	千円	千円	年	時間	時間	千円	千円	年	時間	時間	千円	千円	年	時間	時間	千円	千円	
男性	年齢計	14.9	160	20	374.5	323.9	1056.5	17.1	153	23	422.5	355.4	1398	13.6	163	18	345.4	306.5	854.9	11.9	170	16	307.7	277.7	573.2		
	~19歳	0.9	164	22	210.4	170.3	142.5	1	163	42	261.9	175.9	197.5	1	161	16	195.5	169.3	151.4	0.8	169	9	175.6	165.8	78.3		
	20~24歳	3.3	161	21	241.3	198.3	502.4	3.4	155	27	268.9	202.6	624	3.6	162	13	220	198.3	414.3	2.7	174	22	220.9	188.5	400.6		
	25~29歳	5	159	26	286.8	232.6	714.6	5.4	152	28	302.9	238.5	858.1	4.9	164	25	284.1	235.4	668.5	4	171	21	249.5	212.6	421.5		
	30~34歳	8.2	159	28	340.3	211.7	918.7	9.1	152	32	370.7	282.9	1133.9	7.8	161	25	327.6	272	796.3	6.3	173	20	277.3	242.3	514.6		
	35~39歳	12.1	159	23	372.7	313.7	1083.1	13.9	151	26	419	342.9	1417	10.8	164	21	340.9	293	824.7	10	171	18	312.5	276.5	684.4		
	40~44歳	15.4	160	21	412.1	355	1174.6	17.7	153	23	461.5	387.1	1550.4	14.3	164	18	377.5	337.3	895.3	11.6	172	20	340.3	300.9	653.8		
	45~49歳	20.4	159	17	447.9	397.2	1403.7	22.7	153	18	509.3	446.5	1767.8	19.7	165	17	409.2	365.5	1254.7	15.9	168	13	346.2	316.5	636.8		
	50~54歳	25.6	159	15	466	419.7	1457.5	29.2	152	16	522.3	465	1928.8	24.1	162	14	418	381.3	1030.1	17	172	14	373.6	344.7	723		
	55~59歳	27.2	160	12	452.2	419.3	1342.8	33.1	155	14	509.5	464.3	1830.4	25.7	163	10	455.7	430.9	1243.1	18.5	168	9	346.2	326.1	589.5		
	60~64歳	19.9	162	6	281.4	268.2	631.8	27.1	154	8	302.4	281.8	916.7	14.3	164	6	259.9	250.6	555.6	19.3	167	4	285.5	274.9	453.5		
	65~69歳	23.7	162	6	248.9	237.7	270.8	21.4	162	7	221.5	198.9	502.1	31.5	166	2	187.8	184.7	296.4	21	160	7	275.9	262.9	232.8		
	70歳~	20.1	156	0	263.7	263.7	632.5	9.6	142	0	205.5	205.5	360.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26.5	165	0	299.3	299.3
女性	年齢計	10.8	163	13	234.6	214	539.5	13.9	152	11	263.5	239.5	882.3	9.6	164	15	235.2	213	420	9.2	175	12	203.2	188.1	335.6		
	~19歳	1.1	173	15	196.5	175.3	103	0.9	168	11	190.2	175.7	61.7	1.2	170	17	207.6	180.4	105.8	1.1	179	13	184.1	168.4	113		
	20~24歳	3	173	19	202.1	178.1	320.3	3.4	158	15	221	191.5	637.2	3.2	169	20	203.5	179.7	205.7	2.5	193	20	186.2	166	278		
	25~29歳	5	166	14	212.5	192.6	454.2	5.2	152	11	232.5	213.7	818.2	5.9	168	15	215.2	194	349.3	3.1	180	17	181.5	162.8	186.6		
	30~34歳	8.2	160	11	240	221.2	528.3	7.6	150	8	247.6	231.4	765.3	9.1	162	14	251.9	229.5	418.2	7.2	170	10	208.3	193.6	471.4		
	35~39歳	10.9	159	11	242.8	224.9	667.6	14.6	150	9	277.6	253.3	1101.4	8.4	164	15	232.5	209.2	469	9.6	166	7	212	202	378.1		
	40~44歳	14.1	162	14	258.8	233.5	681.9	18.3	153	13	290.4	260.9	1094.8	13.1	163	17	261.7	235.1	439.6	8.6	177	13	202.7	186.1	337.1		
	45~49歳	13.1	162	15	242.5	218.8	582.9	16.5	152	14	266.5	237.9	802.9	12.3	159	17	249.2	223.8	571.5	10.5	175	13	212.3	195.2	379.3		
	50~54歳	15.8	158	9	254.2	236.3	649.2	19.4	147	9	292.4	267.6	894.3	15.2	161	9	260.9	245	659.9	12.3	167	9	198.7	186.5	336.4		
	55~59歳	18.2	164	11	253.1	232.2	611.5	150	10	261.8	235.3	822.1	15.7	158	10	256.9	237.3	561.5	16.8	179	13	243.2	226	477			
	60~64歳	19.8	158	6	185.8	175.7	238.2	25.9	153	15	223.4	189.8	370.5	17.2	159	5	172.2	164.9	328.3	19.8	160	3	183.8	179.3	239.6		
	65~69歳	15.7	159	3	170	167.2	172.4	4.5	155	0	173.7	173.7	319.5	23.1	169	9	148.9	139.9	153.6	18.4	155	1	179.6	178.5	92.6		
	70歳~	33.5	159	0	222.3	222.3	14.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33.5	159	0	222.3	222.3

資料：厚生労働省「平成26年賃金構造基本統計調査」

参考表5 年齢階級別に支給する現金給与額と所定内給与額との差額(滋賀県) (2014年6月30日現在)

「所定内労働時間」とは総実労働時間数から超過労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまって支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額であり、「所定内給与額」とはここから超過労働給与額を差し引いたものをいいます。

資料：厚生労働省「平成26年賃金構造基本統計調査」

参考表5 年齢階級別きまつて支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（滋賀県 平成26年（2014年）6月30日現在）

「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまつて支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額であり、「所定内給与額」とはここから超過労働給与額を差し引いたものをいいます。

医療、福祉	企業規模計(10人以上)	1,000人以上										100~999人												
		年間賞与 その他特別給与額 所定内 給与額					年間賞与 きまつて 支給する 現金給与 額					年間賞与 その他特別 給与額 所定内 給与額					年間賞与 きまつて 支給する 現金給与 額							
		年	時間	超過 実労働 時間数	時間	年	年	時間	超過 実労働 時間数	時間	年	年	時間	超過 実労働 時間数	時間	年	年	時間	時間	年	年			
男性	年齢計	7.7	164	10	366.4	331.3	762.6	11.2	163	22	695	536	1168.7	7.2	164	9	340.9	315.6	740.6	7.5	165	6		
	~19歳	0.5	176	1	193	192.3	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.5	176	192.3		
	20~24歳	2	164	5	219.3	205.6	421.8	0.5	160	3	207.9	203.3	73.1	2.1	164	5	221.3	206.6	448.8	2.5	165	5		
	25~29歳	4.7	162	12	275.9	244.5	603.2	3.6	165	23	447.9	345.7	752.6	5	161	11	263.9	237.7	600.4	3.6	166	13		
	30~34歳	6.7	166	15	373.7	319.3	801.2	2.6	177	94	1170.9	627	1521.5	7.3	166	11	336.9	311	890.1	5.9	163	4		
	35~39歳	7.3	166	9	347.4	312.9	780	9.2	156	12	566.1	465.7	1165.8	7.1	168	10	293.1	271.3	755.4	6	167	4		
	40~44歳	10.4	165	10	359.5	321.8	974.1	10.6	161	35	761.2	500.6	1631.7	10.5	166	9	322.6	303.2	925.2	10.1	165	5		
	45~49歳	9.3	165	7	413.8	383.9	1080.4	17.6	162	6	877.7	808.4	1451.3	7.5	164	7	364.5	337.9	1045.6	10.4	171	8		
	50~54歳	16.3	164	6	610.7	579.5	1157.6	16.3	165	5	908.8	859.5	1182.7	16.9	163	8	380.6	359.3	1097.3	14.6	163	3		
	55~59歳	14	161	11	611.4	530.8	996.2	22.2	154	26	429.5	355.2	1348.4	14.6	161	7	723.7	628	1031.3	6.8	166	15		
	60~64歳	17.5	153	1	550.1	548.3	659.7	43.5	163	0	446.1	446.1	1871.5	13.7	146	1	865.8	864.5	692.9	16.2	159	2		
	65~69歳	5.5	159	4	241	222.6	393.5	4.5	160	0	147	147	15	10.5	180	0	427.6	427.6	1305.4	4.9	155	5		
	70歳～	8.1	156	0	768.4	767.5	90.4	—	—	—	—	—	8.7	153	0	916.6	915.5	15	5.5	168	0	160	400	
女性	年齢計	7.7	162	6	260.9	245.5	602	9	152	7	337.4	301.1	868.2	7.9	164	6	258.4	244.5	596.9	6.6	165	4		
	~19歳	1.3	170	8	175.9	165.5	123.8	—	—	—	—	—	—	—	—	1	166	6	183.5	173.4	165.7	1.8	176	13
	20~24歳	2	164	4	210	197.5	389.8	1.6	154	5	252.9	225.4	456.2	2	163	4	208.2	196.1	403.3	2.1	170	5		
	25~29歳	5.1	162	7	245.9	225.7	605.3	4.9	151	13	393.5	291.4	833.2	5.6	163	6	238.1	222.6	635.4	4.1	167	5		
	30~34歳	7	163	6	260.7	243.7	605.8	6.9	154	4	395.2	292.2	778.3	7.8	165	7	262.3	244.7	606.5	5.6	164	5		
	35~39歳	8.8	159	6	290	274.6	665.5	9.8	155	7	343.7	303.7	1069.1	9.2	161	8	300.9	287.1	609.7	7.1	158	2		
	40~44歳	9	165	6	279.8	264.4	693.1	9.1	157	8	464	423.8	882.7	9.3	165	7	256.9	242.2	664	8.6	168	4		
	45~49歳	9.7	162	8	304.5	288.2	683.7	17.6	153	2	346.5	324.9	1289.6	10	164	10	342.2	323.4	717.6	7.3	162	5		
	50~54歳	10.6	161	5	276.9	263.7	732.1	11.4	150	7	324.4	293	995.8	10.8	163	6	269.9	258.9	711.9	9.4	163	2		
	55~59歳	11.3	163	7	268.2	251.8	634.6	15.9	147	5	366.1	332.9	1009.5	11.5	166	9	252	238.6	635	9.5	163	4		
	60~64歳	11.8	160	4	244.3	234.1	542.8	20.1	151	9	323.8	307.1	731.6	10.8	162	4	227.3	216.2	435.1	10.3	160	2		
	65~69歳	6.3	162	0	239.5	219.3	498.2	6.8	137	0	215.4	411.5	6.8	165	0	201.5	200.8	640	5.7	165	1			
	70歳～	14.3	164	0	159.8	155.8	14.2	—	—	—	—	—	11.4	170	0	159.4	159.4	8.6	23	146	0	160.7	307	

資料：厚生労働省「平成26年賃金構造基本統計調査」

参考表5 年齢階級別に支給する現金給与額と所定内給与額との差額(滋賀県) (2014年6月30日現在)

「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。 「きまとて支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額であり、「所定内給与額」とはここから超過労働給与額を差し引いたものをいいます。

資料：厚生労働省「平成26年賃金構造基本統計調査」

参考表5 年齢階級別きまつて支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（滋賀県 平成26年（2014年）6月30日現在）

「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまつて支給する給与額」とは取り扱い額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額であり、「所定内給与額」とはここから超過労働給与額を差し引いたものをいいます。

	企業規模計(10人以上)	1,000人以上												100~999人												10~99人											
		年間賞与 その他の特 別給与額				年間賞与 支給する 現金給与 額				年間賞与 支給する 現金給与 額				年間賞与 その他の特 別給与額				年間賞与 支給する 現金給与 額				年間賞与 その他の特 別給与額				年間賞与 支給する 現金給与 額											
		勤続年数	所定内 実労 働 時間 数	年	時間	勤続年数	所定内 実労 働 時間 数	年	時間	勤続年数	所定内 実労 働 時間 数	年	時間	勤続年数	所定内 実労 働 時間 数	年	時間	勤続年数	所定内 実労 働 時間 数	年	時間	勤続年数	所定内 実労 働 時間 数	年	時間	勤続年数	所定内 実労 働 時間 数	年	時間								
<b>生活関連サービス業、 娯楽業</b>																																					
男女計																																					
~19歳	9.3	175	6	285.2	271.6	470.4	12.5	157	9	407	381.4	1207.3	8.5	173	2	259.6	256.5	272	9	181	7	272.3	255.1	418.2													
20~24歳	1.2	185	8	182.3	174.4	8.7	-	-	-	-	-	-	1.5	180	0	178.8	178.8	18	1.1	186	9	183.1	173.4	6.5													
25~29歳	5	170	3	225.3	218.9	318.2	4.3	158	5	229.1	219	318.5	2	175	3	200.3	197.2	62.1	2.4	183	11	195.6	177	108.2													
30~34歳	7.1	176	8	199.7	188.6	110.8	1.4	157	5	229.1	219	89.7	4.3	173	1	210.9	210.3	137.5	5.6	170	2	217.9	213.7	307.7													
35~39歳	11.5	177	5	320.9	310.1	712.8	12	160	10	437	423.5	1242.6	6.1	170	3	296.3	289.8	410.2	7	189	9	303	278.2	548.1													
40~44歳	12.2	170	5	352.3	336.2	671.6	18.7	147	4	467.1	449.3	1179.7	10.8	169	2	280.1	275.5	255.1	8.7	187	7	337.4	312.1	696.2													
45~49歳	15.1	169	7	368.1	350.5	725.7	23.6	143	6	688.1	674.2	2372	11.2	171	2	308.6	305.2	449.5	15.5	173	9	339	313.5	560.4													
50~54歳	15	180	6	333.3	321.2	355.9	20	183	0	382.4	392.4	702.1	17.5	179	0	289	288.9	289	12.6	179	10	343	322.2	314.7													
55~59歳	20.1	183	4	356.3	335.4	686.2	34.5	150	11	491.5	447.8	1310.9	13	180	0	278.7	278.7	215.9	21.4	188	5	373.4	346.2	814.4													
60~64歳	14.2	169	6	206.2	199.2	262	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18.4	149	0	218.8	217.7	48.7	12.8	175	7	202	193.1	332.1										
65~69歳	15.5	169	5	186.5	182.2	88.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17.3	164	0	218.7	218.7	0	14.9	170	6	174.6	168.7	121.5										
70歳~	8.3	164	5	144.3	139.6	11.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.5	143	0	139.8	139.8	0	9	170	7	145.4	139.6	14.3										
<b>教育、学習支援業</b>																																					
男女計																																					
~19歳	11.2	160	6	410.8	398.5	1367.6	9.4	157	1	517.2	514.7	2102.7	12.7	163	6	409.5	392.5	1419.8	11.2	161	11	304.6	288.6	554.8													
20~24歳	0.5	196	3	171.1	169.8	0	-	-	-	-	-	-	0.5	198	0	180	180	0	0.5	189	10	145.7	140.7	0													
25~29歳	2	168	9	224.1	212.3	283.1	1.4	164	3	276.5	271.5	213.7	1.7	162	9	218.1	202	411.4	2.6	176	14	197.1	185	207.5													
30~34歳	4.1	163	9	254.6	241.7	679.6	4.5	159	4	357.7	346.7	1410.2	3.3	157	9	250.5	236.1	623.5	4.3	167	11	214.6	201.5	406.9													
35~39歳	7.7	160	6	342.5	328.7	975	6.5	154	1	362.4	360.4	1273.6	7.9	162	10	332.1	304.3	881.5	9	164	9	327.4	315	665.8													
40~44歳	10.2	158	5	446.6	435.2	1664.8	8	154	2	527.1	523.1	2183.5	10.5	160	5	427.1	410.2	1692.9	13.8	163	9	340.2	326.8	668.1													
45~49歳	14.3	162	9	466.2	445.6	1646.7	10.2	158	0	602.2	601.7	2657.6	13.8	164	9	463.8	437.2	1647	18.5	161	16	376.3	345.1	883.7													
50~54歳	14.8	159	5	494.3	482.4	1864.5	12.8	157	0	650.5	650.3	3125.3	16.5	161	5	477.4	459.9	1880.8	14.8	159	10	368	351.5	677													
55~59歳	18.1	158	4	504.5	497.3	1794.7	14.3	160	0	670.5	669.7	3017	21	161	2	494.7	489.7	1746.2	16.6	151	11	342.9	324.2	557.8													
60~64歳	18.3	157	6	541.8	533.1	2231.5	19.6	155	1	746	742.4	3444.9	23.2	160	0	520.5	520.4	2423.4	10.7	156	20	266.2	240	219.6													
65~69歳	16.7	156	4	414.2	408.7	1108.8	11.8	155	0	558	558	2012.7	26.2	160	0	481	481	1263.1	14.6	154	8	280.7	268.4	416.5													
70歳~	8.1	134	3	262.1	258.3	516.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				

資料：厚生労働省「平成26年賃金構造基本統計調査」

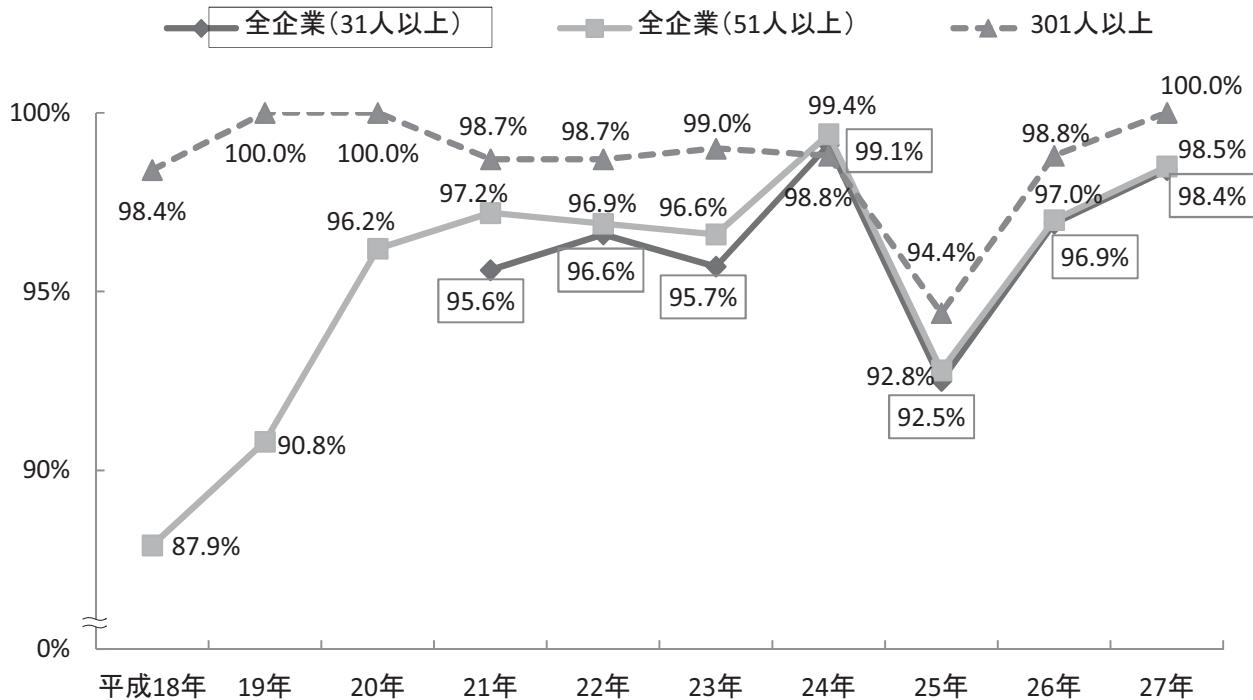
参考表5 年齢階級別支給する現金給与額と賞与額及び年間内給与額との差額(滋賀県平成26年(2014年)6月30日現在)

「所定内実労働時間」とは総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。「きまって支給する給与額」とは手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額であり、「所定内給与額」とはここから超過労働給与額を差し引いたものをいいます。

企業規模別(10人以上)										10~99人															
年間賞与 勤続年数					年間賞与 勤続年数					年間賞与 勤続年数					年間賞与 勤続年数										
所定内 実労働 時間数		超過 実労働 時間数		支給する 現金給与 額	所定内 実労働 時間数		超過 実労働 時間数		支給する 現金給与 額	所定内 実労働 時間数		超過 実労働 時間数		支給する 現金給与 額	所定内 実労働 時間数		超過 実労働 時間数		支給する 現金給与 額						
年	時間	年	時間	千円	年	時間	年	時間	千円	年	時間	年	時間	千円	年	時間	年	時間	千円						
男女計 年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別						
~19歳	14.9	157	15	325.6	297.4	971.7	14.8	156	21	354.4	311.2	958.8	15.3	157	6	294.2	284.9	975.3	13.3	163	14	274.3	254.7	1072.4	
20~24歳	1.3	157	12	172.8	160.4	299.2	1.5	157	14	182.2	167.8	437.9	1.2	157	11	167.6	156.3	222.1	-	-	-	-	-	-	
25~29歳	1.9	160	12	197.4	182.3	362.4	2.5	162	14	188.9	172.5	249	1.6	158	10	197.1	185.1	360.7	2.3	165	21	218.2	189.5	632.1	
30~34歳	5.1	159	13	238.8	219.1	676.4	4.8	160	21	254.3	222.8	482.9	5.6	157	6	221.6	213.9	785.7	4.8	164	10	234.2	221.8	1108	
35~39歳	8.1	157	10	254.2	239.9	795.2	6.6	158	24	249.7	216.9	432.6	8.3	155	5	256.7	249.1	888.2	10.1	163	14	246	225.7	986.9	
40~44歳	12.7	153	17	328.6	295.5	1022.2	12	150	23	353.4	306.4	1034.2	13.5	157	8	296.6	283.3	983.9	14.8	164	20	283.3	257.1	1228.4	
45~49歳	17.1	156	17	364.7	329	1119.9	16.5	155	22	381.4	333.8	1088.5	18.8	159	3	321.5	317.8	1151	18.8	162	21	340.6	311.4	1412.1	
50~54歳	18.6	155	16	371.4	336.8	1155.1	17	153	21	386	339.3	1142.9	22	160	5	344.1	335.4	1192	20.8	155	21	330.7	303.9	1073.9	
55~59歳	24.5	159	12	411.8	382	1318.9	22.7	158	18	452.6	403.1	1332.1	26.5	160	8	375.2	363.3	1301.2	24.3	163	4	353	348.2	1357	
60~64歳	25.8	156	13	381.6	352.4	1191.8	25.7	157	22	426.2	375.4	1324.1	25.4	154	4	346	337.8	1078.8	31	164	14	298.4	273.2	1022.8	
65~69歳	12.5	163	16	241.3	216.1	333.7	10.8	164	18	245.5	216.1	223.9	20.2	158	12	227.1	213.6	718.5	8	165	4	230.7	226.1	558	
70歳~	7.7	148	3	189.8	185.3	1402	7.7	152	4	215.8	209.5	214.5	7.8	142	1	145.3	144	129	-	-	-	-	-	-	
<b>複合サービス業</b>										<b>100~999人</b>															
男女計 年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別						
~19歳	7.6	164	17	267.5	239.5	445.1	4.7	161	21	251.4	212.5	227.4	7.5	165	20	253.7	227	520.7	10.2	167	12	292.4	271.9	549.9	
20~24歳	0.5	165	29	245.4	188.3	13.3	0.5	166	38	269.7	196.2	0	0.5	161	3	167.8	163.8	0	0.9	171	3	166.4	161.9	124.3	
25~29歳	1.6	163	16	215.4	188.2	192.3	0.9	150	19	227	189.6	142.6	1.4	176	16	210	186.3	219.8	2.2	168	13	207.9	187.8	222.8	
30~34歳	3.1	163	19	242.9	213.5	311.9	2.5	156	33	230.1	180.2	142.5	3.6	162	17	243.1	216.1	476.7	3.2	169	9	253.4	239.4	324.9	
35~39歳	4.6	165	20	260.7	229.9	415.3	3.6	162	21	258.3	223.8	240	5.7	162	24	276.7	243.5	708.7	4.7	171	16	249.6	224.9	353.2	
40~44歳	6.1	164	16	267.2	238.2	355.6	3.8	161	21	258.3	221.6	171.7	9.4	159	11	261.1	233	764.7	7.2	169	13	281.9	262.3	368.7	
45~49歳	6.4	164	19	272.3	238.1	403.3	4.1	163	20	241.4	204	206	12.8	157	14	394	362.6	1349.6	7.8	168	18	282.2	251.8	431.5	
50~54歳	11	165	20	317.7	281.2	732.9	10.8	159	18	283.8	242.3	633.1	9.4	167	29	306.1	264.9	773.7	11.9	167	17	341.7	310.2	737.4	
55~59歳	12	166	16	313.2	286.8	651.8	5.4	159	27	270.9	219.4	8.6	11.4	170	21	320.5	292.2	704.2	14.7	166	9	322.7	306.6	840.1	
60~64歳	11.5	166	11	291.4	273.6	666.2	4.9	169	6	220.2	207.5	113.9	8	167	16	246.6	224.4	531.1	19.4	164	7	385.2	371.2	1097.2	
65~69歳	6.6	162	21	219.1	194.6	243.1	8.7	153	27	267.2	208.5	180.3	5.4	163	26	210.9	184.4	246.6	9.6	161	5	228.1	220.7	253	
70歳~	6.7	159	4	240.8	234.7	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.7	159	4	240.8	234.7	0
<b>サービス業 (他に分類されないもの)</b>										<b>年間當与 別給手当 額</b>										<b>年間當与 別給手当 額</b>		<b>年間當与 別給手当 額</b>			
男女計 年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	年間當与 別給手当 額	年間當与 別給手当 額	年間當与 別給手当 額			
~19歳	7.6	164	17	267.5	239.5	445.1	4.7	161	21	251.4	212.5	227.4	7.5	165	20	253.7	227	520.7	10.2	167	12	292.4	271.9	549.9	
20~24歳	0.5	165	29	245.4	188.3	13.3	0.5	166	38	269.7	196.2	0	0.5	161	3	167.8	163.8	0	0.9	171	3	166.4	161.9	124.3	
25~29歳	1.6	163	16	215.4	188.2	192.3	0.9	150	19	227	189.6	142.6	1.4	176	16	210	186.3	219.8	2.2	168	13	207.9	187.8	222.8	
30~34歳	3.1	163	19	242.9	213.5	311.9	2.5	156	33	230.1	180.2	142.5	3.6	162	17	243.1	216.1	476.7	3.2	169	9	253.4	239.4	324.9	
35~39歳	4.6	165	20	260.7	229.9	415.3	3.6	162	21	258.3	223.8	240	5.7	162	24	276.7	243.5	708.7	4.7	171	16	249.6	224.9	353.2	
40~44歳	6.1	164	16	267.2	238.2	355.6	3.8	161	21	258.3	221.6	171.7	9.4	159	11	261.1	233	764.7	7.2	169	13	281.9	262.3	368.7	
45~49歳	6.4	164	19	272.3	238.1	403.3	4.1	163	20	241.4	204	206	12.8	157	14	394	362.6	1349.6	7.8	168	18	282.2	251.8	431.5	
50~54歳	11	165	20	317.7	281.2	732.9	10.8	159	18	283.8	242.3	633.1	9.4	167	29	306.1	264.9	773.7	11.9	167	17	341.7	310.2	737.4	
55~59歳	11.5	166	11	291.4	273.6	666.2	4.9	169	6	220.2	207.5	113.9	8	167	16	246.6	224.4	531.1	19.4	164	7	385.2	371.2	1097.2	
60~64歳	6.6	162	21	219.1	194.6	243.1	8.7	153	27	267.2	208.5	180.3	5.4	163	26	210.9	184.4	246.6	9.6	161	5	228.1	220.7	253	
65~69歳	12.3	169	2	182.6	179.1	191.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20.2	163	3	196.8	193.2	431
70歳~	6.7	159	4	240.8	234.7	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.7	159	4	240.8	234.7	0

資料：厚生労働省「平成26年賃金構造基本統計調査」

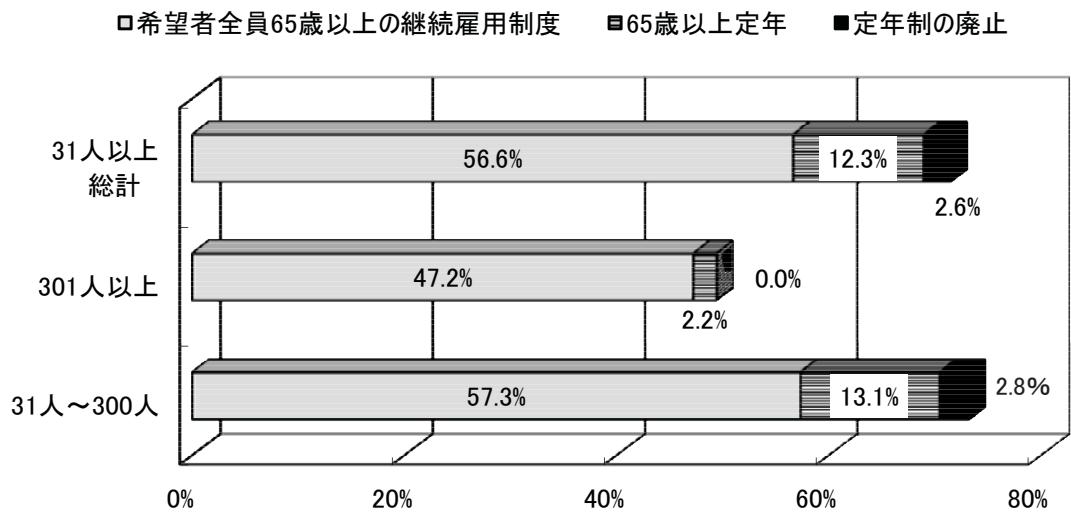
参考図2 高年齢者雇用確保措置の実施状況（滋賀県内、企業規模別）



※平成25年4月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があったため、  
平成24年と25年の数値は単純比較できない。

資料：滋賀労働局「平成27年『高年齢者雇用状況報告』」

参考図3 希望者全員が65歳以上まで働く企業の状況（滋賀県内、企業規模別）



資料：滋賀労働局「平成27年『高年齢者雇用状況報告』」

参考表6は、県労働雇用政策課が実施した「労働組合基礎調査」の結果であり、組合数・組合員数は単位労働組合・単一労働組合の組合数・組合員数の合計です。

(注) 単位組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行える下部組織（支部等）を持たない労働組合をいい、単一組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に下部組織（支部等）を有する労働組合をいいます。

**参考表6-1 県内の労働組合数・組合員数** (各年6月末日現在)

区分	組合数 (組合)	組合員数 (人)	対前年増減数		対前年増減率	
			組合数 (組合)	組合員数 (人)	組合数 (%)	組合員数 (%)
平成7年(1995年)	784	125,710	▲ 11	▲ 1,737	▲ 1.4	▲ 1.4
平成8年(1996年)	792	123,351	8	▲ 2,359	1.0	▲ 1.9
平成9年(1997年)	795	123,063	3	▲ 288	0.4	▲ 0.2
平成10年(1998年)	783	121,460	▲ 12	▲ 1,603	▲ 1.5	▲ 1.3
平成11年(1999年)	777	119,177	▲ 6	▲ 2,283	▲ 0.8	▲ 1.9
平成12年(2000年)	767	116,287	▲ 10	▲ 2,890	▲ 1.3	▲ 2.4
平成13年(2001年)	766	114,097	▲ 1	▲ 2,190	▲ 0.1	▲ 1.9
平成14年(2002年)	756	109,134	▲ 10	▲ 4,963	▲ 1.3	▲ 4.3
平成15年(2003年)	779	106,259	23	▲ 2,875	3.0	▲ 2.6
平成16年(2004年)	763	102,745	▲ 16	▲ 3,514	▲ 2.1	▲ 3.3
平成17年(2005年)	734	100,067	▲ 29	▲ 2,678	▲ 3.8	▲ 2.6
平成18年(2006年)	718	100,176	▲ 16	109	▲ 2.2	0.1
平成19年(2007年)	711	99,873	▲ 7	▲ 303	▲ 1.0	▲ 0.3
平成20年(2008年)	715	100,061	4	188	0.6	0.2
平成21年(2009年)	743	102,088	28	2,027	3.9	2.0
平成22年(2010年)	736	102,131	▲ 7	43	▲ 0.9	0.0
平成23年(2011年)	734	101,010	▲ 2	▲ 1,121	▲ 0.3	▲ 1.1
平成24年(2012年)	744	101,360	10	350	1.4	0.3
平成25年(2013年)	738	100,478	▲ 6	▲ 882	▲ 0.8	▲ 0.9
平成26年(2014年)	736	99,249	▲ 2	▲ 1,229	▲ 0.3	▲ 1.2
平成27年(2015年)	724	97,852	▲ 12	▲ 1,397	▲ 1.6	▲ 1.4

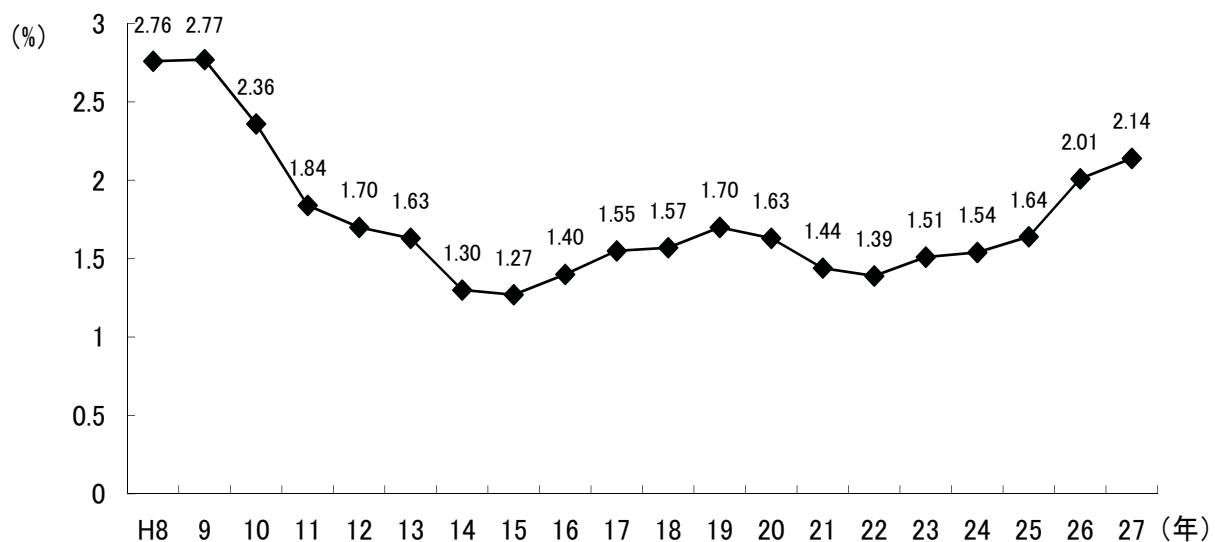
**参考表6-2 上部組織への加盟状況**

上部団体への加盟状況	組合数 (組合)	構成比 (%)	組合員数		対前年増減数		対前年増減率	
			(人)	構成比 (%)	組合数 (組合)	組合員数 (人)	組合数 (%)	組合員数 (%)
連合滋賀	441	60.9	67,644	69.1	▲ 6	▲ 872	▲ 1.3	▲ 1.3
滋賀県労連	105	14.5	8,142	8.3	▲ 7	▲ 403	▲ 6.3	▲ 4.7
上記に属さない組合	178	24.6	22,066	22.6	1	▲ 122	0.6	▲ 0.5
合 計	724	100.0	97,852	100.0	▲ 12	▲ 1,397	▲ 1.6	▲ 1.4

参考表6-3 産業別労働組合数・組合員数の状況

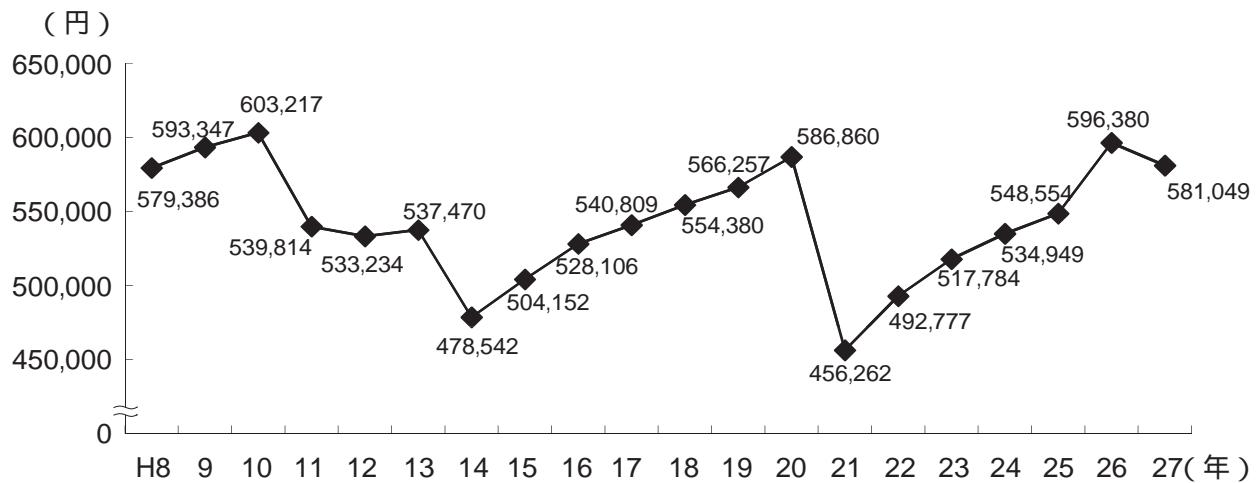
業種	組合数		組合員数		対前年増減数		対前年増減率	
	(組合)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	組合数(組合)	組合員数(人)	組合数(%)	組合員数(%)
農業、林業	3	0.4	23	0.0	0	▲3	0.0	▲11.5
建設業	23	3.2	2,599	2.7	1	72	4.5	2.8
製造業	257	35.5	55,527	56.7	▲5	▲666	▲1.9	▲1.2
電気・ガス・熱供給・水道業	11	1.5	1,102	1.1	▲1	▲141	▲8.3	▲11.3
情報通信業	7	1.0	527	0.5	0	9	0.0	1.7
運輸業、郵便業	67	9.3	3,267	3.3	▲1	20	▲1.5	0.6
卸売業・小売業	105	14.5	5,264	5.4	▲2	▲360	▲1.9	▲6.4
金融業・保険業	17	2.3	4,479	4.6	▲1	▲20	▲5.6	▲0.4
学術研究・専門・技術サービス業	7	1.0	538	0.5	0	▲2	0.0	▲0.4
宿泊業、飲食サービス業	6	0.8	225	0.2	0	0	0.0	0.0
生活関連サービス業、娯楽業	6	0.8	1,324	1.4	0	▲30	0.0	▲2.2
教育、学習支援業	48	6.6	4,256	4.3	▲1	▲155	▲2.0	▲3.5
医療、福祉	65	9.0	4,717	4.8	▲3	▲185	▲4.4	▲3.8
複合サービス事業	24	3.3	3,510	3.6	0	24	0.0	0.7
サービス業 (他に分類されないもの)	5	0.7	551	0.6	0	22	0.0	4.2
公務	70	9.7	9,895	10.1	1	18	1.4	0.2
分類不能の産業	3	0.4	48	0.0	0	0	0.0	0.0
合計	724	100.0	97,852	100.0	▲12	▲1,397	▲1.6	▲1.4

参考図4 春季賃上げ率の推移



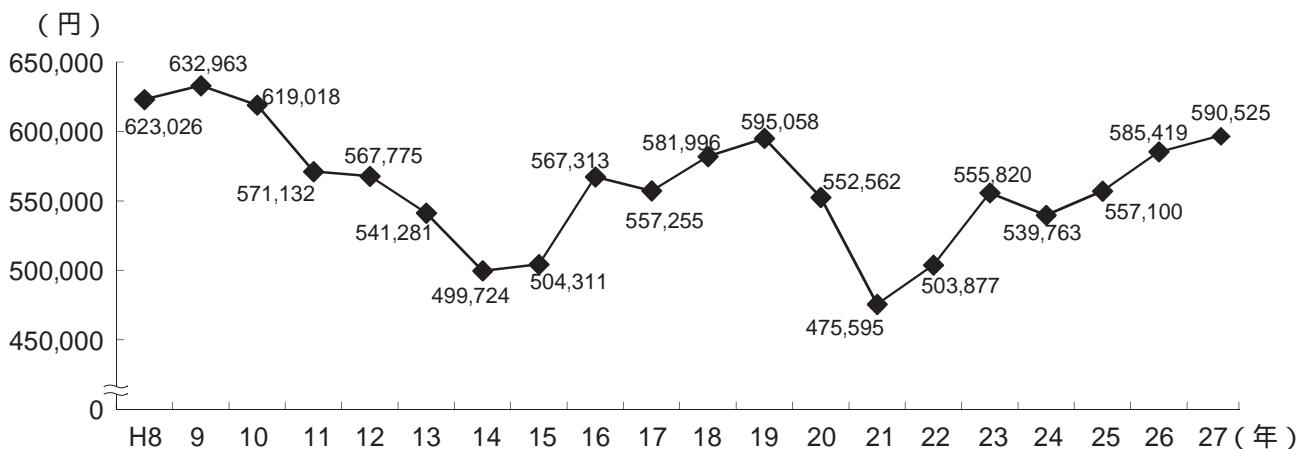
資料：県労働雇用政策課「春季賃上げ妥結状況調査結果」

参考図5 夏季一時金妥結額の推移



資料：県労働雇用政策課「夏季一時金妥結状況調査結果」

参考図6 年末一時金妥結額の推移



資料：県労働雇用政策課「年末一時金妥結状況調査結果」

## IV. 資料（調查票）

# 平成27年労働条件実態調査への御協力をお願いします

## 【基本事項】

平成27年7月

滋賀県

平素は本県の労働行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、滋賀県では、民営事業所で雇用されている労働者の方々の労働条件を明らかにすることにより、雇用管理等の改善と労使関係の安定を図るために基礎資料を作成することを目的に統計法（平成19年法律第53号）に基づく届出統計として「労働条件実態調査」を実施しております。

本調査の対象事業所として、従業者10人以上の事業所から産業別、規模別に無作為で1,000社を選びましたところ、本年は貴事業所に調査への御協力をお願いすることとなりました。回答された内容については、統計以外の目的に使用したり、他に漏らしたりすることは絶対にありませんので、御多忙中のところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨を御理解いただき、御協力をいただきたい旨を記入して下さい。

1. 企業全体ではなく、この調査票の送付先である**貴事業所のみの状況について**ご記入ください。（調査対象が本店となっている場合は、本店のみについてご記入ください。）

なお、貴事業所のみで判断できない項目や把握できない項目については、お手数ですが本店等にご確認のうえ回答してください。

2. 調査時点は特に断りのない限り**平成27年(2015年)6月30日現在**です。

3. この調査でいう「制度」とは、労働協約、就業規則等に明示されているものだけではなく、多年にわたる実績があり、現在、慣行として行われているものも含みます。現在の慣行が就業規則等に明示されているものと異なる場合には、現在の慣行の方についてご記入ください。

4. 回答につきましては、**別添の回答用紙にご記入ください。**ご記入いただきましたら、

**7月31日(金)までに封筒の返信用封筒(切手不要)**に入れて投函願います。

5. 事業所を閉鎖されたり、休業中の場合は、お手数ですがご連絡願います。

### お問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課

労政福祉系

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL: 077-528-3753

### 設問① 貴事業所の事業内容はですか。

※企業全体ではなくこの調査票をお送りしている事業所の事業内容を記入してください。  
※2つ以上該当する場合は、主たる業務を一つだけ選んでください。

#### 《事業内容》

1. 建設業
2. 製造業
3. 運輸業（倉庫業など、運輸に付帯するサービス業を含む）・通信業
4. 卸売・小売業
5. 金融・保険業
6. 飲食店・宿泊業
7. 医療・福祉
8. 教育・学習支援業
9. サービス業（駐車場業、娛樂業、自動車整備業、廃棄物処理業、宗教を含む）

### 設問② 貴事業所の正規社員、非正規社員および派遣労働者はそれぞれ何人ですか。回答用紙の所定欄にご記入ください。該当する方がいない場合は0を記入してください。

#### また、正規社員については事務職、事務職以外の内訳も記入してください。

※企業全体ではなく、この調査票をお送りしている事業所について回答してください。

※非正規社員とは、「パートナー」「アラバイト」「契約社員」「臨時社員」など呼び方は異なっても、正規社員として

あてはまらない場合に該当します。なお、「派遣労働者」は除いてください。

※事務職とは、課長相当職以上の職務にある人の監督を受けて行う、庶務・文書・人事・調査・企画・会計等の仕事や、

他の業務（例 生産や営業販売等）に付随する事務の仕事とします。

《労働者数》		正規社員数	事務職	事務職以外	非正規社員数	派遣労働者数
男性	人	( )	( )	( )	人	人
女性	人	( )	( )	( )	人	人
合計	人	( )	( )	( )	人	人

※調査結果は平成28年2月に県庁ホームページに掲載して公表する予定です。また、冊子の作成も行いますので、ご希望される場合は、回答用紙の所定の欄に〇印をつけてください。

設問 03. 貴事業所において係長以上の管理職はそれぞれ何人ですか。回答用紙の所定欄にご記入ください。

※管理職には企業の組織形態の各部署において、配下の係員等を指揮監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。

※部長・課長等の役職名を採用していない場合や、次長等役職欄にない職についても、どの役職に該当するか適宜判断してください。

### 《管理職者数》

	役員	部長相当職	課長相当職	係長相当職
男性	人	人	人	人
女性	人	人	人	人
合計	人	人	人	人

### 設問 07. 貴事業所の年間休日総数は何日ですか。

※就業規則等で年間休日総数を定めていない場合には、最も多くの正規社員に適用されている休日数を選んでください。

#### 《年間休日総数》

1	2	3	4	5	6	7	8
69 日以下	70～79 日	80～89 日	90～99 日	100～109 日	110～119 日	120～129 日	130 日以上

### 設問 08. 貴事業所の最近1年間の年次有給休暇の付与および取得状況について、正規社員1人当たりの平均日数を回答用紙の所定欄に記入してください。

※「最近1年間」とは、年休を付与する区切りとしている期間（年休年度）で、平成27年6月30日までに終了したものとします。

※「平均付与日数」は当該年度内に新たに付与された年次有給休暇の日数の平均です。（繰越日数を除く）。

※「平均取得日数」は実際に取得した年次有給休暇の日数の平均です。

※年度の途中で入・退社された方は除外してください。

※小数点以下第1位を四捨五入してください。

### 【労働組合】

#### 設問 04. 貴事業所には、労働組合がありますか。

#### 《労働組合が》

1. ある → 設問 05へ

2. ない → 設問 06へ

### ※ 設問 04で「1」と答えた事業所のみ回答してください。

#### 設問 05. 労働組合には、正規社員以外の従業員も加入していますか。

#### 《正規社員以外の従業員も》

1. 加入している

2. 加入していない

### 【休日・休暇制度】

※休日・休暇制度については、正規社員を対象とします。正規社員がおられない事業所についてはこの項目は記入不要です。→ 設問 11へ

#### 設問 06. 貴事業所の就業規則等による週休制は、どのような形態ですか。

#### 《週休制の形態》

1. 週休1日制  
2. 週休1日半制  
3. 完全週休2日制  
4. その他（月1以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制が多いもの）  
5. その他（月1以上週休2日制（月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制）

### 設問 07. 貴事業所では、年次有給休暇の取得をすべて選んでください。

#### 《年次有給休暇の取得単位》

1. 時間単位の取得を認めている  
2. 半日単位の取得を認めている  
3. 時間単位・半日単位の両方の取得を認めている  
4. いずれも認めていない

### 設問 09. 貴事業所では、年次有給休暇を時間単位もしくは半日単位で取得する制度がありますか。

#### 《その他の休暇制度（複数回答）》

1. リフレッシュ休暇  
2. ボランティア休暇  
3. メモリアル休暇  
4. 夏季休暇  
5. 教育訓練休暇  
6. 学校等行事休暇  
7. 妻が出産した場合の夫の休暇  
8. 慶弔休暇（冠婚葬祭休暇）  
9. その他  
10. 特にない

※「リフレッシュ休暇」とは、職業生活の節目に労働者のリフレッシュを目的として勤続年数など一定の要件に合致する労働者に付与する有給休暇をいいます。

※「ボランティア休暇」とは、各種の社会貢献活動を行う労働者に付与する有給休暇をいいます。

※「メモリアル休暇」とは、本人の誕生日や結婚記念日などの記念日に付与する有給の休暇をいいます。

※「夏季休暇」とは、一般的に7～9月の夏季の期間に付与する有給の休暇をいいます。

※「教育訓練休暇」とは、職業人としての資質の向上、その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に付与する有給の休

暇をいいます。  
※「学校等行事休暇」とは、労働者の子の在籍する学校等が実施する行事（入学式など）であって、その子に係るものに出席する労働者に対する有給の休暇をいいます。  
※「慶弔休暇（冠婚葬祭休暇）」とは、結婚・新婦旅行・忌引きなどの理由により労働者に付与する有給の休暇をいいます。

## 【労働時間】

設問 1-1. 貴事業所では労働時間短縮のための取組みを実施していますか。該当する番号をすべて選んでください。

《労働時間短縮のための取組み（複数回答）》

- 1. 年次有給休暇の取得促進
- 2. 年次有給休暇の付与日数の増加
- 3. 連続休暇制度の導入・拡大（年次有給休暇を活用する場合は「1」）
- 4. 変形労働時間制の導入・活用（フレックスタイム制を含みます）
- 5. 過休制の改善
- 6. 朝型勤務の導入
- 7. 長時間労働抑制について経営トップがメッセージを発信
- 8. ノー残業デー、ノーパンダウワークの設定
- 9. 業務の計画・内容、要員計画の見直し
- 10. その他
- 11. いずれも実施していない

※「朝型勤務」とは、明るい時間が長い夏の時期に就業時間を早めに繰り上げて設定する制度です。

→ 「1」に該当する場合は設問 1-2へ  
→ 「4」に該当する場合は設問 1-3へ

「1」、「4」のいずれにも該当しない場合は設問 1-4へ

設問 1-3 「1. 年次有給休暇の取得促進」を選んだ事業所のみ回答してください。

設問 1-2. 設問 1-1 の「年次有給休暇の取得促進」のための取組みとして該当する番号をすべて選んでください。

《年次有給休暇の取得促進の取組み（複数回答）》

- 1. 年次有給休暇の取得促進について経営トップがメッセージを発信
- 2. 年次有給休暇を利用した連続休暇制度の導入・拡大
- 3. 年次有給休暇の計画的付与の実施
- 4. 休暇・休業時の業務フロー調整体制の構築
- 5. 年次有給休暇の残日数を社員に通知
- 6. その他

設問 1-1 「4」に該当する → 設問 1-3へ  
設問 1-1 「4」に該当しない → 設問 1-4へ

設問 1-1 「4. 変形労働時間制の導入・活用」を選んだ事業所のみ回答してください。

設問 1-3. 貴事業所で導入している変形労働時間制について、該当する番号をすべて選んでください。

《変形労働時間制の内容（複数回答）》

- 1. 1週間単位の非定型的労働時間制
- 2. 1か月単位の変形労働時間制
- 3. 1年単位の変形労働時間制
- 4. フレックスタイム制

※ 1週間単位の非定型的労働時間制は、労働者数 30人未満の小売業、旅館、料理・飲食店の事業が対象です。

設問 1-4. 貴事業所では、労働時間・休日および年次有給休暇等の課題について、労使の話し合いの機会を設けていますか。話し合いの機会には、労働時間等設定改善委員会の設置、プロジェクトチームの組織化、労働組合との定期協議の実施、労使懇話会の開催等も含めるものとします。

《労使の話し合いの機会を》

- 1. 設けている
- 2. 設けていない

※労働時間等の設定の改善に関する特別措置法に基づき、労働安全衛生法の衛生委員会を労働時間等設定改善委員会とみなしている事業所については、「1. 設けている」に該当します。

## 【育児・介護休業制度】

設問 1-5. 貴事業所において、過去 2年間（平成 25年 4月 1日～平成 27年 3月 31日）に従業員（正規社員および非正規社員）またはその配偶者が出産された人がいましたか。過去 2年間に出産した女性、または配偶者が出産した男性の数を回答用紙に記入してください。また、そのうち平成 27年 6月 30日までに育児休業を開始した人の数を男女別に回答用紙に記入してください。なお、該当する方がいない場合は、0を記入してください。

《出産者数（または配偶者が出産した人の数）》

配偶者が出産した男性  
\_\_\_\_\_人

出産した女性  
\_\_\_\_\_人

男性  
\_\_\_\_\_人

女性  
\_\_\_\_\_人

《うち育児休業を開始した人の数》

設問 1-6 「1. 年次有給休暇の取得促進」を選んだ事業所のみ回答してください。

設問 1-1 「4」に該当する → 設問 1-3へ  
設問 1-1 「4」に該当しない → 設問 1-4へ

- 1. 年次有給休暇の取得促進について経営トップがメッセージを発信
- 2. 年次有給休暇を利用した連続休暇制度の導入・拡大
- 3. 年次有給休暇の計画的付与の実施
- 4. 休暇・休業時の業務フロー調整体制の構築
- 5. 年次有給休暇の残日数を社員に通知
- 6. その他

設問 16. 貴事業所では就業規則等に、育児休業制度の定めがありますか。

1. ある  
2. ない

※ 設問 17 で「1」～「6」のいずれかを選んだ事業所のみ回答してください。

設問 18. 設問 17 の「1」～「6」の制度を利用できる期間はいつまでとされていますか。該当する制度ごとに番号を選んでください。

《制度の最長取得期間》

	満 1 歳 に達す るまで	満 1 歳 超え満 3 歳 未満	満 3 歳 に達す るまで	満 3 歳 超え小学 校就学前の一定年 齢に達するまで	小学生就学 の始期に達 するまで	左記を超 える期間
短時間勤務制度	1	2	3	4	5	6
所定外労働の免除	1	2	3	4	5	6
フレックスタイム制	1	2	3	4	5	6
始業・終業時刻の 繰上げ、繰下げ	1	2	3	4	5	6
在宅勤務	1	2	3	4	5	6
事業所内託児施設	1	2	3	4	5	6

設問 17. その他育児のために就業規則等により定めている制度がありますか。該当する制度はすべて選んでください。また、現在は就業規則等に定めがないが、今後、取組みたい制度はありますか。該当する番号をすべて選んでください。

《その他育児のための制度（複数回答）》

	就業規則の定め がある	現在はないが、 今後取組みたい がある
育児のための短時間勤務制度	1	1
所定外労働の免除	2	2
育児のためのフレックスタイム制	3	3
始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ	4	4
在宅勤務	5	5
事業所内託児施設	6	6
休業後の復帰に備えた業務等に関する情報提供	7	7
育児休業中または復帰前後の講習等の実施	8	8
育児休業中の給与等の全部または一部を支給	9	9
育児休業期間中の生活資金等の貸付制度	10	10
その他	11	11
特はない	12	12

「定めあり」で、「1」～「6」のいずれかに該当する場合は設問 18へ  
「定めあり」で、「1」～「6」のいずれかにも該当しない場合は設問 19へ

設問 19. 貴事業所では就業規則等に子の看護休暇制度の定めがありますか。

※ 「子の看護休暇」とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対して、負傷や疾病にかかる子どもを世話をするために与えられる休暇で、労働基準法による年次有給休暇とは別のものです。

《子の看護休暇制度の定めが》

1. ある → 設問 2.0へ

2. ない → 設問 2.1へ

※ 設問 19 で「1」と答えた事業所のみ回答してください。

設問 20. 子の看護休暇を1年間に利用できる日数は従業員1人につき最大で何日ですか。子どもが1人の場合および2人以上の場合のそれぞれについて該当する番号を選んでください。

《最大利用可能日数》

	1～4 日	5 日	6～9 日	10 日	11 日以上	上限なし
子どもが 1 人の場合	1	2	3	4	5	6
子どもが 2 人以上の場合	1	2	3	4	5	6

設問 21. 貴事業所では就業規則等により、介護休業制度の定めがありますか。

- 《介護休業制度の定めが》  
1. ある  
2. ない

## 【女性が活躍するための取組み（ポジティブ・アクション）】

設問22 過去2年間（平成25年4月1日～平成27年3月31日）の介護休業制度の利用状況はどうでしたか。現在事業所に規定がなく、従業員からの申し出により育児・介護休業法に基づき介護休業を取得している事業所もお答えください。

### 《介護休業制度の利用実績》

- 1. 利用実績なし
- 2. 女性のみ利用実績あり
- 3. 男性のみ利用実績あり
- 4. 男女とも利用実績あり
- 5. 特にない

設問23 その他介護のために就業規則等により定めている制度がありますか。該当する番号をすべて選んでください。

### 《その他介護のための制度（複数回答）》

- 1. 介護のための休暇制度
- 2. 介護のための短時間勤務制度
- 3. 介護のためのフレックスタイム制
- 4. 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
- 5. 在宅勤務
- 6. 介護要員の派遣・あっせん
- 7. 介護休業後の復帰に備えた業務等に関する情報提供
- 8. 介護に関する情報提供・相談
- 9. 介護費用の賞付・補助
- 10. 介護休業中の生活資金等の貸付制度
- 11. その他
- 12. 特にない

設問24 貴事業所では、妊娠、出産もしくは育児または介護を理由として退職した者に対する再雇用制度はありますか。制度がある場合は、該当する番号をすべて選んでください。

### 《再雇用制度（複数回答）》

- 1. 正規社員として退職したものを正規社員として再雇用
- 2. 正規社員として退職したものをお正規社員として再雇用
- 3. 非正規社員として退職したものを正規社員として再雇用
- 4. 非正規社員として退職したものを非正規社員として再雇用
- 5. 再雇用制度はない

設問25 貴事業所では、女性従業員の配置についてどのように方針をお持ちですか。

### 《女性従業員の配置方針》

- 1. 男女の別なく能力、適正、希望などに応じて配置をする
- 2. 定型的な業務や補助的な業務を中心配置する
- 3. 女性の特質や感性を生かせる職場を中心に配置する
- 4. その他
- 5. 特にない

設問26 貴事業所において、女性が活躍するための取組み（ポジティブ・アクション）としてどのような取組みが必要だと考えていますか。また、実施している取組みはありますか。該当する番号をすべて選んでください。

### 《女性が活躍するための取組み（複数回答）》

	必要だと 考えている	実施 している
女性の継続就業に関する支援	1	1
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進させる取組み	2	2
女性のモチベーションや職業意識を高めるための研修などの実施	3	3
女性従業員の割合が低い職務への積極的登用・採用	4	4
スキルアップの機会を男女同様に与えること	5	5
女性管理職に関する数値目標の設定	6	6
メンター制度の導入およびロールモデルの育成	7	7
セクシュアルハラスメント防止など職場環境の整備	8	8
女性の活躍の必要性についての理解促進	9	9
性別に左右されない公正・透明な人事管理制度、評価制度の構築	10	10
職種に必要とする要件の緩和	11	11
転勤時の配慮	12	12
その他	13	13
特にない	14	14

※「メンター制度」とは、経験豊かな先輩社員（メンター）が後輩社員と双方向の対話を通じて後輩社員のキャリア形成上の課題解決や悩みの解消を援助して個人の成長をサポートする制度のことです。

※「ロールモデル」とは、豊富な職務経験を持ち、女性が将来のビジョンを描くために行動の規範・模範となる人材のことです。

「実施している」で「1」～「13」のいずれかに該当がある場合は設問27へ  
「実施していない」で「14」を選んだ場合は設問28へ

※ 設問2.6で「実施しているの」「」～「13」のいずれかを選んだ事業所のみ回答してください。

設問2.7. 女性が活躍するための取組み（ポジティブ・アクション）の効果について、以下から、あてはまると思うものをすべて選んでください。

《女性が活躍するための取組みの効果（複数回答）》

1. 男女ともに職務遂行能力によって評価されるという意識が高まった
2. 男性が女性を対等な存在として見るようになった
3. 男女従業員の能力発揮により、生産性向上や競争力強化につながった
4. 顧客や取引先からの評判がよい
5. 採用にあたって、優秀な人材を確保できた
6. 女性の管理職の人数が増えた
7. 女性の勤続年数が伸びた
8. 女性の従業員数が増えた
9. その他
10. いまのところ、目立った成果は出でていない

→ 設問2.9へ

※ 設問2.6で「実施しているの」「14」を選んだ事業所のみ回答してください。

設問2.8. 女性が活躍するための取組み（ポジティブ・アクション）を特にしていない理由としてあてはまるものをすべて選んでください。

《女性が活躍するための取組みをしていない理由（複数回答）》

1. 女性の勤続年数が短い
2. 家事、育児、介護等の家族的責任を考慮し、配置や時間外労働等に制約がある
3. 女性に時間外労働や深夜に及ぶ業務をさせににくい
4. 女性自身が昇進・昇格を望まない、または仕事に対して消極的である
5. 女性が活躍するための取組みの具体的な手法がわからない
6. 管理職の日常の業務が忙しく対応する余裕がない
7. 男性管理職の認識、理解が不十分である
8. 男性従業員の認識、理解が不十分である
9. 女性が少ない、いない
10. 自社にとってメリットがない
11. その他

設問2.9. 貴事業所の女性の管理職登用はどうな状況ですか。

《女性の管理職登用の状況》

1. 進んでいる → 設問3.1へ
2. ある程度進んでいる
3. あまり進んでいない → 設問3.0へ
4. 進んでいない

※ 設問2.9で「3」または「4」を選んだ事業所のみ回答してください。

設問3.0. 女性の管理職登用が進まない理由としてあてはまるものをすべて選んでください。

《女性の管理職登用が進まない理由》

1. 必要な知識、経験、判断力等を有する女性がない
2. 現在役職に就くための在籍年数を満たしている女性がない
3. 勤続年数が短く、役職者になるまでに退職してしまう
4. 時間外労働が多い、または深夜業がある
5. 全国転勤がある
6. 家庭責任を多く負っているため、責任のある仕事に就けられない
7. 仕事がハードなので女性には無理がある
8. 女性自身が管理職となることを希望しない
9. 女性が少ないと、いなし
10. 従業員が少なく、性別に関係なく管理職のポストが少ない
11. その他

## 【多様な働き方】

設問3.1. 貴事業所では雇用形態を転換する制度がありますか。非正規社員から正規社員への転換および正規社員から非正規社員への転換それについて、該当する番号を選んでください。

《雇用形態の転換制度》

	制度があり、実際例もある	制度はあるが、実際例はない	制度はないが、実際例はある	制度も実際例もない
非正規社員から正規社員へ	1	2	3	4
正規社員から非正規社員へ	1	2	3	4

**設問 3.2. 責事業所では従来の正規社員と比べて、配置転換や転勤、仕事内容や勤務時間などの範囲が限定されている正規社員の制度はありますか。該当する番号をすべて選んでください。**

«「多様な正規社員」制度について（複数回答）»

- 1. 勤務地限定の正規社員制度がある
- 2. 職務限定の正規社員制度がある
- 3. 勤務時間限定の正規社員制度（短時間正規社員制度）がある

4. 上記にあてはまる制度はない

※「勤務地限定の正規社員」とは、転勤するエリアが限定されている、転居を伴う転勤がない、あるいは転勤が一切ない正規社員のことです。

※「職務限定の正規社員」とは、担当する職務内容や仕事の範囲が他の業務と明確に区別され、限定されている正規社員のことです。

※「勤務時間限定の正規社員」とは、所定労働時間が従来の正規社員と比べて短い、あるいは残業が免除されている正規社員のことです。（ただし、育児・介護休業法で定められている範囲内の制度はこれに該当しません）

「4」を選んだ場合は設問 3.4へ

## 【ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）経営】

※「ワーク・ライフ・バランス」とは「仕事と生活の調和」のことです。「仕事と生活の調和」が実現した社会では、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるとされています。

設問 3.4. 責事業所において、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現するためにはどのような取組みが必要だと考えていますか。また、実施している取組みはありますか。それについて、該当する番号をすべて選んでください。

«「ワーク・ライフ・バランス」に関する取組み（複数回答）»

	必要だと 考へている	実施している
労働時間削減の取組み	1	1
年次有給休暇取得推進	2	2
従業員の心身の健康支援	3	3
従業員の自己啓発支援	4	4
出産・育児支援	5	5
介護支援	6	6
在宅勤務などの多様な働き方支援	7	7
従業員の地域活動支援	8	8
家族への聯場紹介・参加等	9	9
その他	10	10
特になし	11	11

設問 3.2. 「1」～「3」を選んだ事業所のみ回答してください。

設問 3.3. 設問 3.2 の「1」～「3」の制度を導入した理由は何ですか。該当する番号をすべて選んでください。

- 1. 優秀な人材を確保するため
- 2. 従業員の定着を図るため
- 3. 仕事と育児や介護の両立支援のため
- 4. 非正規社員からの転換を円滑化させるため
- 5. 臨時・季節的業務量の変化に対応するため
- 6. 1日や週の中の繁閑に対応するため
- 7. 賃金の節約のため
- 8. 賃金以外の労務コストの節約のため
- 9. 同業他社が正規社員に複数の雇用区分を設けているため
- 10. 従業員や労働組合等からの要望があつたため
- 11. その他

「実施している」の「1」～「10」のいずれかに該当する場合は設問 3.5へ

「実施している」で「11」を選んだ場合は設問 3.6へ

※ 設問3 4で「実施している」の「1」～「10」のいずれかを選んだ事業所のみ回答してください。  
設問3 5. ワーク・ライフ・バランスに関する取組みは、貴事業所の経営に關してどのような効果がありましたか。該当する番号をすべて選んでください。

#### 《ワーク・ライフ・バランスに関する取組みの効果（複数回答）》

1. 仕事の生産性が向上した
2. コストが削減できた
3. 会社のイメージが向上した
4. 従業員の仕事への意欲が向上した
5. 会社に対する満足度が向上した
6. 従業員の心身の健康が向上した
7. 従業員の時間管理能力が向上した
8. 女性従業員の定着率を高めた
9. 男性従業員の定着率を高めた
10. 従業員に効果があった
11. その他
12. 今のところ目立った成果は出ていない

設問3 6. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定状況について、貴事業所に該当する番号を選んでください。

※一般事業主行動計画とは、次世代育成支援対策推進法に基づいて、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、計画期間、目標、目標達成のための対策、およびその時期を定めるものです。

#### 《一般事業主行動計画の策定状況》

1. 策定できている      2. 策定に向けて準備・検討中      3. 未定  
↓

設問3 8へ

※「2」、「3」のいずれかを選んだ場合は設問3 7へ

#### 【メンタルヘルスケア（心の健康対策）】

設問3 9. 貴事業所では従業員に対してメンタルヘルスケアを実施していますか。

《メンタルヘルスケア（心の健康対策）》を

1. 実施している → 設問4 0へ
2. 実施していない →以下の設問の回答は不要です。お忙しい中ご協力いただきありがとうございました。

設問3 9で「1」と答えた事業所のみ回答してください。

設問4 0. どのような方法でメンタルヘルスケア（心の健康対策）を実施していますか。該当する番号をすべて選んでください。

《メンタルヘルスケア（心の健康対策）の実施方法（複数回答）》

1. 専門家によるカウンセリング
2. 定期健康診断における問診
3. 職場環境の改善
4. 従業員に対する教育研修、情報提供
5. 従業員が日常的に接する管理監督者に対する教育研修、情報提供
6. 事業所内の産業保健スタッフ、人事労務担当者に対する教育研修、情報提供
7. その他

《県からの支援》

1. 受けたい
2. 必要はない

※「1」を選ばれた事業所には、後日、担当者からご連絡を差し上げます。

設問は以上です。お忙しいなかご協力ありがとうございました。

私

## 平成27年労働条件実態調査(回答用紙)

No. [記入不要]

事業所名(送付先の事業所)

所在地   
 〒   
 企業全体の従業員数合計  
(本社・支社など含む)

担当者 所属・氏名	冊子の送付を希望する 場合はこの欄に○印を 記入ください ⇒
電話番号	( )

A欄の人数は、B欄とC欄の合計人頭と同じになります。  
 あらかじめ番号が記入されている箇所については、該当する番号に○をしてください。  
 それ以外の箇所については該当する番号または実数を記入願います。

設問01 事業内容は 

正規社員数		内 計		非正規社員数		派遣労働者数	
男性	人	事務職	人	男性	人	男性	人
女性	人	人	人	女性	人	女性	人
合計	人	C	人	合計	人	合計	人

役員		部長相当職		課長相当職		係長相当職	
男性	人	男性	人	男性	人	男性	人
女性	人	人	人	女性	人	女性	人
合計	人	C	人	合計	人	合計	人

設問04 労働組合が <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 1.2em; vertical-align: middle;"></span>	設問05 正規社員以外の従業員も <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 1.2em; vertical-align: middle;"></span>	設問06 週休制の形態 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 1.2em; vertical-align: middle;"></span>	設問07 年間休日総数 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 1.2em; vertical-align: middle;"></span>
設問08 1年間の年次有給休暇 平均付与日数 (繰越分を除く) <span style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 1.2em; vertical-align: middle;"></span>	設問09 年間取得日数 <span style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 1.2em; vertical-align: middle;"></span>	設問10 週休日数 <span style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 1.2em; vertical-align: middle;"></span>	設問11 年間休日総数 <span style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 1.2em; vertical-align: middle;"></span>

設問09 年次有給休暇の取得単位 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 1.2em; vertical-align: middle;"></span>	設問10 その他の休暇制度(複数回答) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr></table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																
設問11 労働時間短縮のための取組み(複数回答) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr></table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	設問12 年次有給休暇の取得促進の取組み(複数回答) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr></table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																
設問13 変形労働時間制の内容(複数回答) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table>	1	2	3	4	設問14 労使間の話し合いの機会 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table>	1	2	3	4																
1	2	3	4																						
1	2	3	4																						
設問15 出産者数(または配偶者が出産した人の数) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table>	1	2	3	4	設問16 育児休業制度の定めが <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table>	1	2	3	4																
1	2	3	4																						
1	2	3	4																						
設問17 その他育児のための制度(複数回答) 事業規則の定めがある 現在はないが今後取組みたい <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr></table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	設問18 制度の最長取得期間 勤務制度 短時間勤務 所定外労働の免除 フレックスタイム制 始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ 在宅勤務 事業所内託児施設 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr></table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12														
設問19 子の看護休業制度の定めが <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table>	1	2	3	4	設問20 最大利用可能日数 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table>	1	2	3	4																
1	2	3	4																						
1	2	3	4																						
設問21 介護休業制度の利用実績 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table>	1	2	3	4	設問22 介護休業制度の定めが <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table>	1	2	3	4																
1	2	3	4																						
1	2	3	4																						
設問23 その他介護のための制度(複数回答) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr></table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	設問24 再雇用制度(複数回答) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr></table>	1	2	3	4	5							
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12														
1	2	3	4	5																					
設問25 女性従業員の配置方針 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table>	1	2	3	4	設問26 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 1.2em; vertical-align: middle;"></span>																				
1	2	3	4																						

<b>設問26</b>	女性が活躍するための取組み (複数回答)	必要である 実施している	1   2   3   4   5   6   7   8   9   10   11   12   13   14
<b>設問27</b>	女性が活躍するために取組みの効果(複数回答) (複数回答)	1   2   3   4   5   6   7   8   9   10   11   12   13   14	
<b>設問28</b>	女性が活躍するための取組みをしていない理由 (複数回答)	1   2   3   4   5   6   7   8   9   10   11	
<b>設問29</b>	女性の管理職登用の状況		<input type="checkbox"/>
<b>設問30</b>	女性の管理職登用が進まない理由(複数回答)	1   2   3   4   5   6   7   8   9   10   11	
<b>設問31</b>	雇用形態の転換制度	非正規から正規	<input type="checkbox"/> 正規から非正規 <input type="checkbox"/>
<b>設問32</b>	多様な正規社員制度について (複数回答)	1   2   3   4	
<b>設問33</b>	多様な正規社員制度の導入理由 (複数回答)	1   2   3   4   5   6   7   8   9   10   11	
<b>設問34</b>	ワーク・ライフ・バランス に関する取組み (複数回答)	必要だと考えている 実施している	1   2   3   4   5   6   7   8   9   10   11 1   2   3   4   5   6   7   8   9   10   11
<b>設問35</b>	ワーク・ライフ・バランスに関する 取組みの効果(複数回答)	1   2   3   4   5   6   7   8   9   10   11   12	
<b>設問36</b>	一般事業主行動計画の策定状況		<input type="checkbox"/>
<b>設問37</b>	県からの支援		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<b>設問38</b>	滋賀県ワーク・ライフ・バランス 推進企業登録の認知		<input type="checkbox"/>
<b>設問39</b>	メンタルヘルスケアを		<input type="checkbox"/>
<b>設問40</b>	メンタルヘルスケアの実施方法(複数回答)	1   2   3   4   5   6   7	

※お忙しいところご協力をいただきありがとうございました

## **平成27年版 滋賀県の労働条件**

(平成27年労働条件実態調査結果報告書)

平成28年2月

発行 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL 077-528-3751

e-mail fe00@pref.shiga.lg.jp

印刷 (有)東吳竹堂(ひがし印刷)

この印刷物は古紙パルプを配合しています。





母なる湖・琵琶湖。  
——あずかっているのは、滋賀県です。